

平成 28 年 10 月 12 日

◎桑名委員長 ただいまから、総務委員会を開会いたします。 (9時59分開会)

本日からの委員会は、「付託事件の審査等について」であります。当委員会に付託された事件は、お手元の「付託事件一覧表」のとおりであります。

日程については、お配りしてある日程案によりたいと思います。なお、委員長報告の取りまとめについては、10月17日、月曜日の委員会で協議していただきたいと思います。

お諮りいたします。日程については、先ほどの説明のとおり行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし)

◎桑名委員長 異議なしと認めます。

それでは、日程に従い、付託事件の審査及び報告事項を一括議題とし、各部局の説明を受けることといたします。なお、本日は、この第一委員会室において、12時30分から決算特別委員会の組織委員会を開催いたしますので、11時45分ごろをめぐり、早目に休憩に入らせていただきたいと思います。

《総務部》

◎桑名委員長 それでは、総務部について行います。

最初に、総務部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎梶総務部長 総括説明に先立ちまして、職員の不祥事についての御報告を申し上げます。

まず、職員の窃盗による懲戒処分についてです。本年7月1日に中央東県税事務所の職員が、休暇中に立ち寄った高知市内の量販店において、商品を万引きしたとして窃盗の容疑で検挙される事態が発生をしました。このことから、この職員を10月4日付で停職1カ月の懲戒処分としたところです。

次に、元職員の器物損壊による退職手当支給制限処分についてです。本年3月10日及び25日に高知土木事務所の職員が、高知市内の駐車場において、知人女性の乗用車を傷つけたとして、器物損壊の容疑で逮捕される事態が発生しました。職員は3月31日付で定年退職しましたが、この元職員に対し7月28日付で、一般の退職手当等の全部を支給しない処分を行ったものです。

このたびの行為によりまして、公務に対する信頼を損なうことになったことにつきまして、議会、県民の皆様に対し深くおわびを申し上げます。申しわけございませんでした。

今後、このような事態が繰り返されることのないよう、綱紀の肅正と法令遵守の徹底につきまして、改めて全庁に通知したところです。本会議の一般質問で知事からもお答えをしましたが、いま一度職員一人一人が不祥事を県政全体の信頼にかかわる重大な問題として受けとめ、率先して法令を遵守すべき県職員としての自覚を新たに、県民の皆様から

の県政に対する信頼を回復するよう努めてまいります。各事案の詳細につきましては、後ほど報告事項として、人事課長及び職員厚生課長から御説明を申し上げます。

それでは、私から総括して説明をさせていただきます。まず、今回の補正予算の概要について御説明を申し上げます。お手元の総務部という青いインデックスのついた表紙に議案補足説明資料と記載のある資料です。1枚おめくりいただきますと、平成28年度9月補正予算編成の概要という資料がございます。

まず、この表の下の歳出ですけれども、今回の補正予算では、国の経済対策に対応した南海トラフ地震対策を中心とする公共事業や、来年3月に開幕する幕末維新博関連事業などを計上させていただいております。それぞれ通常分と経済対策分と分けて記載しておりますが、一番下の行の総計(1)+(2)の中ほど小計(B)の列をごらんいただきますと、総額で65億7,916万3,000円の増額補正となっております。

歳出の内訳ですが、(1)の経常的経費が8億200万円余り、(2)投資的経費が57億7,600万円余りで、投資的経費では、普通建設事業費のうち、補助事業費が42億2,600万円余り、単独事業費が13億6,000万円余りとなっております。通常分のうち、補助事業費が5億6,300万円余りの減額となっております。これは、都市公園事業において国予算の内示減があったためですが、事業を実施するために内示減見合いの事業費を、その下の単独事業に振りかえて計上をしております。また、国の経済対策分は47億8,900万円余りとなっております。

上の表の歳入の補正につきましては、中ほどの(2)特定財源が53億2,400万円余りとなっております。内訳としましては、国庫支出金が18億8,900万円余り、県債が32億8,800万円、その他が1億4,600万円余りとなっております。これらの特定財源をもっても賄えない額が(1)の一般財源ですが、12億5,400万円余りにつきましては、前年度からの繰越金の充当等により対応することとしたものです。

以上が、今回の補正予算の概要です。

次に、総務部関連の議案です。総務部からは、第1号議案、平成28年度高知県一般会計補正予算の所管分としまして、財政課から歳入補正予算を、管財課から追加の債務負担行為を、それぞれ提出しております。また、条例議案としましては、第5号議案、高知県収入証紙条例の一部を改正する条例議案を提出しておりますが、それぞれ詳細につきましては、後ほど担当課長に説明をさせます。

次に、報告事項です。お手元の資料の総務部という青いインデックスが張ってあります、表紙が報告事項となっております資料になります。今回、御報告しますのは、まず、赤いインデックス、人事課から職員の懲戒処分について。職員厚生課から退職手当の支給制限処分について。財政課から今後の財政収支の試算について及び平成27年度決算に基づく健全化判断比率等の状況について。市町村振興課から平成27年度決算に基づく県内市町村の

健全化判断比率及び資金不足比率の状況についてです。詳細につきましては、後ほど担当課長に説明をさせます。

次に、主な審議会等の状況について御説明させていただきます。先ほどごらんをいただきました報告事項の資料のうち、審議会等という赤いインデックスが張ってある資料をおめくりください。今回、御報告しますのは、高知県公益認定等審議会です。7月25日及び9月26日に開催し、公益財団法人四万十公社など2法人の変更申請について答申が決定されております。なお、審議会の開催状況については、担当課長からの説明は省略させていただきます。

最後に、資料はございませんが、退職手当の全部不支給処分の取り消しを求められた裁判の結果が出ましたので、口頭で御報告します。この事案は、酒気帯び運転で物損事故を起こして摘発されまして懲戒免職になりました元職員に対して、2年前の平成26年7月10日付で、一般の退職手当等の全部を支給しないという処分を行ったものですが、この退職手当を支給しないという処分について、元職員から異議申し立てがありました。地方自治法に基づきまして、平成26年9月の定例会、総務委員会でこの異議申し立てについて御審議いただきました。総務委員会でこの異議申し立てを却下すべきということについて御審議をいただきまして、その後裁判が続いたわけですが、平成27年9月の第一審では、県が敗訴しましたけれども、本年3月の控訴審では、原判決を取り消し、被控訴人の請求を棄却すると。被控訴人とは原告ですけれども、請求を棄却するという判決が出されまして、元職員が4月7日に最高裁判所へ上告受理の申し立てを行ってございましたけれども、去る9月13日付で上告審として受理しないという最高裁判所の決定がございましたので、県がこれまで主張してきたことが認められたものと考えております。今後とも県民の皆様の期待と信頼を損なうことのないよう、服務規律の徹底に努めたいと考えております。

私からは以上です。

◎桑名委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈財政課〉

◎桑名委員長 最初に、財政課の説明を求めます。

◎菊地財政課長 まず、一般会計補正予算について御説明を申し上げます。右上に②と書かれた議案説明書の3ページをお願いできるでしょうか。

歳入予算の補正につきまして、御説明させていただきます。今回の補正予算全体に必要なとなります一般財源につきまして、平成27年度からの繰越金、12億5,150万2,000円の増額補正をお願いするものです。

補正予算に関しては以上です。

◎桑名委員長 質疑を行います。

(な し)

◎桑名委員長 質疑を終わります。

〈市町村振興課〉

◎桑名委員長 次に、市町村振興課の説明を求めます。

◎成田市町村振興課長 それでは、議案第5号、高知県収入証紙条例の一部を改正する条例議案について御説明します。

議案補足説明資料の赤い市町村振興課のインデックスのページをお開きください。高知県収入証紙条例の一部改正についてという資料です。

1の改正の趣旨ですが、政治資金収支報告書及び少額領収書の写しの交付手数料につきまして、現金による徴収方法とするため、高知県収入証紙条例の一部を改正するものでして、2に移りまして、改正内容としましては、手数料のうち証紙以外の方法によって徴収するものを定めました収入証紙条例の別表に2つの手数料を追加しようとするものです。

次に、3、改正の理由です。収支報告書及び少額領収書の写しの交付手数料につきましては、収入証紙条例上、原則として証紙により徴収することとしておりますが、これまで現金で徴収をしてきておるところです。また、少額領収書以外の領収書等の写しにつきましては、高知県情報公開条例に基づき、実費相当を現金で徴収するとされておりますことから、両者間で整合がとれていない状況となっております。これらのことにつきまして、県庁内部において問題提起があったところです。下の表をごらんください。平成21年1月の政治資金規正法の改正によりまして、右側現行の欄の①の収支報告書と、③の少額領収書の写しにつきましては、政治資金規正法に写しの交付に関する根拠が設けられましたことから、①と③の写しの交付は、政治資金規正法に基づくものとなり、その費用も手数料の徴収とされました。また、②の部分は、政治資金規正法に写しの交付に関する根拠が設けられておりませんので、引き続き高知県情報公開条例に基づいて写しの交付をし、実費を徴収することとされておりますことから、①、②、③で費用の徴収の方法の整合がとれていない状態となっております。

こうしたことから、①と③の部分の徴収方法につきまして、改めて検討したところです。その結果、資料の3の中にア、イ、ウとまとめておりますけれども、収支報告書や少額領収書は、各団体、各年度の収支状況によって枚数が一定でなく、また、請求者が必要な部分を選択して交付を受けることから、あらかじめ金額を確定することができず、証紙により徴収する場合は、請求者が枚数確定後に改めて証紙を購入する必要があるなど、請求者の利便性を損なうと考えられますことから、現金により徴収することがふさわしいものと考えておるところです。このため、収支報告書及び少額領収書の写しの交付手数料の徴収を現金による徴収とするよう収入証紙条例を改正させていただくものです。なお、既に現金で徴収しております手数料につきましては、高知県手数料徴収条例に基づく額の手数料が徴収されたものであり、徴収方法としましては、高知県収入証紙条例に基づいたもの

ではありませんが、県に対する有効な弁済であると考えております。

最後に、4 施行日ですが、公布の日と考えております。

説明は以上です。

◎桑名委員長 質疑を行います。

◎池脇委員 収入証紙は現金のかわりになるわけですがけれども、現金だけであれば、不足していないかどうか確認をしなくちゃいけませんよね。証紙であれば、張っていたらその確認は要らないですよ。そういう確認はどうやってされるんですか。

◎成田市町村振興課長 現金の徴収の際に、相手方に何枚を交付して幾らいただきますと記録に残っております。それから、いただいた現金は、全て収入調定をして歳入に入れておりますので、その額がわからなくなることはないと考えております。

◎池脇委員 今もどれぐらい入っているか、現金はきちんと毎日チェックされて納められているということですね。

◎成田市町村振興課長 そのとおりでして、例えば平成 27 年度でしたら請求者が 31 名おありまして、5 万 4,360 円納めていただいているということで管理はしております。

◎桑名委員長 よろしいですか。

(な し)

◎桑名委員長 質疑を終わります。

〈管財課〉

◎桑名委員長 次に、管財課の説明を求めます。

◎沢田管財課長 管財課に係る補正予算議案について御説明をさせていただきます。資料①の高知県議会定例会議案（補正予算）の 6 ページをお開き願います。

第 3 表 債務負担行為補正 1 追加の表の一番上、本庁舎の電気料金の欄をごらんください。補正の内容は、来年度の本庁舎の電気供給契約に係る債務負担行為の追加です。本庁舎の電力供給につきましては、四国電力と長期契約を締結し、供給を受けていましたが、本年度末で契約期間が満了します。そのため、来年 4 月以降の電力供給につきましては、年度内に入札等の契約事務を実施し、契約を締結する必要があるとございますので、今議会におきまして、債務負担行為の議決をお願いするものです。四国電力との長期契約は随意契約でしたが、県内でもいわゆる新電力による電力が供給されていること、また、年間の支払い額を約 5,000 万円程度と予定しており、政府特定調達基準の 3,300 万円を上回ることから、今回から一般競争入札により契約したいと考えております。一般競争入札による契約の場合、入札公告の期間、約 40 日、や四国電力以外が落札した場合は機械設備を交換するための期間を要するなど入札公告から契約の締結、電力供給までに一定の期間を要しますので、継続して電力供給を受けるためには、早期に契約準備に着手する必要があります。今議会におきまして、債務負担行為の議決をお願いするものです。また、既に入札により契約をして

おります管財課所管の西庁舎、北庁舎、さらに他の県有施設は12月31日までの契約としておりますので、それにあわせまして、本庁舎につきましても契約の終期を平成30年12月と予定しております。そのため、限度額は平成29年4月から平成30年3月までの平成29年度分5,052万4,000円、平成30年4月から12月までの9カ月分3,865万5,000円、合計8,917万9,000円の債務負担行為をお願いするものです。

以上で、説明終わります。

◎桑名委員長 質疑を行います。

(なし)

◎桑名委員長 質疑を終わります。

以上で、総務部の議案を終わります。

続いて、総務部から、5件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けるといたします。

〈人事課〉

◎桑名委員長 それでは、「職員の懲戒処分について」、人事課の説明を求めます。

◎西村人事課長 お手元の総務委員会資料、報告事項の人事課の赤いインデックスがついております資料をお願いします。1ページ目です。

部長から総括説明しましたとおり、10月4日付で1名の職員を懲戒処分としましたので、懲戒処分の公表基準に沿って御報告します。

処分を受けた職員は、中央東県税事務所主事、田村隆一、25歳です。

処分の事由は、本年7月1日金曜日の午後5時ごろ、休暇中に立ち寄った高知市内の量販店において、同店の日本酒1本、缶ビール5本、金額にして2,739円を持参したバッグに入れた状態で、その代金を支払わずレジで別商品の会計のみを済ませて店外に出たところ、同店の警備員に呼びとめられ、商品を万引きしたとして通報され、警察での事情聴取の結果、窃盗の容疑で検挙されたものです。量販店の商品を窃取した行為は、率先して法令を遵守する立場にある公務員としてあるまじき行為です。職員全体の名誉と信頼を損なうばかりか、県民の県政への信頼を大きく裏切るものであり、その責任は極めて重大です。

職員のこの行為は、職員の信用失墜行為を禁止しております地方公務員法第33条の規定に違反することから、停職一月間の懲戒処分としました。処分を受けた職員は前歴はございませんが、「職場などでの人間関係で悩み、そのはけ口としてこのようなことをしてしまった。公務員である前に人として当然犯してはいけないことであり、申しわけない気持ちでいっぱいです。どのような理由があろうと越えてはいけない一線を越え、自制できなかったのは、自分自身の至らなさで弱さであり、逃げずにしっかりと向き合っていきたい」と申しており、深く反省をしております。この職員には、停職期間中におきましても定期的に日常の生活状況とか心境を報告させることによりまして、一層の反省をさせる

こととしております。このことにつきまして、改めて県民の皆様におわびを申し上げます。

なお、停職1カ月という処分の程度につきましては、本会議でも議論がございましたので、少し御説明をさせていただきます。処分事案に対しましては、それぞれの事案ごとに本人から事情を聞くなどしまして、事実関係を十分に把握し、行為の原因、動機、性質、影響など個々の事情を考慮しております。処分の軽重等々につきましては、人事院で定める国家公務員の懲戒処分の指針を参考にしながら、過去の事例との比較による一貫性を保つとともに、他県の事例との均衡も図りながら、恣意性が入らないように判断しているものです。

具体的に申し上げますと、今回の事案は商品の代金を支払わずに店舗外に出たということで、窃盗罪に該当するものです。その判断に当たりましては、全体の奉仕者として性格が共通する国家公務員における懲戒処分の標準、先ほど申し上げました人事院通知、懲戒処分の指針におきまして、窃盗は免職または停職となっております。

次に、本県の過去10年間の窃盗に係る懲戒処分は、停職三月が1件、1年が1件となっております。こちらは過去に窃盗歴があったり、窃取したものを転売しようとする悪質なものです。さらに、内容が確認できました他県の5事例ですが、停職一月が3件、停職二月が1件、停職三月が1件となっております。三月のものは、勤務時間内、公務中に行為に及んでいるものでした。二月のものは、責任のある職員による事案です。こういったことと比較考慮して、今回の事案は停職一月が相当と判断したものです。

また、10月5日付で総務部長から通知を行い、今後このような不祥事を再び起こさないよう全ての職員に対して、職員が率先して法令を遵守すべき立場にあることをしっかり自覚すること。その職の信用を傷つけ、職全体の不名誉となるような行為をしてはならないこと。一部の不心得な職員の不祥事が、県民の皆様からの県職員全体への信頼を損ない、多くの真面目な職員に迷惑を及ぼすだけではなく、県政全体に対する不信を招くことを常に意識をして行動することについて、いま一度徹底したところです。引き続き、県民の皆様への県政に対する信頼の回復に努めてまいりたいと思います。申しわけございませんでした。

私からの報告は以上です。

◎桑名委員長 質疑を行います。

◎金岡委員 懲戒処分ですが、ほかの事案とのばらつきがあるように思うんですが、先ほど他県、あるいはそのほかの事案とも照らし合わせたとお聞きをしましたが、どうもそうではないような気がするんです。送検された場合の事案は、こうしないといけないということがあったと思うんですが、そこら辺どうでしょうか。

◎西村人事課長 現時点ではまだ不起訴の方向と伺っております。特に起訴されたからということで、こういう処分だというのはございません。

◎池脇委員 こういう行為をした動機について少し御説明があったと思うんです。職場でのストレス、人間関係か仕事関係かわかりません。それが原因で精神的にこういうことをしたというお話であったと思うんですけれども、その点については詳しく聞いているんですか。

◎西村人事課長 私どもの職員が当人から事情を聴取しておりますけれども、少し職場との関係なんかで。この職員は自己開示を余りしない内にこもっておるようなタイプの者として、余り自分の内側を表に出せないで、少し物をため込んでしまう性格であるように思われます。本人からの説明では、そういったことで少し自分の中でため込んで、もやもやして人間関係で悩んでいるということだろうと思うんですが、そのように聞き取りをさせていただいております。

◎池脇委員 業務そのものでなくて、上司とか同僚とかの人間関係でストレスがたまっているということで、御本人の性格の問題であるならば、この方が停職が終わって、もとの部署に戻されるのであれば、また同じストレスはあるということですね。そのあたりはどのように認識をされて対応されるおつもりですか。

◎西村人事課長 おっしゃるように、そういったこともございますので、所属長を含め、この職員とのかかわり、例えばコミュニケーションをとるといったことをもう少し所属で工夫していかないといけないと考えております。そのことは所属長にも伝え、復帰後はそういった部分について、少し意識をして取り組みを進めるようお願いをしております。

◎池脇委員 周りが気を使ってそういう対応をすれば、本人は余計に心を閉ざすんじゃないですか。御本人のコミュニケーションがとれない内向的な性格が要因であるとするならば、まずはカウンセリングをしっかり受けさせて、御本人がそのことでストレスを負わないようにすることが、一義的に職場復帰の前提になるんじゃないかと思うんですけれども、その点については考えはあるんですか。

◎西村人事課長 そこまでは私ども考えておりませんでしたけれども、これは御本人にも話をして、そういったことも含めて少し検討もさせていただきたいと考えます。

◎梶総務部長 御指摘はごもっともです。ぜひ、御指摘を踏まえた対応をしたいと思いません。

◎池脇委員 25歳で、これから将来があるわけで、一時的な感情でこうした行為をしてしまったということで、相当、本人も罪悪感と精神的に落ち込んでるんでしょうけれども、やった事実は消えないわけで、そこを立ち上がってもらえるのもこれからの一つの対応ではないかと思しますので、しっかり対応をしていただきたいと思います。

◎米田委員 池脇委員も言われましたけれど、人間的な悩みがあってこういう行為に及んだわけで、ストレス原因はどこにあるのか当然話したものだと思っただけれど、今聞いたらそんな感じじゃない。本人が内向性で余り物を言わないという、そんなレベルの話じゃない

でしょう。中央東県税事務所で、やはり何らかの現実の話があると思うんです。それをどう取り除いていくか、どう見守っていくかという詰めた話を、本人へもした上でないと、新たな出発はできませんし、繰り返すことを回避することにならないんじゃないかと思うけれど、そこら辺、今詰めて話ができない精神状態なんですか。

◎西村人事課長　そういうことではございませんけれども、処分の決定までの間に、余り本人を呼びつけて所属でもいろいろやるというのがなかなか難しいところがございます。今回、処分を決定し、公表しましたので、御指摘のところは大変必要な部分だと思います。先ほど池脇委員から御指摘もございましたけれども、今後そういったことについても、しっかりと対応していきたいと考えております。

◎米田委員　25歳で、入職して長くて3年ぐらいだと思いますけれど、起こったことは7月で、処分までの期間があるわけで、彼が今、人間的な悩みがあります、人間関係で悩んでおりますだけじゃあいけないわけで。それは人事課がやるか現場の事務所がやるか別にして、もっと早くその人の思いに寄り添う対応をして、そのことも聞いた上で処分しないと、これから先のある若い人ですから。そこら辺は、人事課は処分するだけとは思ってないと思うけれど、3カ月もたっているのによくわからないみたいな話をされたら、どうなっているだろう、大丈夫かと思ったりするんですが。

◎西村人事課長　御指摘は十分わかりました。ただ、1点申し上げますと、この3カ月は、警察にも何回か呼ばれて事実確認をする行為がございます。警察に呼ばれたことを受けて、私どももその都度確認をさせていただく。慎重に事実関係がどうであったのか確認をする。それと並行して、あなたがやったことはどうだということもなかなかできない部分もございます。御指摘は十分わかりますけれども、そういったことでちょっと手順を追ってさせていただきたいと。3カ月ただいたずらに置いていたということではなくて、警察の関係の事情聴取もございましたし、そこを踏まえて私どもの事実確認もあったということで、少し御理解はいただきたいと思います。

◎米田委員　わかりました。ただ、大事な3カ月だし、これからが本当に彼にとってそういう根源、もとを一緒にどう解決できるかという職場でないといけないし、そういう点はやはりきちんと方針も持って粘り強くやっていかないといけない。ただ、ここの委員会で処分の話だけされても、この職員の将来が大丈夫かと心配します。今後そういう説明もできるように、なお対応していただきたいと思います。

◎梶総務部長　御指摘ごもっともです。どうしても、処分前は事実確認することに全力を挙げた上で処分することが信頼回復につながるという意識で仕事しておりますが、復職といえますか、停職明けに向けましては、県税事務所は総務部の所管ですので、県税事務所の所長、あるいは同僚とも話をさせていただいて、彼の停職後の円滑な勤務環境を整えるとともに、先ほど委員から御指摘があったカウンセリングも含めて対応させていただきた

いと思います。

◎高橋委員 この3カ月間の勤務実態と、自分の不祥事により十分な仕事できていないので、この間の給与はどういった扱いになるのか。それと、警察に呼ばれたときに結果的に仕事できないわけですね。休むわけなんで、今までもどうされていたのか、今回の場合どうされているのか。

◎西村人事課長 警察に呼ばれた場合には、当然休暇をとって行っていただくこととなります。それから、給与については、出勤ができて一定の仕事をしている以上は支払うこととなります。ただ、このたび処分によりまして停職となります。一月間については、当然給料が支払われないことになっております。

◎高橋委員 この間何日くらい警察に呼ばれて業務に支障があったのか、少し詳しく教えてください。

◎西村人事課長 警察に呼ばれたのは3回と聞いております。

◎高橋委員 そうしたら、大体50日ぐらいは働いていると。3カ月ですよ。仕事する日というのは大体1カ月20日ちょっとなんで、それはもう当たり前に仕事をしていたのか。

◎西村人事課長 所属長からは問題なく仕事はしていると聞いております。

◎桑名委員長 よろしいですか。

(な し)

◎桑名委員長 質疑を終わります。

〈職員厚生課〉

◎桑名委員長 次に、「退職手当の支給制限処分について」、職員厚生課の説明を求めます。

◎松本職員厚生課長 元職員に対して、退職手当の支給制限処分を行いましたので御報告します。お手元の総務委員会資料、報告事項の職員厚生課の赤いインデックスがついたページをごらんください。

事案の概要です。この元職員は、当時、高知土木事務所の主任でしたが、本年3月25日に高知市内の駐車場において、知人女性の乗用車を傷つけた器物損壊容疑で3月28日に逮捕され、同月10日にも同様の行為を働いていたとして、同じ容疑で4月20日に再逮捕されました。これにより、7月6日に高知地方裁判所から、懲役八月、保護観察つき執行猶予3年の刑の言い渡しを受け、控訴しませんでしたので、刑が確定をしました。この元職員は、逮捕された直後の3月31日付で定年退職をしておりますので、懲戒処分は受けておりませんが、退職した職員が在職中の行為に係る刑事事件で、退職後に禁錮以上の刑に処せられた場合の退職手当の支給制限処分について規定をしております、職員の退職手当に関する条例第14条第1項及びその運用方針に基づき、検討を行いました。退職手当条例の運用方針では、非違の発生を抑止するという制度目的に留意し、禁錮以上の刑に処せられた場合は、退職手当の全部を支給しないということが原則になっておりますが、過失に

より禁錮以上の刑に処せられ、執行猶予を付された場合であって、特に参酌すべき情状のある場合には、退職手当の一部を支給しない処分にとどめることができることになっております。しかし、この元職員の行為は、故意によるものであるとともに、一部を支給しない処分にとどめる特に参酌すべき情状も認められませんでしたので、7月28日付で一般の退職手当等の全部を支給しないという処分を行いました。

職員厚生課からの説明は以上です。

◎桑名委員長 質疑を行います。

◎高橋委員 一部を支給しないという、この一部はどれぐらいのパーセントか、金額なのかわかりませんが、一部とはどういう理解をしたらいいのか、もう少し詳しく教えていただけますか。

◎松本職員厚生課課長 特に割合が決まっているものではございません。案件によってその非違行為の重大性、それから職員の過去の功績等を踏まえて決定するものとなっております。

◎高橋委員 今回の場合の一部とは、どう理解したらいいのか。

◎松本職員厚生課課長 今回の案件につきましては、一部を支給しない処分にとどめることができる要件に該当しておりませんので、全部不支給になっております。

◎金岡委員 参酌するということですが、この車を直すとかということも全くやってないということですか。

◎松本職員厚生課課長 車の修理代につきましては、損害賠償を行っていると聞いております。

◎金岡委員 全く参酌すべき情状は何にも全くないということですね。

◎松本職員厚生課課長 そういうことも踏まえましても、この元職員の行為につきましては、警察の警告を無視して複数回行っております。悪質でありますので、全部不支給にしております。

◎桑名委員長 質疑を終わります。

〈財政課〉

◎桑名委員長 次に、「今後の財政収支の試算について」、及び「平成27年度決算に基づく健全化判断比率等の状況について」、財政課の説明を求めます。

◎菊地財政課長 総務委員会資料、報告事項の赤い財政課のインデックスのついたページをお開きいただければと思います。今後の財政収支の試算と、平成27年度決算に基づく健全化判断比率等の状況につきまして、御報告を申し上げます。

まず、今後の財政収支の試算について御説明をします。財政運営におきましては、中期的な収支の動向を常に念頭に置くことが重要であることから、毎年、中期的な財政収支の見通しを作成しまして、9月議会で御報告をしているところです。本年度も、昨年度の本

県の決算状況とか、国の中期財政計画などの動向も踏まえまして、平成 34 年度までの財政収支の見通しを作成しましたので、その概要を御説明させていただきます。

まず、下段の中長期推計のポイントをごらんいただきたいと思いますが、1 にございますように、今回の推計では、南海トラフ地震対策に要する経費につきまして、第 3 期行動計画をベースに今後必要となる事業をできるだけ網羅的に見込みました結果、その見込み額は昨年推計よりも増加をしています。

一方で、上段の左側のグラフをごらんいただきたいと思うのですが、昨年の推計以降、国の補正予算とか、地方創生関連交付金を有効活用したことなどによりまして、足元の財政調整的基金の残高につきましては増加をしています。また、推計期間全体を通じて、財政調整的基金の残高は昨年度推計と同程度となる見込みでして、中期的に安定的な財政運営を行っていく上での一定の見通しを立てることができたと考えています。

ポイントの 2 つ目としまして、臨時財政対策債を除きます県債残高ですが、こちらの水準は全国でも低水準にありまして、上段右側のグラフをごらんいただきたいと思うのですが、国の経済対策に呼応して県債の発行額が大幅に伸び始めました平成 7 年度末の残高 5,206 億円を下回る水準にあるということです。今後、南海トラフ地震対策を含みます喫緊の課題に対応するために必要となる投資事業の実施により、県債残高は一時的には増加をするものの、中期的には残高の逓減傾向を維持できる見通しとなったところです。

他方で、ポイント 3 ですが、本県の財政構造は、歳入に占める地方交付税などの割合が高いことがございまして、その財政運営は地方交付税制度など、国の動向に大きく左右されます。今回の推計では、地方交付税につきましても、例えば歳出特別枠の廃止など一定の厳しい見通しを立てておりますが、今後の国における財政健全化の議論の動向によっては、より厳しい見通しとなる可能性もございます。したがって、今後も国の動向をしっかりと注視をしまして、引き続き国に対して積極的な提案を行うなど、気を緩めることなく的確なアクセルとブレーキにより、安定的な財政運営に努めていく必要があると考えています。

2 ページ以降につきましては、前提条件など、今回の試算の概要の資料をつけています。細かな説明は省略しまして、6 ページ以降の参考資料について御説明します。

6 ページは、今回の推計におけます南海トラフ地震対策経費の概要についてまとめたものです。平成 28 年 3 月に策定しました第 3 期行動計画をベースに所要額を網羅的に積み上げ、平成 34 年度までの 7 年間で 2,105 億円の事業費を推計に反映させたところです。

7 ページをごらんいただければと思います。社会保障と税の一体改革の反映状況についてまとめたものです。下段、2 推計の概要にございますように、歳入では地方消費税の引き上げなどにより、平成 25 年度と比較しまして、平成 26 年度から平成 34 年度までの 9 年間で 443 億円の増を見込む。その一方で、歳出につきまして、社会保障関係経費は毎年

3.2%ずつ伸びていくと見込みまして、9年間では721億円の増となり、地方消費税率の引き上げ等に伴う歳入の増加分は、その全額を社会保障関係経費に充当することとしております。

8ページをごらんいただければと思います。今回の試算で見込みました大規模事業の一覧表を添付しておりますので、御参照いただければと思います。

以上が、財政収支の見通しについてです。

次に、9ページをお開きいただければと思います。地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づきまして、平成27年度決算に基づく健全化判断比率と資金不足比率の状況について御報告をします。平成27年度決算に基づき各指標を算定した結果、いずれの指標についても早期健全化基準を下回るなどの結果となっております。

まず、①実質赤字比率ですけれども、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率となっておりますが、一般会計等がおよそ26億円の黒字であったことから、「該当なし」ということになっております。

②連結実質赤字比率は、一般会計等に公営企業会計を加えた全ての会計を対象として、連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率を出したものですけれども、一般会計等の黒字に加えまして、公営企業会計がおよそ94億円の資金剰余でしたので、こちらも「該当なし」となっております。

③実質公債費比率につきましても、一般会計等が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に占める割合を示す比率ですが、こちらは10.8%となっております。平成27年度は、地方債の元利償還金が減少したことなどによりまして、前年度から1.2ポイント改善をしたところです。

次の10ページをお願いします。④将来負担比率につきましても、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が標準財政規模に占める割合を示したものです。平成27年度は154.9%となりまして、職員数の減に伴い退職手当の負担見込み額が減少したことでありますとか、税収の増などに伴い標準財政規模が大きくなったことなどによりまして、前年度から3.1ポイント改善したところです。

次に、その下の資金不足比率については、資金不足を生じた公営企業がなかったことから、「該当なし」となっております。

以上で、財政課の説明を終わらせていただきます。

◎桑名委員長 質疑を行います。

(なし)

◎桑名委員長 質疑を終わります。

〈市町村振興課〉

◎桑名委員長 次に、「平成27年度決算に基づく県内市町村の健全化判断比率及び資金不

足比率の状況について」、市町村振興課の説明を求めます。

◎成田市町村振興課長 それでは、総務委員会資料、報告事項の資料の赤いインデックスの市町村振興課のページをお開きいただきたいと思います。

平成 27 年度決算に基づく県内市町村の健全化判断比率及び資金不足比率の状況について、速報値を取りまとめましたので御報告します。

資料 2 ページをお願いします。平成 27 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の概要について御説明します。一番上の概要をごらんください。1 つ目のぼつです。健全化判断比率には 4 つの指標がございます。下の表に記載をしております、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率がその指標です。各指標の名称の欄に括弧書きで記載しております数値、例えば右から 2 つ目の実質公債費比率では 25%とございますが、この数値が指標の早期健全化基準の数値となっております。4 つのいずれの指標につきましても、県内市町村で早期健全化基準以上の団体は昨年度と同様ございません。

次に、2 つ目のぼつです。資金不足比率ですが、県内市町村が経営する公営企業に関する資料として、資金不足額を事業の規模で割った比率となっております。経営健全化基準が 20%以上の会計は昨年度と同様に、高知市の国民宿舎運営事業特別会計の 1 会計となっております。こちらにつきましては、後ほど資料の 4 ページで説明します。

続きまして、健全化判断比率の各指標の状況について御説明をします。各指標の説明は資料の 3 ページ以降に記載をしておりますが、2 ページの一覧表をあわせてごらんいただきたいと思います。

まず、2 の実質赤字比率です。実質収支が赤字の団体がございますので、こちらは該当がございません。

次に、3 の連結実質赤字比率ですが、こちらは公営企業会計を含む全ての会計を連結した実質赤字額の指標となりますが、昨年度に引き続き、県内市町村に赤字の団体はございません。

次に、4 の実質公債費比率です。こちらは、地方債の返済額に関する指標です。実質公債費比率の県内市町村の加重平均は、2 ページの一番下にごございます市町村平均というところにごございますが、11.4%となっております。前年度から 0.9 ポイント改善しております。繰り上げ償還の実施や償還額以上に起債をせず地方債現在高を増加させないといった取り組みにより、元利償還金が減少したことが改善要因です。しかしながら、全国平均と比較をしますと、全国の平均が本県市町村の 11.4%に対して 7.4%です。依然として、県内市町村は高い状況にごございますことから、引き続き比率の抑制に向けた努力が必要な状況です。なお、実質公債費比率が 18%である団体は、地方債の発行に県知事の許可が必要な許可団体となります。平成 26 年度決算まで、室戸市と須崎市の 2 団体が 18%以上の

団体でしたが、平成 27 年度決算では、室戸市が 16.6%、須崎市が 17.7%と、いずれも 18%を下回り、許可団体の市町村は県内になくなりました。

4 ページをお願いします。5 の将来負担比率です。これは、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債に関する指標ですが、県内市町村の加重平均は 50.3%で、前年度から 11.9 ポイント改善をしております。昨年度と同様、早期健全化基準 350%以上の市町村はございません。比率が改善した要因としましては、先ほどの実質公債費比率の説明と同様になりますが、地方債現在高が減少したこと、また、充当可能基金の基金残高の増加などが挙げられるところです。

次に、6 の資金不足比率です。これは、県内市町村の公営企業ごとの指標ですが、資金不足を生じた公営企業会計は 1 会計のみです。高知市の国民宿舎運営事業特別会計です。資金不足比率は 336.3%となっており、経営健全化基準でございます 20%を昨年度と同様超えておる状況でございます。下に概要をまとめております。資金不足比率が経営健全化基準以上となっておりますのは、平成 7 年のリニューアルオープンに伴います施設整備の起債償還額が多額であることが大きな要因となっております。なお、平成 22 年度から 10 年間、高知市の一般会計から起債元金相当を繰り入れることとしておりまして、これによりまして、平成 31 年度決算では経営健全化基準を下回る見通しとなっております。

最後に、全体を通してのまとめですけれども、平成 27 年度の健全化判断比率等につきましては、全体的に改善しており、財政は健全化に向かっていると考えられます。一方、県内市町村におきましては、南海トラフ地震対策に取り組むとともに、人口減少による負のスパイラルを克服するため、地方創生、産業振興、中山間対策、少子高齢化対策など、本県が直面する課題解決に向けて取り組みを行っております。また、市町村合併が行われた団体におきましては、合併算定替の終了に伴い段階的に普通交付税が減少してまいります。これに伴いまして標準財政規模が小さくなり、これを分母として算出をしております各指標は悪化をする可能性がございます。また、合併団体に限らず、県内市町村の普通交付税の標準財政規模に占める割合は 50%以上となっております。交付税の動向は本県の県内の市町村にとって非常に重要な要素になりますことから、引き続き市町村と連携しまして、交付税の総額確保等を訴えていかななくてはならないと考えております。南海トラフ地震対策等のさまざまな地域課題に的確に対応しつつも、健全な財政運営を図れますよう、今後も市町村に対し助言等を行ってまいりたいと考えております。

説明は以上です。

◎桑名委員長 質疑を行います。

(な し)

◎桑名委員長 質疑を終わります。

以上で、総務部を終わります。

《会計管理局》

◎桑名委員長 次に、会計管理局について行います。

最初に、会計管理局長の総括説明を求めます。なお、局長に対する質疑は、課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎福田会計管理者兼会計管理局長 会計管理局所管の議案につきまして、御説明します。総務事務センターで、県有財産の取得に関する議案が1件ございます。物品購入の予定価格が7,000万円以上のものについて、高知県財産条例第2条第1項の規定により、県議会の議決をお願いするものです。詳細につきましては、担当課長から説明します。

なお、本日あわせて、報告事項が1件ございます。県の広報紙、さんSUN高知の印刷業務の入札に係る住民訴訟の経緯につきまして、控訴審判決までは、昨年10月の総務委員会におきまして御報告しておりますが、本年7月27日に最高裁判所で上告を却下するとの決定がありましたので、上告審の経緯などにつきまして御報告をさせていただくものです。詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

私からの説明は以上です。

◎桑名委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈総務事務センター〉

◎桑名委員長 総務事務センターの説明を求めます。

◎河岡総務事務センター課長 それでは、県有財産の取得に関する議案につきまして御説明をします。資料③、議案（条例その他）の11ページをお願いします。

第10号議案としまして、授業用パーソナルコンピューター一式を9組取得することにつきまして、県議会の議決をお願いするものです。

この議案につきましては、資料④、議案説明書（条例その他）の2ページの下段にその説明を記載しておりますので、こちらで説明をさせていただきます。この議案は、安芸高等学校ほか8校に設置をしております教学機器としての授業用パーソナルコンピューター一式を更新するものです。今回は、平成21年度から平成22年度にかけて購入をしましたパソコン等を更新するもので、9校合わせまして360台のパソコンと90台の携帯端末などを一括で、高知市鴨部2丁目20番16号の株式会社三愛商会から、8,204万7,600円で購入しようとするものです。今回の財産の取得につきましては、一般競争入札によりまして5月17日に入札公告を行いました。7月29日に入札を実施しまして、8月9日に仮契約を締結しております。このことにつきまして、高知県財産条例第2条第1項の規定により、県議会の議決をお願いするものです。

議案についての説明は以上です。

◎桑名委員長 質疑を行います。

(なし)

◎桑名委員長 質疑を終わります。

続いて、会計管理局から、1件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることにします。

〈総務事務センター〉

◎桑名委員長 それでは、「さんSUN高知印刷業務の入札に係る住民訴訟の上告却下について」、総務事務センターの説明を求めます。

◎河岡総務事務センター課長 さんSUN高知印刷業務の入札に係る住民訴訟につきましては、昨年10月の総務委員会におきまして、控訴審判決までの経緯につきましては御報告しておりますが、本年の7月27日に最高裁判所第二小法廷におきまして、上告却下等の決定がありましたので、決定の概要等につきまして御報告をさせていただきます。

それでは、報告事項説明資料の総務事務センターの赤ラベルがつけました資料をごらんください。最初に、本訴訟の経緯につきまして、改めて概要を説明します。まず、第一審の経緯ですが、平成25年5月に市民オンブズマン高知のメンバーから、さんSUN高知の印刷業務につきまして、弘文印刷と川北印刷がほぼ交互に落札をしており、落札率も極めて高く、談合の疑いがあると推測されるということ。このため、県はこの2社に対して、談合による損害賠償を請求せよということで、高知地方裁判所に提訴がなされました。

その後、損害賠償の請求先であります2社も被告補助参加人としまして裁判に参画し、口頭弁論と証人尋問を何度か行いまして、昨年3月27日に第一審の判決がございました。判決の内容につきましては、訴訟の対象になりました42件の入札のうち、平成23年4月から平成24年4月に実施しました6件については談合が行われたと推認されることから、県は当該6件を落札した弘文印刷と川北印刷に対して、損害賠償の支払いを求めなければならないというものでした。

この判決を受けまして、昨年、4月3日に補助参加人の2社が第一審判決を不服として、高松高等裁判所に控訴しました。2ページをお願いします。補助参加人の控訴によりまして、県も控訴人という立場で控訴審に参画することになりましたので、県としましても、一審判決には判断ないし審理に疑義ないし不十分な点があると考えられるため、控訴審でのさらなる審理を求めるとの意見を提示しまして、審理が行われました。昨年の10月8日に控訴審の判決がございました。控訴審判決の内容は、業者間で談合が行われていたとの事実を認定するに足りる証拠がないということで、原判決中、控訴人(被告)の件ですが、敗訴部分を取り消し、被控訴人、市民オンブズマン高知のメンバーらの請求を棄却するというものでした。

この控訴審判決を受けまして、被控訴人が上告の提起及び上告受理申し立てをしたことについて、昨年の10月22日に高松高等裁判所から通知があり、本年1月15日には最高裁判所より、本事案に係る事件記録が高松高等裁判所から送付され、これを受理したという

通知がございました。その後、しばらく連絡がございましたけれども、本年の7月29日に、7月27日付で上告を却下する等の決定をしたことについて、最高裁判所第二小法廷より通知がありました。この最高裁判所の決定によりまして、業者間で談合が行われていたとの事実を認定するに足る証拠がないとして、第一審の判決中、控訴人の敗訴部分を取り消し、被控訴人らの請求を棄却するとした第二審の高松高等裁判所の判決が確定しました。

私からの報告は以上です。

◎桑名委員長 質疑を行います。

◎横山委員 この印刷業務の落札率は、95%とか99%というのは、こういう落札率がやはり多いんですか。

◎河岡総務事務センター課長 一般的に申しますと、指摘がありましたように高いほうに属すると思います。99%というのは、印刷の場合ですとかなり高い部分です。

◎横山委員 建設工事だったら、材料代、人役またその他経費で設計金額が決まって、そこから業者がどれぐらいと応札するわけですけども、印刷業務の場合の99%の根拠となる設計金額はどう決められているんですか。

◎河岡総務事務センター課長 県で予定価格を決めるときのやり方になろうかと思えますけれども、まずは、全国的に使われております印刷物に関する積算ソフトがございまして、それを参考にまず積算をします。あわせて、過去の入札の実績等も踏まえまして予定価格を決めますので、それに対して印刷業者が入札されることになろうと思えます。ただ、さんSUN高知の問題がありまして、平成25年に入札に参加されました各業者からヒアリングをしました。印刷業者の申しますには、やはり季節による変動とか各社の受注状況によって印刷については設定金額の上下のばらつきが非常に大きいと。差が大きく出るので、一概には高いとは言えないというお話も聞いております。

◎横山委員 さんSUN高知のフォーマットみたいなものは、恐らくずっと同じ状態できり続けられると思うんですけども、業者がかわった場合は、構成もまた変わってくるんですか。

◎河岡総務事務センター課長 それは、県のほうでデザイン会社を通して設計していますので、それが変わることはないと思います。

◎池脇委員 印刷会社、印刷技術は日進月歩ですので、最新の印刷機器を備えている会社と、そういう機器を備えていなくて、基本的には旧来の印刷機しか持ってなくて、オールカラーでしっかり印刷をする場合には外注をする会社とがあると思うんですけども、県内で入札してくる企業の違いがあるんですか。

◎河岡総務事務センター課長 今回のさんSUN高知につきましては、30万部の印刷物を短期間に仕上げるということで、高速の輪転印刷機を持っておる業者に向いていると聞い

ております。輪転印刷機にも何種類かあるようでして、新聞紙を印刷するような大きなものから、Bサイズの小さいもの、あるいは、さんSUN高知のようなサイズのものということで、ちょうど、さんSUN高知の印刷に適した輪転印刷機を保有する印刷業者は県内にはないと聞いておりますので、さんSUN高知につきましては、県外に下請に出したほうが非常に効率的にできるという実態はございます。ただ、印刷物の種類によりまして、例えば輪転印刷機の場合、聞きますと、1冊の試し打ちでも数千枚が一気に出てくるそうですので、部数が少ないものには向いていないと。だから、比較的部数の少ないいろいろ凝った印刷物であれば、県内業者が持っている枚葉機が適している業務もあろうかと思っておりますので、一概に適・不適は言えないかと思えます。

◎**金岡委員** この入札は何業者ぐらいでされたんですか。

◎**河岡総務事務センター課長** まず、提訴がありました件につきましては、基本的には指名競争入札で行いましたので、5社以上。提訴がありまして、平成25年8月から一般競争入札に切りかえましたので、一般競争入札は参加の意思を示したところが手を挙げるやり方をとっておりますので、平成25年8月から9回、一般競争入札をしましたが、平均しますと3社が参加しております。

◎**米田委員** 控訴審が1つの会社だけが控訴したという、こんなことがあるんですか。1ページで控訴したのが川北印刷だけになっていますよね。

◎**河岡総務事務センター課長** 控訴につきましては、被告人もしくは補助参加人の誰かが控訴をすれば、それが受理された段階で控訴になりますので、弘文印刷も控訴状を提出したんですけれども、既に川北印刷が先に提訴しておりましたので、その段階で川北印刷ということになりました。

◎**米田委員** それと、この指摘があったから指名競争入札を改善したら、逆に一般競争入札で3社しか入ってこないと。指名競争入札が実際は形骸化していたともとれますが。本来、一般競争入札でやるわけですから、もっとふえてもいいですよ。それはどんなことが考えられますか。

◎**河岡総務事務センター課長** 一般競争入札に参加されている業者、あるいは、指名競争入札には参加しておったけれども一般競争入札に参加されなかった業者を通じて事細かく聞いたわけでございませぬけれども、一般競争入札になりますとやれる能力があるところに絞られてくるとは思います。なおかつ、今回の業務につきましては、輪転印刷機を持っているところに下請に出すことが前提になろうかと思っておりますので、県外業者等と連携がとれるところが手を上げてきたのだと思われま。その結果として、指名競争入札のときには県が指名しますと、なかなか業者の指名辞退はしにくいということで、5社以上でやっておりましたけれども、一般競争入札になりますからは若干数が減ったということではないかと思えますが、あくまでも推測です。

◎米田委員 一審のときの原告の主張にあるけれど、結局、何十年もこの2社が大体間違いなく十中八九。実際はずっと交互だったんですか。今日はどんな状況ですか。平成25年以降は。

◎河岡総務事務センター課長 一般競争入札に切りかえましてからは、9回やりまして、交互ではないですけれども、3つの会社がそれぞれ3件ずつっております。それは交互ではなくて、ばらばらではございますけれども。

◎米田委員 それで、最高裁判所の棄却が出てからそういう疑惑はないということですが、そういう疑惑が向けられないようにするために平成25年に改善はされてるんですが、なおこういう結果を受けて、県として何か改善すべきところ、今後こういう点をというのは何かあるんですかね。

◎河岡総務事務センター課長 平成25年8月にさんSUN高知のような大規模なものにつきましては一般競争入札に切りかえまして、下請につきましてもそれまでも契約書で明示をしておったんですけれども、なかなか業者に徹底されてなかったことがありましたので、入札公告、あるいは仕様書で明示して、下請に出す場合は必ず県の承認を求めるとにしました。指名競争入札につきましてもそういうやり方を遵守しております。電子調達でやっております業務につきましても、基本的には下請に出すことがあれば承認を出してもらう形になるかと思っておりますけれども、そこにつきましては、契約書自体も交わす必要がないような小規模の契約ですので、今後検討していきたいと思っております。

◎高橋委員 下請の印刷は県外でやっているのですか。

◎河岡総務事務センター課長 さんSUN高知につきましては、全て県外です。

さんSUN高知に適した輪転印刷機は県内に持っている業者がおりませんので、全て県外に出されております。

◎高橋委員 この事案からかなり年数もたつんですが、県内でなるべく事業をすることが基本だと思うんですが、県内で印刷をするという選択肢はないんですか。金額がなかなか安いだろうと思うんですが、安いことだけを考えていくのか。やはり県内の印刷業者を育てていくのも考えていかなきゃならないと思いますが、数年たった中でそういった視点での議論はできないものかと思うんですが、どうでしょうか。

◎河岡総務事務センター課長 地元産業の育成という視点は当然必要かと思われまます。平成25年8月に一般競争入札に切りかえたときも、通常一般競争入札の場合は全国オーフルリーで参加できるんですけれども、地元業者の育成という観点を入れまして、入札に参加できるのが県内業者に限るという指定をつけています。ですから、少なくとも元請になれるのは県内業者になります。また、指名競争入札につきましては、県内優先発注の指名の法則がございまして、電子調達がやっております見積もり合わせにつきましても、参加できるのは県内業者に限られておりますので、県内に発注する分につきましては、配慮をず

つとしております。ただ、特にさんSUN高知の場合は金額面の開きが余りにも大きかったと。これまでの半額以下で県外でできるということがございましたので、そこまではなかなか県民に説明が難しいだろうということで、下請につきましては県外も認める方向で進めました。

◎横山委員 95%とか99%という数字ばかりになるんですけれども、同じ枚数で大体フォーマットも一緒と言ってましたよね。ということは、恐らくこのパーセンテージで落札というのは、例えば工事現場だったらその都度全然形が違うんですけれども、印刷の場合は、ほぼ落札率は変わりませんよね。

◎河岡総務事務センター課長 若干の違いは出ておるんですけれども、基本的に高どまりであったことは事実です。

◎横山委員 高どまりというのが、実際これぐらい99%、95%かかっているという確認は、県としてされているんですか。

◎河岡総務事務センター課長 さんSUN高知の問題が起きまして、入札に参加していただいた全業者にヒアリングをさせていただきました。その中で、県内で印刷する場合、紙の調達単価の問題とか印刷機の問題とかいろいろ聞きまして、県内でやると高どまりは仕方ないことについては、私どもも確認をしましてし、第一審裁判の中でもそういう議論がございまして、一審判決の中でも高どまりになるのは一定やむを得ないという判断はなされております。

◎横山委員 これは、下請の印刷がかなりのウェートを占めるんじゃないかと推測をするわけですけれども。元請に県内企業を使っているのは、地元を大事にするということで大変いいことだと思うんですけど。元請は、さんSUN高知の印刷に関してどういう管理、元請としての責任をどう果たしてるんでしょうか。

◎河岡総務事務センター課長 丸投げは契約上認めておりませんので、下請に出す場合につきましても、印刷工程のマネジメント、工程管理はしっかりやっていただくと。県との連絡調整と、本機校正というのをやっておりますけれども、実際に印刷への立会とか、不具合があった場合の最終責任を持つとか、印刷に係る部分の責任についてはしっかりマネジメントしてもらうことを仕様書に明示しておりますして、それを条件にして下請に出してもらっています。

◎高橋委員 当然、価格の違いは機械の性能もあるんだろうと思いますが、全体の仕事量もかなり違うと思うんです。ロットといいますか。県外なので。そういったことを考慮したときに、これだけ疲弊をした県内のいろんな業界に県費を入れて業者を育てるという県政運営をされているわけで、もう少しそこを研究して、金額にしても例えば99%でとったらだめなんていう法律があるわけじゃないんで。高くなることを奨励するわけではありませんが、県内でも生き残りをかけてそれぞれの企業がいい機械、そして、それぞれの仕事

量をふやして研究されておるとお思いますんで、高いからだめという議論は、県民の今の感情としては、もう少しその辺は柔軟に県内でなるべくなら仕事を受けるということをお皆さん望んでくれるとお思うんで。県内の企業が受注だけすればいいというんじやなしに、県内で印刷業務をすることに向けての議論なり、仕組みなり、方法なり、仕事も県内という方法をぜひ選択できるように知恵を絞っていただきたいとお思いますので、要請をしておきたい、よろしくお願いをします。

◎桑名委員長 県内で30万部を刷れる輪転機を持っているところはあるんですか。

◎河岡総務事務センター課長 輪転機ということだと、新聞紙大の大きなサイズを印刷できる会社はございますし、さんSUN高知よりも小さいサイズを持っている会社はございます。ただ、小さいところは当然印刷できませんし、大きなところも効率が悪いということで、さんSUN高知に合わせたサイズの輪転機になりますと、私どもが把握している中ではおりません。

◎桑名委員長 地元を使え、使えとって県内にないんだから、そこを最初に説明したほうが基本的によろしいんじゃないですか。

◎金岡委員 1点だけ。普通の本でしたら納本という形でチェックするんですけど、そういうふうには先に納入させてチェックはされるんですか。

◎河岡総務事務センター課長 印刷物につきましても、発注原課で確認をしております。

◎金岡委員 発注したその会社がやるんですか。

◎河岡総務事務センター課長 発注するもとの課になります。さんSUN高知ですと、広報広聴課です。

◎金岡委員 広報広聴課でもチェックはされるわけですね。それからゴーサインが出てから印刷となるわけですね。

◎河岡総務事務センター課長 基本的に印刷物につきましては、それぞれ発注したもとの課で事前チェックしまして、それで最終ゴーサインになると思っております。

◎桑名委員長 よろしいですか。

(なし)

◎桑名委員長 それでは、質疑を終わります。

以上で、会計管理局を終わります。

《教育委員会》

◎桑名委員長 次に、教育委員会について行います。

最初に、教育長の総括説明を求めます。なお、教育長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいとお思いますので、御了承願います。

◎田村教育長 まず、議案の説明に先立ちまして、教職員の不祥事と個人情報の含まれる書類の紛失について、3件の御報告をさせていただきます。

1件目は、公立中学校講師が同校の女子生徒に対して、抱き締めるなどの不適切な行為を行った事案です。当該講師に対しましては、9月26日付で免職の懲戒処分を行いました。

2件目は、県立宿毛高等学校の教諭が酒気帯び運転を行った事案です。当該教諭に対しては、9月13日付で停職3カ月とする懲戒処分としました。

これらにつきましては、教育に携わる公務員としての自覚と規範意識に欠ける行為であり、学校及び教職員に対する信頼を著しく損なう事案です。服務規律の徹底を図り、不祥事の根絶に向けて取り組んでおります中、このような不祥事が発生したことを厳しく受けとめております。

3件目は、個人情報の含まれる書類の紛失についてです。先月、教育委員会が所管する奨学金に関する書類の発送準備の過程において、個人情報が含まれる返還通知書など、23人分の書類を紛失する事態が発生しました。こうした事態は決してあってはならないことであり、奨学金制度を利用されている皆様や関係の皆様に対して、多大な御心配と御迷惑をおかけしておりますこと、重く受けとめております。

これら3件の事案につきましては、県民の皆様への期待と信頼を大きく裏切ることになりましたことを深くおわびを申し上げます。まことに申しわけございません。

今後は、法令遵守と綱紀粛正をなお一層徹底し、不祥事の根絶に努めますとともに、個人情報の適正な取り扱いについて再度徹底し、県民の皆様への信頼回復に努めてまいります。なお、詳細につきましては、後ほど担当課長から御説明します。

それでは、議案の説明をさせていただきます。9月議会に提出しております教育委員会関係の議案は、平成28年度一般会計補正予算議案ほか条例議案1件です。

まず、資料②、議案説明書（補正予算）をごらんください。87ページをお願いします。教育委員会補正予算総括表です。教育委員会所管の補正予算は、総額で9,138万8,000円の増額補正です。

まず、学校安全対策課につきましては、県立学校体育館における天井の一部や照明などの非構造部材などの落下防止対策等に要する経費の増額補正をお願いするものです。

次に、特別支援教育課につきましては、高知江の口養護学校を現在の教育センター分館の場所へ移転し、児童生徒の安全と多様な障害の特性に対応した学校施設を整備するため、設計調査などを行う経費につきまして、増額補正をお願いするものです。

次に、文化財課につきましては、来年3月に開幕します「志国高知 幕末維新博」の開催に向けて、会場となります高知城の魅力についての情報発信や施設整備等に要する経費につきまして、増額補正をお願いするものです。

続きまして、資料①、議案の補正予算ですが、5ページをごらんください。繰越明許費の補正です。右側にごございます13教育費、5スポーツ費ですが、県立武道館分館の耐震補強等工事及び県立春野総合運動公園飛び込み練習場建築等工事につきまして、年度内での

完了が見込めなくなりましたことから、繰り越しをお願いするものです。

続きまして、7ページをお開きください。債務負担行為の補正です。上から4段目の県立学校整備事業費は、高知江の口養護学校の移転に向けた設計調査等に要する経費。その下の、高知公園管理運営委託料と、さらにその下のイベント開催委託料につきましては、高知城の情報発信や施設整備等に要する経費です。一番下の心の教育センター整備事業費は、建物の老朽化に加え、相談室の不足など施設面の課題があります心の教育センターを現地で建てかえに向け、設計調査等を行う経費です。

続きまして、条例その他議案です。資料④、条例その他の議案説明書の1ページをお開きください。一番下の、高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案です。この条例は、高知県立青少年センターの本館及び宿泊棟の改築に伴い、施設の使用料を定めるなど、必要な改正をしようとするものです。

各議案の詳細につきましては、後ほど担当課長から御説明させていただきます。

次に、報告事項ですが、冒頭御報告しました教職員の不祥事についてと個人情報書類の紛失についてのほかに3件ございます。

まず、平成28年度全国学力・学習状況調査結果の概要についてです。本年4月に実施されました全国学力・学習状況調査の結果が先月に公表されましたことから、その内容につきまして、小中学校課長から御説明をさせていただきます。

次に、統合する高知県立学校の校名候補の募集結果についてです。9月1日から30日までの間、統合する新中高一貫教育校と高吾地域拠点校の校名候補の募集を行いましたので、その結果及び今後のスケジュールにつきまして、高等学校課から御説明をさせていただきます。

次に、知の拠点としての新図書館サービス検討委員会と、オーテピア高知図書館サービス計画(案)についてです。昨年10月から開催しております知の拠点としての新図書館サービス検討委員会の実施状況及び分科会での検討内容の取りまとめのほか、こういったことを踏まえまして、高知県立図書館と高知市民図書館で作成しておりますオーテピア高知図書館サービス計画(案)の概要につきまして、新図書館整備課長から御説明をさせていただきます。

最後に、本年度の主な審議会等につきまして、開催状況を御説明します。審議会等と赤いインデックスがつきました資料をごらんください。第2期高知県教育振興基本計画推進会議、高知県産業教育審議会を9月に、高知県立学校の校名に関する検討委員会を7月と8月に、高知県社会教育委員会を7月に、高知県立図書館協議会、知の拠点としての新図書館サービス検討委員会を9月に、高知県いじめ問題対策連絡協議会を7月にそれぞれ開催しました。

各審議会の審議項目等につきましては、資料のとおりです。今後も審議の経過や結果に

つきましては、適宜、委員の皆様にご報告します。

私からの総括説明は以上です。

◎桑名委員長 それでは、冒頭お話をしましたけれども、本日は、この第一委員会室において、12時半から決算特別委員会の組織委員会を開催しますので、少し早目に休憩に入りたいと思います。一旦休憩とします。再開は午後1時です。

(昼食のため休憩 11時41分～12時58分)

◎桑名委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

それでは、所管課の説明を求めます。

〈学校安全対策課〉

◎桑名委員長 最初に、学校安全対策課の説明を求めます。

◎三浦学校安全対策課長 それでは、学校安全対策課の議案につきまして御説明をさせていただきます。

お手元の資料②、平成28年9月高知県議会定例会議案説明書(補正予算)の88ページをお願いします。右側の説明欄にごございますように、県立学校体育館実態調査等委託料としまして、1,649万2,000円の増額補正をお願いするものです。

お手元の総務委員会資料、議案説明資料、赤のインデックスで学校安全対策課のページをお願いします。まず、背景と課題です。本年4月に発生しました熊本地震におきまして、震度7の揺れが2回あるなど複数回の強い揺れといった地震によりまして、熊本県におきましては、公立学校の体育館で耐震対策済みにもかかわらず、屋根のブレースの破断とか天井材の落下・窓ガラスの破損などにより、避難所として使用できなくなりました体育館が、公立学校223校のうち73校という事例が発生しました。本県では、南海トラフ地震発災時には多くの県民の皆様が避難所として指定しております学校に避難することが想定されておりますことから、学校体育館の避難所機能を維持し、安全に生活ができる環境を確保することが急務になっております。

このため、これまで実施してまいりました耐震対策に加えまして、新たに県有施設の対策を検討し、講じることを考えております。現在、国におきましては、熊本地震で被害を受けた建物の分析・検証が進められておりますけれども、文部科学省が主催します検討会におきましては、施設の老朽化、経年劣化が原因の一つとして指摘をしております。こうしたことも参考にしながら、県立学校体育館の経年劣化の状況の確認とか、熊本地震において特に被害が出ております、古い工法で設置しております壁とか、窓ガラスにつきまして、全ての体育館において実地に調査点検を行いまして、必要な対策を講じることとしております。

今回の補正予算では、まず県立学校体育館のうち5棟の体育館を抽出しまして、実際の調査を行い、どのような対策が必要なのかという検討を集中的に行いたいと考えております。これに基づきまして、来年度以降、対策工事を実施することとし、平成31年度までに、順次、全ての県立学校体育館の対策を講じたいと考えております。なお、市町村立の小中学校の体育館も同様に避難所として指定をされていますけれども、こちらにつきましては、県立学校の対策の状況とともに現在進められております国での検討状況もあわせて情報提供しながら、今後の適切な対応を要請していきたいと考えております。

私からの説明は以上です。

◎桑名委員長 質疑に入ります。

◎横山委員 今回は体育館の非構造部材の対策に関する検討調査ということですが、体育館以外はどう考えているのでしょうか。

◎三浦学校安全対策課長 非構造部材自体は確かに今後も引き続き校舎等につきましては対策を講じてまいります。ただ、特に熊本地震で体育館での被害が非常に顕著にあらわれたということがございます。特に体育館の場合、上部からも落下しますと非常に被害が大きくなりますので、まずは集中的に体育館から手をつけていこうと考えております。

◎米田委員 県立学校で42棟になりますか。指定の避難所になっているのは、そのうち何校ですか。

◎三浦学校安全対策課長 基本的には42校全ての体育館が避難所になっております。一方で、南海トラフ地震の浸水地域に該当する体育館につきましては、基本的にはそこには逃げることとなりますけれども、危機管理部と協議をしまして、どの程度の津波が実際来るかわからないということがありますので、体育館については全て対策を踏んでほしいという話も頂戴していますので、教育委員会としては全ての体育館で対策を講じたいと考えております。

◎米田委員 どういう対策がいいかという実態調査は、大体1棟につき300万円を超えてかかるんですか。設計も何もないですよ。

◎三浦学校安全対策課長 この経費については現地の調査に係る人件費がほとんどになります。体育館の多くの場合は、天井の状態は目視ですけれども、今までは実際にそこまで上がってたたいて確認など現実できていませんので、今回、その調査では足場も組んで徹底的に調査しますので、感覚的には若干高い感じですが、金額については建築課とも協議をしまして、妥当であろうと考えております。

◎米田委員 そうしたら、今回の調査を受けて、大体のノウハウがわかった上で、来年度残りの37棟、トータル8,000万円ぐらいかけてやって、今年度調査した5つの工事も並行して入っていくという理解でいいですか。

◎三浦学校安全対策課長 そのように考えております。ただ、調査の経費につきましては

今年度の調査で、大体、傾向と対策がわかるのではないかと考えていますので、来年度以降については若干、軽減できるのではないかと考えています。

◎池脇委員 対策実施計画によりますと、平成 28 年度の 9 月補正で 5 棟の調査をやるわけですね。平成 29 年度に 37 棟の調査をすると。平成 29 年度は調査した 5 棟の設計、補強のための工事を行うと。37 棟については平成 30 年と平成 31 年で工事をする。これは、平成 29 年の前半に調査した分は、平成 29 年度の後期に工事に入れるんじゃないかと思うんです。そうすると、平成 30 年、31 年に過密な工事じゃなくて、少し分散できるんじゃないかと思うんですけれど、その点いかがですか。

◎三浦学校安全対策課長 そこはまさに委員御指摘のとおりです。今回も補正予算で増額補正を組ませていただいていますのは、急いで着手しなくてはならないという考えのもとになりますので、こういう計画を立てておりますけれども、実際の調査、あと実施設計のスケジュールをかみ合わせながら、可能であれば、年度途中で補正予算で対応させていただくことも想定をしています。

◎池脇委員 それで、これは 73 校の体育館が避難所として使用されていると。その中で、対象が 42 棟ということですか。

◎三浦学校安全対策課長 73 校というのは、熊本地震において熊本県で避難所として使用できなくなった体育館の数になります。42 棟については、高知県内の県立学校の体育館の数になります。

◎横山委員 今回、調査をするということですが、県として、どう管理をされていくんでしょうか。教育委員会が所管されるであろうけれども、例えば道路とか橋とかをやっていますよね。そういう技術的な管理、県としてはどう考えているんでしょうか。

◎三浦学校安全対策課長 技術的な管理につきましては建築課とともに実施しておりますので、建築課の職員に携わっていただくことになります。あと、法定で 3 年に 1 度は必ず検査しなさいとなっておりますので、これに基づいて建築課の職員が検査を実施しております。

◎金岡委員 中段にあります、県立学校の非構造部材のうち、体育館・ホール等の 7 校 9 棟で実施済みとありますが、それは今回は入らないのですか。

◎三浦学校安全対策課長 つり天井につきましては、今年度で全て対策を終了します。市町村の学校につきましても、体育館でつり天井は全てなくなっている状況になっております。

◎金岡委員 つり天井じゃない部分ということですか。

◎三浦学校安全対策課長 実際に天井材とか、照明とか、とにかく上から物が落ちてこないための対策を講じることになります。

◎米田委員 県立学校はわかりましたが、県下の小学校・中学校の実態と、小学校・中学

校はほとんど避難所になっていますよね。住民にとったら、そこへ大体逃げるんですよ。そこはどんな状況かというのと、県の独自の耐震化のときに6分の1か。県単の補助とか、いろいろされましたよね。そういう対応は今後どうされるのか。

◎三浦学校安全対策課長 状況につきましては、先ほど申しましたように、県立学校の状況を交えながら、国の動向について各市町村にお知らせをして、必要であれば対策を踏むべしと要請したいと思います。その財源につきましては、避難所になりますので、原則、緊急防災・減災事業債の対象になる事業だと考えておりますので、事業費の100%に起債が充当できると。交付税措置が、現段階の枠組みですと70%になりますので、平成29年度以降、現在、国において協議されている最中ですので、それについては知事会等を通じて引き続き取り組んでいきたいと考えております。

◎米田委員 小学校・中学校なんかは技術者も含めて、教育委員会から支援してくれていると思うんですけど、具体的に小中学校もそういう作業に入ってきているのか、計画を立てようとしているのか。そこら辺、どんな進行状況ですか。

◎三浦学校安全対策課長 正直申しますと、熊本地震を踏まえては、市町村にまだ徹底ができてないところがございますので、今後、県の取り組みについて御紹介をさせていただいて、県の体育館の状況を確認した後に、実はこういう状況にあるんだということで、市町村にも手を加えないといけない箇所が明らかであれば、お示しをしながら、ぜひ対策を踏んでいただきたいという要請をしていくというふうに考えてます。

◎桑名委員長 よろしいですか。

(な し)

◎桑名委員長 質疑を終わります。

〈特別支援教育課〉

◎桑名委員長 次に、特別支援教育課の説明を求めます。

◎橋本特別支援教育課長 特別支援教育課の補正予算について御説明をさせていただきます。

資料②の平成28年9月定例会議案説明書(補正予算)の89ページ、90ページをお開きください。あわせて、総務委員会資料の議案説明資料の赤いインデックス、特別支援教育課の病弱特別支援学校の移転に係る施設設備についてをお願いします。

病弱特別支援学校の再編に関しましては、現在、高知赤十字病院北隣にあります高知江の口養護学校本校を、高知市大原町の教育センター分館があります場所に移転整備することとしており、対象児童生徒の教育的ニーズの多様化や南海トラフ地震への対応として、できる限り早期の整備をしたいと考えております。大原町の敷地に予定をしておりますのは、参考資料の左側の中ほどの囲み、整備の概要にありますように、校舎の新築に加えまして、既存の体育館の改修を行いまして、病弱特別支援学校として必要なバリアフリー化

や空調設備、南海トラフ地震への対応のための非常用設備なども設置します。あわせて、敷地内に新たにグラウンドを整備しまして、総事業費を19億3,000万円と見込んでおります。

そのうち、校舎につきまして、資料の下半分右側に施設設備の概要を載せています。新校舎の総面積は3,545平方メートルで、鉄筋コンクリート造り4階建て。普通教室に加えまして、広さや部屋数を調節できる多目的教室を各階に整備し、児童生徒数の増加や感染症など、病状や障害の特性に応じた個別的な指導への対応が可能となるよう教室数を確保することにしています。また、新機能としまして、地域の小中・高等学校等への支援を行う拠点となります地域支援室や通級指導教室、心身の安定を確保するためのクールダウン室、キャリア教育の充実のための職業実習室などを整備します。さらに、これまで寄宿舎内にありました食堂を全校生徒が利用できる広さを確保しまして、会議室や研修室としても活用できるスペースとして計画をしています。

今回の補正予算では、まず現年の予算としまして、移転先となります県教育センター分館敷地の測量委託業務に係る経費、374万6,000円の増額を計上させていただいております。なお、隣接する心の教育センターにつきましても、同時期に建てかえを行うこととなっておりますので、測量調査につきましても一つの県有地として実施することとし、当課で一括して計上しております。

次に、債務負担に係る経費です。これは移転整備します病弱特別支援学校校舎の基本設計と地質調査の委託業務に係る経費です。基本設計には8カ月程度を要する予定であるため、平成29年度を含む契約期間として本議会で承認いただき発注したいと考えております。また、地質調査も同様に、平成29年度までかかる見込みですので、合わせて3,318万1,000円を債務負担でお願いするものです。

以上、よろしく申し上げます。

◎桑名委員長 質疑を行います。

◎米田委員 寄宿舎の問題で全国の例もあれば聞きたいんですけど、学校と寄宿舎がこれほど離れて、教育活動なりに支障を来さないか心配します。これを見たら直線で1.5キロメートルになっているけれど、寄宿舎を離すことによってデメリットも大いにあると思うんですが、その判断はどうなんですか。

◎橋本特別支援教育課長 寄宿舎につきましては、夜間生活ということもありますので、できる限り医療機関に近いところを確保したいという考えもございまして、大原町ではなくて、越前町の敷地に整備することを計画しております。今まで学校と同じ敷地内にございましたので、例えば不登校の子供とかの登校に対する支援という面では、寄宿舎と学校が連携を密にとることはもちろんできていましたけれども、今後も場所は少し離れますけれども、そういう面ではいろいろな方法をとりまして、寄宿舎と学校の連携は引き続き行

っていく必要があると考えておりますし、また、今考えているのは盲学校の寄宿舎と同じ敷地で2つの寄宿舎としておりますので、障害の違う子供同士が交流をするという教育的な意義も考えまして、少し離れていますけれども、2つの寄宿舎が同じ場所ということに意義があるのではないかと考えております。

通学につきましては、計画の段階でも御説明をしていると思うんですけれども、自力で通学ができる子供もいますけれども、そうでない子供もいることを考慮して、スクールバス、タクシーのような形になるかもしれません、小さなものになるかもしれませんけれども、スクールバスで送迎を行うことも想定しています。

◎米田委員 病院が近いことはいいと思いますけれど、確かにここにクールダウン室とか構えますけれど、やはり何かあったときには今までの支援学校・養護学校は寄宿舎が隣同士でしたよね。同じ敷地にあって、容体が悪くなったときにはそこへ帰ってとかいうふうになっていたと思うんですけれど。離れるということは、子供にとっても、また寄宿指導員と学校の先生との連携からいっても、非常に手間がかかるし、距離的な問題でデメリットが大きいものがあると思うんですけれど。よその県で、こうやって離れているところがありますか。余りないと思うんですけれど。

◎橋本特別支援教育課長 寄宿舎については、そもそも離れた場所には建築されていないと認識しています。ただ、全国的に見ましたら、寄宿舎がある学校も少なくなってきています。自宅から通われて地域で生活をしながら学校にという流れもありますので、デメリットになる部分については、大人の連携ということになりますので、さまざまな方法で密な連携ができる、あるいは学校で具合が悪くなったときに子供に不安を与えないようにどう対応するかについては、学校場で、看護師を配置することももちろん考えておりますし、必要なスペースも確保しながら対応できると思いますので、十分に配慮はしていきたいと考えています。

◎米田委員 それと、寄宿舎は盲学校の中ということで、それは自活訓練棟の跡と聞いているが、自活訓練棟をなくすんですか。

◎橋本特別支援教育課長 今の計画では、自活訓練棟を取り壊して寄宿舎を建築する計画を出させていただいております。自活訓練棟につきましては、つくったときには多くの学校の宿泊学習で活用がありましたけれども、近年は年間に数件、5件以内とかが続いておりますし、特定の学校が使っている状況もあります。多くの学校は、子供の障害の状態等が変化したこと、あるいは食事のいろいろな不都合もありますし、施設が古いこともあるんですけれども、民間の施設とか、学校が持っている施設を利用して多く宿泊学習等を行っておりますので、役割については一定終了してきているのではないかと考えております。ただ、寄宿舎については今回の総事業費の中には盛り込んでおりませんので、れいめい寮もかなり古い、耐震化は行っていますけれども、盲学校寄宿舎も改修の時期を迎えているこ

ともありますので、双方の寄宿舎をどういった形でつくっていくのかは、いま一度検討もしているところです。それにあわせて自活訓練棟が最終的にどうなるかも決定をしていきたいと考えています。

◎米田委員 自活訓練棟も実施した学校や子供たちにとって非常にいいと。数件といえどもですよ。そういう取り組みをされていますので、現場の人たちはなくなることについてはやはり意見を持っているんです。ですから、少ないからではなくて、そしたらどこで保障するかを含めて、支援学校の先生たちと十分協議をした上で、どうするかは決めていただきたいと思う。

それと、寄宿舎は、大原町ではどうしても無理なのか。はなから持ってくるつもりなかったのかわかりませんが、図面を描いてくれていますけれど、この中で、もしとればよかったほうがいいと思いますし、逆に心の教育センター、ここでないといけないことはないと思います。そういうことも含めて、ぜひ保護者や関係者の理解を十分得られるような構想にしていきたいと思うんですけれど、そこら辺はどうですか。

◎橋本特別支援教育課長 寄宿舎のあり方につきましては先ほど申しましたように、まだ十分に固まっていないところもありますので、自活訓練棟も含めまして、学校の御意見を伺いたいと思っています。

大原町の敷地内につきましては、この図を見ていただいたとおり、余裕がありませんし、心の教育センターも後で説明があると思いますけれども、今までずっと実績も積まれてきていますので、現地でということもありますので、大原町に整備すること自体は難しいと考えております。先ほど御指摘いただいた点については、いろいろな工夫で子供たちに不便とか不利益がないようにしたいと考えています。

◎米田委員 最後に、寄宿舎の関係で、課長は障害種別の違う人が交流することがいいみに言われますけれど、盲学校の生徒たちが、心身の障害を持った子供たちが、例えばつついて倒したりぶつかったりということ、盲学校の先生とか現場の人らは逆に心配しているわけです。そんな簡単に交流と言いますが、ここは発達障害の子供を含めて来るわけですから、その人たちが目に障害のある生徒たちとのかかわりが逆にマイナスになることもあるんです。実生活の中でそういう心配をされているわけです。そこら辺も、盲学校で学ぶ人たちや保護者の心配があります。交流はいいけれど、いうこともやはり十分協議しないと、本当に交流という言葉で、それはいろんな事故のこととか含めて心配されていますので、そこら辺を十分話し合いしていただきたいし、双方の理解を得た上で進めていただきたいと思うんですが、そういう意見は出ていませんか。

◎橋本特別支援教育課長 視覚障害者の団体とのお話があったときにも、視覚障害のある盲学校の生徒たちと、心身症の病弱の寄宿舎に入られる子供たちとの動線については配慮をしてほしいという御意見はお伺いしておりますので、どういう建物を建てるのかとい

うことを含めまして、その辺には十分配慮もしていきたいと思っています。

◎池脇委員 病弱特別支援学校の中身が随分変わったという認識を私たちも持たなくちゃいけないと思うんですが。そういう認識のもとでこの新しい学校を、まず受けとめてよろしいのでしょうか。

◎橋本特別支援教育課長 そのとおりです。

◎池脇委員 どう変わったかについてはここに御説明がありますけれども、いわゆる適応障害等の精神疾患の子供が非常に多くなってきている傾向に合わせて、そういう子供のための学校と理解してよろしいですか。

◎橋本特別支援教育課長 病弱の特別支援学校ですので、近年はそういう子供たちが非常に多くなってきていますけれども、従来からいる慢性疾患の子供たちも数は少なくなったとはいえおりますので、どちらも対象ということで対応をまいります。

◎池脇委員 施設にかかわる課題として何点か挙げられているんですが、慢性疾患等の、本来の病弱特別支援を必要とする子供のためにセーフティールームをつくと。今までもこれはあったわけですね。

◎橋本特別支援教育課長 セーフティールームという形ではございませんけれども、感染症の時期とかにはほかの子供への感染を避けるために個別的な対応するために別室で授業はしてまいりました。

◎池脇委員 セーフティールームというのは、例えば感染症の方をそこに隔離をするとか、特別な何か医療的な配慮をされた部屋と考えていいのか、単に空き教室をつくっていると考えたらいいか、内容はどう理解したらよろしいんですか。

◎橋本特別支援教育課長 必要に応じて、除菌マットとかエアカーテン、空気清浄機等を設置することも考えていますので、常時それを使うわけではないですけれども、そういうものを設置できる部屋を確保するということです。

◎池脇委員 設置をされるということですね。課題の2番目、3番目が精神疾患の子供たちの対象になる設備かと思ったんですが、クールダウン室というのは今までもあったんですか。

◎橋本特別支援教育課長 特別にクールダウン室とつけているわけではありませんけれども、あいている部屋等を活用しまして、個別に落ちつく場所を設けることをしてきました。今回はクールダウン室として、普通教室よりは少し狭い教室になりますけれども、特別に各階に構えるようにしてあります。

◎池脇委員 それはそれなりの設備も、そういう子供たちの興奮状態がきちんとおさまるような室内の環境は整えられるわけですか。

◎橋本特別支援教育課長 室内の環境につきましては、どのような掲示とか色合いとか、どういうものがあるのか今後検討をしていくことにしております。

◎池脇委員 今回、職業コースの設置を入れられていますね。それにあわせて職業実習室もつくられると入ってますけれども、これはどういう目的か御説明いただけますか。

◎橋本特別支援教育課長 近年、就職を希望される生徒もふえています。特に心身症、発達障害等が根底にあって、心身症とかいうことで江の口養護学校へ来ている子供については、対人関係とか、連絡をすとか報告をすること自体も非常に苦手な子供たちもいますので、職業実習を通して、対人関係とか、社会生活に必要なスキルを身につけてほしいと思っています。それから、職業は一定時間、同じような作業をしたりということもございますので、そういう中でも働くことがどういうことかなども学習できるのではないかと考えております。

◎池脇委員 それで、複数の職種の作業実習を実施するとなっておりますね。実習室が2室設けられるわけですがけれども、具体的にはどういう内容をお考えですか。

◎橋本特別支援教育課長 現在、学校でどういう職種がいかについては検討を進めているところですがけれども、想定しておりますのは、福祉関係とか、流通とかデザインはどうかという案が出ていまして、検討しているところです。

◎池脇委員 本来の病弱特別支援というのは、そういう部分ではなかったですね。普通教科を学習されてということだったんですけど、その意味でも変わったと、我々もきょうの御説明で捉え直さなくちゃいけないと思うんですけども。

あと、職員室が管理部門の中へ入れられているんですが、職員会を食堂で行うと書かれていますね。ということは、管理部門の職員室では職員会が行えないぐらいの狭いスペースなのか、わざわざ食堂で職員会をしなくちゃならない理由はどう理解したらよろしいですか。

◎橋本特別支援教育課長 職員室の広さは、職員数見合いで計算をして決めておりますので、職員室で職員会議ができないということではございません。会議もできるぐらいの十分な広さはとっていますけれども、それ以外、研修をしたり、あるいは職員の話し合いをするスペースとして食堂も環境を整えて使いたいということです。

◎池脇委員 この説明で4階建てになっているんですけどけれども、それぞれの部屋が何階に設置されるかが書かれてないですから、どういう動線になるのか、教室の配置が想像できません。そういう意味では、きちんと何階にこれということが今決まってないから書かれてないんですか。

◎橋本特別支援教育課長 ある程度のところは決めておりますけれども、広さの都合がありまして、なかなか2階、3階、4階と均等にいかない部分もありますので、そういう部分につきましては、基本設計の中できちんと配置をしてお示しをできたらと考えているところです。

◎池脇委員 最後ですが。学校が新しくできる。それから入ってくる生徒も今までであれ

ば病弱の方が基本中心だったわけですが、そうでない子供たちもふえてきて対象者がふえてきているわけですが、学校の危機管理ですね。今までの学校の危機管理ではもう足りないと思います。そういう意味で、危機管理について対応する項目をきちんと事前につくり上げる必要性があると思うんですけども、その点についてはどういう検討をされておりますか。

◎橋本特別支援教育課長 防災等につきましては、現在それぞれの学校でやっているものを引き続き新しい学校でも行うこととなりますけれども、病弱特別支援学校として特徴的な部分としましては、医療との連携が大きく挙げられると思っております。学校に通ってきている子供に何か緊急を要することが起こったときにどうするか、日常的に医療機関とどういう連携の体制をとるのか、あるいは校内でどういう体制をとっておくかについては、早期に近隣の病院、あるいは関係病院に御理解もいただきながら、マニュアル等の整備を進めていくようにしています。

◎池脇委員 地震等があったときの避難の対処ですね。これを見ると寝台用エレベーターを設置する。多分、エレベーターはこれ1台じゃないかと思うんですが。この1台で、仮に教室が4階だとした場合に、緊急に子供たちをおろせるかどうか。普通のお子さんじゃありませんので。そういう避難体制を含めた危機管理を新しくきちんとつくり上げないといけないと思う。だから、建つ前に、どういう形で避難ができるのかも配慮した上で建設をすることは非常に大事と思うんです。その点はここでは述べられてないので、ぜひ今後の検討の中に入れていただいて、まだどの階にどの教室を置くか決まってないようですから、そういう危機管理にちゃんと対応できる工夫もぜひつけ加えて検討していただきたいと思います。

◎橋本特別支援教育課長 今後、基本設計等に入ってまいりますので、そういう中でいただきました御意見を参考にしまして詰めていきたいと思っております。

◎桑名委員長 ほかに。

(なし)

◎桑名委員長 質疑を終わります。

〈生涯学習課〉

◎桑名委員長 次に、生涯学習課の説明を求めます。

◎森生涯学習課長 当課からは、高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案をお願いをしております。お手元の右肩③(条例その他)の3ページをお開きください。あわせまして、教育委員会資料の生涯学習課の赤いインデックスのついたページをお開きください。

まず、改正の経緯と当センターの改築の概要から御説明をします。香南市に設置しております高知県立青少年センターは、青少年の健全育成を図ることを第1の目的とする青少

年教育施設として、資料の左上の図にありますように、点線で囲みました研修施設や事務所等を備えます本館と、宿泊施設や食堂等を備えます宿泊棟、そして、その他ソフトボール球場や体育館、陸上競技場などの体育施設により構成をされております。このうち、本館及び宿泊棟は昭和 42 年に建築された建物であり、施設の老朽化に加え、耐震性に問題がありましたことから、右図のとおり、昨年度から東駐車場に新たな本館、宿泊棟を建設中です。本年 12 月には引き渡しを受け、来年 2 月から新館を運用することとしており、その後は旧館の取り壊しを行い、跡地を駐車場に整備をして、おおむね平成 29 年末ごろに全体事業の完了を見込んでおります。

本館及び宿泊棟工事の概要につきまして、下の図をごらんください。3 階建ての宿泊棟と 2 階建ての本館を整備しており、右下の枠囲いに記載をしておりますように、新たに会議室を増設するなど、設備の充実を図っております。

2 ページをお開きください。今回の条例議案につきましては、こうした一連の施設の改築に伴い、使用料を見直しますとともに、新たに会議室等の施設が整備されることにより、使用料の改定などを行うものです。

条例改正案の内容と基本的な考え方について御説明をさせていただきます。

まず、本館の 2 階には青少年ホール、多目的室及び 4 つの会議室を備える研修施設を整備しております。これらの使用料につきましては、施設が新しくなることや、近隣の類似施設の利用料金なども考慮しながら、管理運営費及び減価償却費を基礎として算出した実勢価格に基づき、施設の面積や利用時間に応じまして、3 の新旧対照表の(1)のとおり、使用料を引き上げ、または新設をしております。あわせて、2 の(2)に書いておりますが、改正前の全日の会議室等の使用料については、0.9 掛けに割引した使用料を設定しておりましたが、改正後は他の県立青少年教育施設の会議室等の使用料設定と同じく、割引をしない取り扱いとしました。また、改築後は一般の方の会議室等の夜間利用も可能としますことから、新たな経費の増大などに対応するため、冷暖房費を設定することとし、各部屋の空調設備ごとに 1 時間当たりの電気料金を試算して使用料を定め、徴収させていただくこととしております。会議室の利用時間につきましては、これまで午後 5 時までの利用としていたところを、午後 9 時までの利用を可能とする改正を行います。

次に、3 の新旧対照表の(2)に整理をしております宿泊施設の使用料につきましては、本館の会議室の算定方法と同様に、実勢価格による算出方法を用いて、青少年以外の者の宿泊料金を 900 円と算定し、改正前の青少年以外の者の 1 人 1 泊 760 円に対する青少年 390 円、中学生以下の者 220 円のそれぞれの割合を参考に、改正後の 300 円と 500 円の使用料を定めております。また、改正前には青少年以外の者が日中に使用する「宿泊以外」の区分がありましたが、使用実績がないことから今回の改正で削除をしております。

その他、体育館及び球場の照明設備の区分表示をわかりやすくするなどの改正を行って

おります。

なお、改正の施行期日につきましては、12月中に引き渡しを受けた後、引っ越し等の作業を経て、平成29年2月1日から新館の運用を開始しますので、同日からの施行としております。

また、今回の改正につきましては、使用料の引き上げを伴いますことから、一定の周知期間を要することを考慮しまして、今議会に上程をさせていただいております。

以上で説明を終わります。

◎桑名委員長 質疑を行います。

◎米田委員 2ページの料金ですけれど、新旧対照表のところ、中学生以下と高校生、24歳までが青少年で、25歳を超えたら青少年以外という区分でいいですか。

◎森生涯学習課長 青少年の規定になると思いますが、25歳未満の者を青少年と条例で規定しております。

◎米田委員 青少年センターですから、同じように値上げするのではなくて、もっと安い値段で借りられるように工夫をしたほうがいいんじゃないかと思うんですけど、そこら辺検討されなかったのかということと、それからエアコン代も前はなかったでしょう。料金の中に含まれてたんじゃないですか。なかなかエアコン高いです。何時間かあったら。これは高校生が支払うわけですよ。何人もで割るのは大変なことになると思うんですけど。全体の利用料の改正を見たら確かに建物はよくなるけれど。結局、近隣に合わせると言いながら、高きに全部合わせていってるんですよ。青少年に、これからさらに使っていて、いろいろ活躍もしてもらいたい、そういう世代に、何か同じように計算してではなくて、もっと便宜を図る政策的な視点はありませんでしたか。エアコン代もとらなくていいんじゃないかと思うんですけど、そこら辺検討どんなでしたか。

◎森生涯学習課長 この利用料の徴収をする対象になりますけれども、これは青少年の方々が利用料を払わなければならないのは体育館の利用と、トレーニング室の利用とシャワーの利用だけです。あと宿泊施設、それ以外については費用を徴収しませんので、会議室等につきましては無料でお使いいただける設定になっております。

お話のありました宿泊施設につきましては、従来からこういった区分の中で宿泊代、いわゆるシーツ代とか基本的なものを加えた上で算定をして、25歳以上の方の料金をもとに、減額して徴収している状況ですので、今回もそういった考え方を踏襲をさせていただいております。他県の状況を見ましても、例えば愛媛県でしたら中学生以下200円、それから高校生400円、大人が800円と設定しております。建築につきましては昭和58年ということになっておりますので、そういった県外の状況も勘案しながら、こういう宿泊料に設定をさせていただいたところですよ。

◎米田委員 例えば今、シーツの話されましたけれど、シーツはそんなにクラスが上がる

わけじゃないでしょう。すごくよくなりますか。

◎森生涯学習課長 シーツは定額的に必要なもので、クリーニング代として110円ほどかかっておる状況はございます。

◎米田委員 だから、それは改正前も改正後もそう変わらないじゃないですか。そんなに同じレベルで上げる必要はないんじゃないですかという話をしているんです。

やはり青少年の施設ですから、できるだけ宿泊も含めて安く活用してもらえるように、独自の政策として選択する検討はなかったかということを知りたいんです。

◎森生涯学習課長 従前から利用をしていただける体制ということで、ここにありますような減額をしており、今回も利用しやすいように同じように減額をさせていただいたということで、その考え方は従来から減額をしていくという考え方です。今回は中学生以下の者でしたら220円に対して80円ですが、300円にアップをさせていただいております。ここらあたりの積算の仕方につきましては、新しい建物になりましたので、施設がよくなった、あるいはベッドにつきましてもよりよい規格のものを入れておりますので、そういったところで80円の差額等については満足をしていただけるのではないかと考えておるところです。

◎米田委員 それと(2)の0.9掛けの割引というのは、青少年は無料ということだけど、青少年以外の人への割引がなくなったということですよ。

◎森生涯学習課長 そういうことになります。

◎米田委員 0.9掛けの割引というのは、0.1を払っていたんですか。どういう意味か。

◎森生涯学習課長 もともとの午前と午後の合計額に対して0.9を掛けた金額で徴収をしていたということです。つまり、これまで10%割引があったということです。しかもお使いいただくのは一般の方ですので、青少年が使った場合はもちろん従来より無料ということですよ。

◎米田委員 よくなるからということはあるかもしれないけれど、せっかくあるいい制度を残したらどうですか。わざわざ0.9掛けでやっているのに、何か理屈が通らない。

◎森生涯学習課長 そこはいろいろな考え方もあると思います。ただ、説明しましたが、他の県立の青少年教育施設で、0.9の割引も廃止をしておることもございましたので、そこは合わせたと。

◎米田委員 最後に。そういう高き、低きに流れたらいけませんよ。せっかく青少年でいいものをつくるんですから。いいものは残さないで。そこに哲学はないですよ。横に合わせますよでは。せっかく青少年の施設をつくって、大人はその値段だけど。やはりそれは機械的に、ほかがそんな制度ないからやめますとか、そんなだったら人は要らないじゃないですか。ほかと同じようにやったらいいわけですから。

◎北村教育次長 これは青少年の施設ですから、青少年については無料にさせていただ

て、ほかはほかの施設を使う方と均衡がありますので、そこは、公立の近隣の施設との均衡をとらせていただいているということです。

◎米田委員 それはわかっています。だから今、青少年以外の者の話しをしているわけでしょう。そういう人が使って0.9掛けの施設で頑張っているいろいろやっているわけですから。これを残すことも一つの県政の選択じゃないですか。低いほうへ、お金が要るほうへする理屈はないですよ。そういう検討をしてないらしいですから。やはりそういうことも含めて、きちんと哲学なり持ってやってもらいたいと、これは意見にしておきたいと思います。

◎池脇委員 ここは青少年が使うということで、一般社会人よりも青少年の方を優先すると、日程的にもということですよ。その意味で、子供たちがここに宿泊して研修をする場合に、旧の建物で問題になったのが、ベッドと、それからお風呂とトイレです。今回、大浴場、小浴場、バリアフリー浴室とあるんですが、それぞれ何人風呂になっているのかということと、バリアフリー浴室は新しくつくられたと思うんです。であるならば、大浴場、小浴場もバリアフリーでいいのではないかと思うんですが、その点についてまず。

◎森生涯学習課長 先ほどの大浴場等の入浴数については少しお時間をください。すぐ、調べます。

◎池脇委員 小浴場も。何人で入れるか。宿泊定員数も2名ふえて153名になっていますよね。子供たちが一定の時間内に入浴を済まさなくちゃなりませんから、一定のスペースが必要だと思います。そういうことを考えてやったださっていると思いますので。

それからもう一点。トイレですけれども、男女それぞれ便器数はどれぐらいになっていますか。

◎森生涯学習課長 便器の数についても少し資料を見えます。

◎池脇委員 これもやはり、朝トイレを使う頻度が非常に高いので、これぐらいの人数の人が使うのに、ある程度の個数がないとだめだと思うけれど。特に女性の便器数はある程度、男性と比べても同等ぐらいを構えてあげないと困るのではないかと思うんですが、じゃあ後で。

その2点だけお聞きしたかったので。

◎桑名委員長 ほかにございませんか。

(なし)

◎桑名委員長 質疑を終わります。

〈文化財課〉

◎桑名委員長 次に、文化財課の説明を求めます。

◎土居文化財課長 それでは、文化財課の補正予算について御説明します。

お手元の資料②の議案説明書、91ページをお願いします。表の右端の説明欄をごらんください。高知城保存管理費です。「志国高知 幕末維新博」に向けまして、高知城の魅力を

より磨き上げるため、整備費など7,115万円を計上しております。詳細につきましては、議案説明資料で御説明します。

赤いインデックスの文化財課のページをお願いします。来年3月に「志国高知 幕末維新博」が開幕しますと、これまで以上にたくさんの観光客の皆様がお見えになることが想定されますことから、より高知城の魅力を感じていただき、観光客の皆様の満足度を高めようとするための事業予算です。

1つ目のひし形、高知城の魅力を情報発信し、観光客の皆様の満足度を向上させるための取り組みとしまして、まず屋外解説板の改修及び新設。これは紫外線により劣化し説明文が読みづらくなっております屋外設置の解説板49カ所を整備しますとともに、二の丸池や鉄門等、現在解説板が設置されておられません5カ所につきまして新設し、あわせて多言語化を行っていくものです。

次の観光ボランティアガイドの増員。これは、現在、追手門広場のガイド詰所に2名、天守・懐徳館に1名おりますボランティアガイドを、高知公園指定管理代行料を補正することによりまして、それぞれ1名、合計2名増員し、訪れていただいた観光客の皆様を高知城の魅力をこれまで以上に丁寧に御案内することにより、お客様の満足度を高めようとするものです。

次の高知城を舞台としたイベントの開催。これは、来年3月の幕末維新博開幕の後、本物の文化財が残る高知城の魅力をより楽しんでいただけるようなイベントを開催し、幕末維新博がスタートしたことを印象づけますとともに、本物だけが持つ存在感を発信しようとするものです。

次の天守を照らすサーチライトのLED化の実施設計。これは天守を夜間シンボリックに照らしておりますライトアップ照明が老朽化したことから、現在、水銀灯を使用しておりますものを、LED照明に改修・更新するための実施設計を行うものです。これによりまして、各種の啓発等の際に照明の色をピンクやブルーに変えるために、現在は器具を設置するなどして対応しているものにつきまして、器具を使用せずに調光によって着色できますほか、光の強さも無段階で調整でき、イベント等でさまざまな光の演出を行うことが可能となります。ライトの長寿命化、消費電力の節減が図れるなど、環境面への配慮もできることから、LED化を進めるものです。

資料の右欄の図面をごらんください。図面の真ん中少し下あたりに高知城天守がございりますが、その周り星印であらわしておりますのが現在のライトアップ用の水銀灯の配置図です。基本的にはこの配置を変えずに、LEDに変える予定です。

ごらんになっていただいています図面によりまして、ただいま御説明しました以外の事業について御説明します。高知城の南東側並びに北西側に剪定箇所として図面に落とし込んでおります。これは、高知城天守など文化財の見える城郭景観並びに建造物や石垣など、

文化財を保全するための樹木の管理剪定を行おうとするものです。

次に、図面の右のほうに黒丸で示しております板垣退助像付近の整備について御説明します。板垣像を照らす現在の水銀灯の照明は、老朽化が進むとともに、配線も含めまして記念撮影をする際に映り込む状態となっております。そこで、板垣像を今まで以上にシンボリックに浮かび上がらせるよう、地表面から照らすLED照明に更新しようとするものです。あわせて、像の前面の老朽化した柵の更新、植生の整備を行い、周辺環境の整備を図るものです。

資料、左側の一覧にお戻りいただきたいと思います。2つ目のひし形、観光客の皆様の利便性・快適性を向上させるための取り組みとしまして、まず石段の踏面の再舗装。これは板垣退助像の横から高知城二ノ丸に至る石段、さらに二ノ丸から北側のすべり山へおりる石段の踏面の劣化が進みまして、陥没やクラックが見られることから、再舗装を行うものです。再舗装を行う石段の箇所は、右の図面の矢印で指し示した部分です。

次に、屋外Wi-Fiの整備です。高知城の本丸の重要文化財建造物につきましては、近年増加しております外国人観光客からの要望の強い公衆無線LAN、Wi-Fi環境の整備を昨年度行ったところですが、これに続き、このたび屋外についても整備を行い、さらに利便性を高めようとするものです。

3つ目のひし形としまして、高知城磨き上げ検討委員会の設置と記載しております。これは、高知城が本県を代表する文化財であると同時に、年間26万人以上が訪れる県内有数の観光地であることから、高知城の魅力をさらに磨き上げるために、文化財や観光の分野等、それぞれの専門家から助言いただき、改善方策の検討を進めるものです。

次に、債務負担行為の補正について御説明します。議案説明書②にお戻りいただきまして、92ページをお開きください。高知公園管理運営委託料は、高知公園の管理運営を民間の指定管理者に委託して行わせる経費です。今回は、先ほど補正予算のところでお説明させていただきました、観光ボランティアガイドの配置に要する経費などについて必要な予算を措置するための債務負担行為の補正をお願いするものです。

次のイベント開催委託料は、先ほど幕末維新博開幕後の来年3月にイベントを開催するための予算を御説明しましたが、来年度につきましても、引き続いてゴールデンウィークや再来年3月の幕末維新博一周年記念のイベント開催を計画しておりますことから債務負担行為として挙げているものです。

説明は以上です。

◎桑名委員長 質疑を行います。

◎横山委員 観光ボランティアガイドの増員ですけれども、知事の提案説明のとき、外国船が来て、外国人観光客がかなり来ているということで、英語のガイドの状況はどんなになっていますか。

◎土居文化財課長 現在、週末に外国語のできる通訳の方に来ていただいて、ガイドのお話しされることを通訳していただく形をとっておると記憶しております。

◎横山委員 そういう増員もしながら、主要な単語とか、大体どんなことを聞かれるというのをパターン化したりとか、ガイド自体の英語力を高めていく取り組みはあるんでしょうか。

◎土居文化財課長 ボランティアガイドにつきましては、土佐観光ガイドボランティア協会の御協力をいただいて実施しておるものでして、今も高知市のほうで研修を実施されるかと思えますけれども、そちらでそのようなことを検討されておるのかどうか確認をしております。

◎横山委員 通訳がガイドについてやるというと、通訳もかなり数が要るだろうし、さらに通訳を増員するわけにはいけないでしょうけれど。やはり一定程度、外国語で主要なやりとりができるという磨き上げもしたほうが外国人の満足度も上がるんじゃないかということですね。

◎土居文化財課長 外国語、英語のできるガイドもおるということです。

◎横山委員 あと、石段の踏面の再舗装についてお聞きしたいんですけども、石段って石で階段になってるやつですよ。そこ、舗装ってどういう意味ですか。

◎土居文化財課長 現状も舗装しております。コンクリートに豆砂利を入れて、極力自然に見えるような形で舗装しています。ただ、それが現在ところどころ割れたりして、ちょっと危険なところも出ておりますし、多くのお客さんを迎えるに当たって、やはり安全性を高めるということもございますし、きれいにお迎えしようということですね。

◎横山委員 要は、土が固まるような土舗装ですよ。

◎土居文化財課長 コンクリートです。

◎横山委員 石段、石の趣のあるものを幾ら補修しても、それはそういう景観は守られるということで大丈夫なんですよ。

◎土居文化財課長 詳しく言いますと、踏面というのは踏むところで、その手前は石です。石とその間は実は土になっていまして、その上に舗装する。この舗装の部分に豆砂利を塗り込みなどをしまして、極力、たたずまいとの調和に心がけていくということですね。

◎三石委員 何点か、お聞きしたいと思います。解説板を49カ所直すと言いましたね。多言語で解説すると書いていますけれども、具体的に何カ国語ぐらいでやるつもりですか。

◎土居文化財課長 できればということになりますけれども、英語、中国語、ハングル語、それからタイ語、当然日本語もありますけれども、この言語を考えております。どうしても説明内容との分量等を考えますと、板面をずっと大きくできませんので、重立ったところは多くの言語を、基本的に少なくとも英語は入れていくといったことで対応していきたいと考えています。

◎三石委員 他県を参考にもされるわけですか。

◎土居文化財課長 これから検討もして研究していかなければならないと思っています。

◎三石委員 いろんなどころから人が来てくれるからね。他県のこういう解説板も参考にしながらやったほうがいいと思います。

それと、高知城を舞台としたイベントを開催すると言われてましたけれども、具体的にスケジュール、プログラム、それは既に計画、上がってるんですか。

◎土居文化財課長 時期につきましては、開幕が来年3月4日になっております。今年度予算で3月中に開催をすることになります。時期につきましては、3月中の土日祝日のいずれか複数日の開催を考えております。内容につきましては漠然となりますけれども、高知城が持つ本物の文化財の魅力の発信を中心としまして、幕末維新博の趣旨に沿います、例えば幕末に土佐から輩出された偉人とか、県内の史跡・遺産物を取り上げて、歴史を感じていただけるようなイベントを考えています。ただ、これにつきましてはプロポーザルで民間事業者から提案いただきたいと考えております。

◎三石委員 この予算には関係ないかもしれないですけど、トイレですよ。城内にあるのは県ですか。外にあるのは高知市か。大きいのが2つあるでしょう。追手門から入ってからのトイレと、それと外の駐車場に結構大きいトイレがありますね。どうなっているのか。

◎土居文化財課長 いずれも県のトイレでして、高知公園駐車場の横のトイレは小さな個室が2つほどのトイレだったと思いますけれども、これにつきましては、大きなトイレに改築する予定です。

◎三石委員 やはりトイレが清潔であるのとないのでは、仮に行ったとしても全然違う。高知城の中にあるトイレ、ほんの気持ちだけでも、中は余り立派なものではないけれど、ちょっとした一輪挿しを置いているだけで、和むわけですね。今、置いていますね。そういうことを感じますので、特にトイレの整備にも力を注いだほうがいいと思います。

◎土居文化財課長 今回の補正。つまり、新しく幕末維新博にお客を迎えるに当たってどういうことを考えられるか検討した中に、トイレのクリーンアップも入ってございました。これにつきましては、指定管理者とも協議しまして、指定管理者の通常やっただいております清掃に加えまして、より念入りの清掃を開幕までにやっていただくことを協議しております。

◎橋本委員 横山委員と関連をするんですが、債務負担行為の高知公園の管理運営委託料の157万6,000円は、土佐ボランティアガイド協会にボランティアを2名一応増員して、幕末維新博に向けた対応という形の中で、高知城の御案内を充足するということだと思うんですが。一つお聞きたいんですが、この157万6,000円の算定の根拠はどういう形ではじかれたのか。

◎土居文化財課長 基本的に、ボランティアガイドにお支払いします単価掛ける日数掛け

る2名という形で金額をはじいています。

単価2,000円掛ける359日掛ける2名で、143万6,000円。それから、このたび高知城歴史博物館が開館しますけれども、そちらとの共通券を発行するというので、新たに当初の指定管理の業務の中になかったことを県の意向もあって行いますことから、この印刷費を14万円。合わせて157万6,000円という内容になっています。

◎橋本委員 もうちょっと具体的にお聞きをしたいと思います。1日2,000円ということですが、何時から何時までですか。

◎土居文化財課長 10時から15時です。

◎池脇委員 踏面について。踏面の歴史的価値はどう捉えられておりますか。

◎土居文化財課長 この踏面、最初にどれぐらい前につくられたかを調べたけれども、確認できませんでした。ただ、コンクリートでできておりますことから、消耗するもの、更新されていくものと認識をしております。

◎池脇委員 石段で上に乗っている石がありますよね。この石も新しい石ですか。

◎土居文化財課長 石段の石はさわらず、その踏面、実は土です。土ですと雨が降ったりしますとちょっと歩きにくくなりますので、それをコンクリートで舗装しております。石につきまして、さわるものではございません。

◎池脇委員 この図面でいくと、階段の石のところを補修すると思ってしまうんです。御説明では、階段を修復するのではないということですか。もう少しわかりやすく言っていただけますか。

◎土居文化財課長 階段がございまして、主に人が足を踏む部分を踏面といいます。この踏面を今、コンクリート舗装しておるんですけれども、この部分が割れてなくなっているところもあります。土がむき出しになっているところもあります。そういったところにつきまして、舗装をし直すものです。土の部分に舗装するということです。

◎池脇委員 高知城は、戦災でも焼けなくて残ってきて、その古さが歴史的価値を持っているわけです。ですから、高知城に至るまでの動線と一体化していると認識をしておかないといけないと思うんです。それが坂になっていますから、観光客が下から見たときに、古い石と修正をした新しいところが明確にわかるような補修をしますと、一遍に幻滅をしてしまうんです。やはりこの足元に歴史を観光客の方は感じておられるんでね。それが天守に上がることによって、さらに歴史を実感していただけるというのでつながっておりますので、ぜひ工事をする場合に、業者の皆さんにそういうような、今までの景観が変わらないような工夫をした舗装をしていただくように。課としても、その工事のときにはしっかりついて見ていただいて。施工する人はそんなこと全然考えないから。工期の間で早くやろうとするだけでしょうから。けれど、これはそういうところに関連をするので、見た目が非常に大事になります。そのあたりも注意深く、施工のときには県としても業者とお

話し合いをしていただいて、丁寧な舗装をしていただきたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

◎土居文化財課長 今いただきました御意見も十分踏まえて対応していきたいと思えます。

◎金岡委員 まず、ボランティアガイドですが、来年、特にクルーズ船がたくさん入ってくるということで、現状も含めて教えてほしいんですが。どのような国の方がどういうふうに来られておるのか。それに対応しないといけないと思えます。そこら辺はどういうふうか。

◎土居文化財課長 クルーズ船になりますと、主に中国の方がいらっしゃっておることです。

◎金岡委員 そうしたら、中国語のできるボランティアはいらっしゃるんですか。

◎土居文化財課長 外国客船が来る日はあらかじめ決まっています。その際には観光振興部も対応しまして、当該の国の通訳が多数配置されておりますので、その中で対応されておることです。

◎金岡委員 それともう一つ、剪定箇所と書いておりますが、剪定というよりも草ぼうぼうなんです。向こうの道からおりてもこっちへ入ってこられないぐらい草が生えていますよね。あそこに広いところありません。私も何度か行って見たんですけど、こっちへ入ってこられない感じです。剪定は、どういうふうにするんですか。草を刈るんですか。

◎土居文化財課長 ただいまこの補正で上げさせていただいております剪定と申しますのは管理剪定といいまして、伐採と剪定を指しております。草を刈るとか、日常的なことにつきましては、指定管理者で対応されるものと認識しております。

◎金岡委員 とにかく、今行ってみるとわかると思えますけれども、草ぼうぼうですから。広いところもありますけれど、そこも入れるような状況じゃないです。そこら辺もきれいに整備をされたほうがいいんじゃないかと思えます。

もう一点、階段の踏面の再舗装となっておりますけれども、踏面も大事ですが、側溝が非常に危ないような気がしたんです。側溝の改修となるとかなり難しいと思うんですが。側溝の改修となると、それこそ先ほど池脇委員の言われたような歴史的なものですから、きちんと改修しなきゃならないと思うんですが。まず、人の安全を考えると踏面となると思うんですが。保全ということを考えると側溝の修繕が非常に重要になると思うんですが、いかがでしょうか。

◎土居文化財課長 高知公園の管理につきましては、さまざまなことがあるかと思えます。こちらのほう、専門家とも協議しながら検討していきたいと思っております。

◎池脇委員 最近、文学館の間の大きなクスノキが何か切られましたね。文学館と、そのちょうど砂利道があるじゃないですか。あそここのところで木を切るのを工事中に見たんですけども。松の木が斜めになって危ないと話しをしていたんですけども、あれは何で

切ったんですか。

◎土居文化財課長 斜面のハゼの木が腐りかけていましたので切っています。

◎池脇委員 安全性の問題もあってということだろうと思うんですけども、今度新しく資料館ができますよね。資料館の斜め、今の県立図書館の入り口に松の木が斜めになってきてるんです。これから資料館ができると、このあたりも整備をされるようになるわけですけども、信号機もつくとかいうことで。そうしますと、あそこの松の木が非常に安全性についてどうなのかと。あそこは財務省の土地でもあるようなんで。しかし、だからといって、それをそのまま放置しておくのか。そこはきちんと検討をしていただいて、何らかの対応は考えていくべきではないかなと思うんですけども。いかがでしょうか。

◎土居文化財課長 おっしゃっていただきましたように財務事務所の土地、それからその後ろにつきましては、今、所管がきちんと整理されてない土地でして、これにつきましては関係課で協議をしているところです。

◎池脇委員 もう随分協議かかっていますよね。しかもその松の木は前のお店の屋根にぐっすりかかっているんです。接触しているんですね。そのまま前のお店を潰してしまったら、どこが責任をとるんですか。早く協議の結論を出さないと、放置をしておくことには、基本的にもう時間が来てるのではないかと思いますので、期間を決めてきちんと対応するように検討をしていただかなければいけないと思うんですけども、課長の決意はどうですか。

◎土居文化財課長 先ほど申し上げましたように関係課で協議しておるところですので、なお急ぎ検討してまいりたいと思います。

◎桑名委員長 この問題は私も一度そちらのほうに要望に行って、これは財務省と県とあと高知市が絡んでくると思うんですけど、やはり三者で会って解決しないと、これは前に進まないと思いますし、あそこのお店は年に何回かは開いてるし、個人の財産のところを傷つけているわけですので、今、池脇委員も言いましたけれども、期限を切って対応してもらいたいと思います。

◎依光副委員長 イベント開催についてですけども、この予算自体が幕末維新博ということで、本来であれば、観光課の予算でもいいと思うので、ここの文化財課がやる意味を持たせていただきたい。例えば幕末維新のときに、高知県の武家屋敷はどこですかみたいな話があったときになかなかなくて、吉良川に行かないといけなとか、佐川とか、三翠園のところちょっとあるみたいな話があって、先ほどプロポーザルということをおっしゃいましたが、例えば中央公園でできるのを高知城でやるでは多分意味がなくて、高知城でやる意味をきっちり採点をしていただく、または、その仕様書にしっかりそこを書き込んでもらわないと、文化を継承するとか、高知城を大事に、あるいは木造建築、そういう思いも込めて、ぜひとも高知県の文化財を守っていく機運も盛り上げられる事業、そうい

うこともぜひ仕様書に入れていただいたら、多分この課がやる意味があると思いますので、要請でよろしくをお願いします。

◎桑名委員長 あわせて、いろいろ手を入れますよね。舗装したり、サーチライトやるんですけれども、今、あるグループが高知城を国宝化しようという動きがあるんですが、手を入れることによって国宝化に障害になるとか、そういったことはあるんでしょうか。

◎土居文化財課長 今回の補正の内容につきましては、新たに何かをしようというものではございませんので、国宝云々という点においては無いと考えております。

◎横山委員 最後に。日本三大夜城ですか。これはいつ選ばれたんですか。あと、どういう機関に選んでいただいたんですか。

◎土居文化財課長 少し調べさせてください。

◎横山委員 日本三大夜城ってすごいなと思っていたんですけど、こういうことに選ばれていることをもっとPRをして、これをさらに磨き上げていったらいいんじゃないか。そういうこともやるんでしょうけれども、ぜひそれもひとつよろしくお願いします。

◎桑名委員長 質疑を終わります。

〈スポーツ健康教育課〉

◎桑名委員長 次に、スポーツ健康教育課の説明を求めます。

◎葛目スポーツ健康教育課長 当課からは2件の繰り越しを計上しています。資料②、議案説明書（補正予算）の93ページをお願いします。

初めに、スポーツ施設改修事業費5,968万3,000円の繰り越しにつきまして説明させていただきます。本年度、国の史跡に指定されております高知城の敷地に設置しております県立武道館分館、弓道場につきまして、耐震補強等工事を行うこととなっております。工事の概要としましては、建物上部構造につきましてはブレースによる内部補強を行いますとともに、建物の基礎はコンクリートの打ち増しにより耐震性の向上を図るものです。史跡内で掘削を伴う工事を行う場合は、史跡の現状を変更することとなるため、文化財保護法の規定によりまして、文化庁の許可を受ける必要がございます。そのため、文化庁との窓口となります文化財課を通じまして、現状変更の許可を得るために、工事を行うことにより、掘削する範囲は現建物の建築時に掘削した範囲にとどまること、現在の景観を損なわないこと、史跡への影響が限定的であることを説明するなど、事前協議を進めてきたところです。史跡保全対策の協議に期間を要したことから、年度内の工事完了が見込めなくなったため、繰り越しをお願いするものです。なお、文化庁との協議は整い、提出しました現状変更許可申請につきましては、文化審議会文化財分科会の審議を得まして、先月16日付で工事の許可を得ているところです。

次に、2つ目です。競技力向上総合対策事業費1億3,479万4,000円のうち、1億1,240万3,000円の繰り越しについて説明をさせていただきます。全国トップレベルの競技成績

を有します飛び込み競技の練習拠点として、春野総合運動公園水泳場に陸上での練習を効果的に行うための練習施設の整備を進めておるところです。当初は、土地造成工事に取りかかりまして、工事完了後、練習場本体の建築工事を行いまして、平成 29 年 3 月までの完成を目指しておりましたけれども、土地造成工事の準備を進めていく中で、建築予定地に隣接する水泳場本体の電気設備等の配管が通っていることが判明をしました。配管の移設について、関係機関との調整や移設工事に時間を要したこと、また屋内での飛び込み練習を効果的に行えるようにするための工法等の調整に日時を要したことから、年度内の工事の完了が見込めなくなり、繰り越しをお願いするものです。

以上、2 点です。

◎桑名委員長 質疑を行います。

◎横山委員 弓道場の耐震化ですけれども、耐震化が終わったら、また弓道場の整備は何か考えられていることってありますか。

◎葛目スポーツ健康教育課長 現在、その整備だけですけれども、高そねに県立の弓道場ができておりますので、その 2 つをセットで強化のためにやっていると、生涯スポーツ振興のためにやるというところで考えています。

◎横山委員 あと、この飛び込み競技ですけれども、全国トップレベルということで、これは指導者とかがそういう専門的な方がおられるということですか。

◎葛目スポーツ健康教育課長 日本のコーチでもあります先生がついております。ずっとジュニアから一貫した指導で、こういう結果を残されておるところです。

◎横山委員 東京五輪を狙える可能性もあるということですか。

◎葛目スポーツ健康教育課長 十分あります。今、リオデジャネイロ五輪に出た板橋という選手が、リオデジャネイロ五輪で 8 位です。それに次ぐ者が、土佐女子中学校を卒業して、今、兵庫県におる佐々木さん、そして宮本さんというところなんです。追っているのがこの 2 名です。

◎桑名委員長 よろしいですか。

(な し)

◎桑名委員長 質疑を終わります。

〈人権教育課〉

◎桑名委員長 次に、人権教育課の説明を求めます。

◎大西人権教育課長 人権教育課の補正予算議案について御説明をさせていただきたいと思っております。資料①、補正予算議案の 7 ページをお願いします。債務負担行為としまして、一番下の欄にごございます心の教育センターの整備事業費をお願いをさせていただきたいと考えております。この内容につきましては、心の教育センターの建てかえ整備に向けた基本設計と地質調査を、平成 29 年度にかけて実施するものです。整備の方向につきましては、

参考資料で御説明をさせていただきますので、赤いインデックスの人権教育課の1ページをごらんいただきたいと思います。

まず、1のセンター機能強化の必要性ですけれども、心の教育センターにつきましては、知事を会長とします、いじめ問題対策連絡協議会の議論を受けまして、教育に関する子供たちの相談を一元的に受理し、課題解決まで寄り添うワンストップ&トータルな対応を行う相談窓口として、本年度からスクールカウンセラーなどの常駐により体制を充実しているところです。また、現在の施設が築40年を超え、耐震性がないこともございますので、現在の場所での建てかえにより、施設面での機能強化をしていきたいと考えております。

次に、心の教育センターの現状ですが、資料の2の施設の現状とセンターに求められる機能、課題にございますように、施設につきましては、相談室は1室、電話相談室は資料・図書室との兼用といった状況があります。部屋が不足する場合には、隣接する教育センターの分館の部屋を使用して相談活動を行っております。

一方、相談状況は昨年度までも増加傾向にはありましたが、本年度は体制の充実に伴い、受理件数が8月末で前年度比165.4%と大きく伸びてきています。また、相談内容は多岐にわたり、学校だけでは対応が困難な事例がふえ、学校等への支援のニーズも高まってきております。

こうしたことを踏まえて、ワンストップ&トータルの対応を進める上で必要な取り組みを、資料の中ほどにございます、1相談・支援の充実から、4の情報の管理と来所者への配慮。ここまでの4つの視点で整理をしたところです。安心して相談できる環境の整備や子供の状況に応じた継続的な支援。相談員や学校配置のスクールカウンセラー等の相談スキルの向上。また、スクールカウンセラー等が集い、個別の事案についての相談や情報交換等ができる場を提供することに加え、情報の管理と収納スペースの確保。来所者に優しい施設。そういったものが求められていると考えております。

こうしたことが、現状の施設では実現が困難であることが課題となっております。そのため、機能強化と利用者の利便性の向上を図り、あわせて病弱特別支援学校との連携も強化を検討し、現在地への建てかえを計画したところです。

3の整備概要をごらんいただきたいと思います。費用は全体で5億700万円ほどを予定しております。施設は木造2階建てで、CLTを活用します。整備内容につきましては、相談室を5室に拡大するとともに、新たにプラットホームルームを設け、スクールカウンセラー等がスーパーバイザーに相談したり、スクールカウンセラー等が互いに情報交換を行うことができるようにするとともに、児童生徒への支援に関する戦略について協議ができるミーティングルームなども設けることとしております。また、最大50人程度が利用できる研修室や資料室など、必要なスペースを確保していきたいと考えており、平成32年度中の供用開始を目指しております。

以上で、人権教育課からの説明を終わります。

◎桑名委員長 質疑を行います。

◎横山委員 施設を改修するということですが、相談員を増員するお考えもあるんですか。

◎大西人権教育課長 現在のところ5名の相談員がおりますけれども、今後の状況を見ながら検討をしていくことになろうかと思っております。

◎横山委員 相談件数は、やはり伸びてきているんですか。

◎大西人権教育課長 2の施設の現状とセンターに求められる機能、課題の下の段に相談状況がございますが、平成27年度8月末時点での状況で対前年度比165.4%と、本年度、急激に伸びてきている現状がございます。

◎横山委員 施設はよくなるけれど相談体制が充実してないとすると、それも困ったことになると思うので、相談員の充実を検討していただけたらと思っております。

◎大西人権教育課長 そういった面も含めて、今後の心の教育センターのあり方等を検討していく必要があると思いますが、現在のところは相談員5名に加えまして、スクールカウンセラー3名と、スクールソーシャルワーカー2名を配置させていただいております。本年度はそういう形で人数を大幅にふやしていますので、今後の状況等も見ていきたいと考えております。

◎横山委員 現状で、これぐらい相談件数が伸びても、先ほどの御説明で対応は十分できているという認識ですか。

◎大西人権教育課長 現在は、いろいろなケースに対応はしっかりとやっていますけれども、非常に複雑化、多様化していますので、そういったところは、今後も注視をしていきたいと考えております。

◎米田委員 今、横山委員が言われた、スクールソーシャルワーカーとかスクールカウンセラー、こういう人たちの体制は今後もふやしていかないといけないと思うんですけれど、この人たちは今ここに常駐しているわけじゃなくて、学校を回ったりしているんですよね。そういうことから、もう少し体制を、今後、建物もよくなり、やはり人ですよね。そこら辺はどんなに今後考えていくんですか。

◎大西人権教育課長 現在、スクールカウンセラー、スーパーバイザーを含めて3名、それからスクールソーシャルワーカー2名ですが、交代で常駐する形を現在はおっております。ただ、時には校内研修等に出る場合もございますので、現時点では交代という形で、全員が集まっているのは金曜日の午前中の所内会ケース検討をしていく、その段階では集まって、ケースについての見立て、そして今後の支援の戦略を検討しております。今後、そういった中での対応・検討等も必要になろうかとは思っています。現在のところは、そういう体制で行っておるところです。

◎米田委員 相談員は主はそこにおいて、さまざまな学校とかの相談に乗って専門的な支援をしてるのか。学校を回ったりしているんでしょうか。

◎大西人権教育課長 学校現場には、相談員が入ることは基本的にはございません。指導主事、それからスクールカウンセラー等が入っていく状況はありますけれども、基本的には相談員は心の教育センターで電話対応、それから来所者への継続した相談活動、それから家庭に引きこもっている子供への支援といったところが中心になっております。

◎米田委員 スクールソーシャルワーカーとかスクールカウンセラーの方たちは、学校に行って子供たちと接して、この人たちが相談とか解決とかしているわけですよね。そういうことからしたら、相談員以外に5人おいでますけれど、その増員とかも今後やはりしていかないと十分ではないんじゃないかと思うんですが。

◎大西人権教育課長 増員につきましては、今後の状況、現在の状況等を踏まえて、心の教育センターとも協議もしながら考えていきたいと思っておりますけれども、ここに常駐している方は、基本的にはスーパーバイザーという形で、難しいケース等への対応、それから緊急支援への対応ということで、常時学校に入っている形ではございません。ただ、週に1回、2回、スクールカウンセラーとして動いておいでる方も中にはおりますので、そういった形での子供とのかかわりという点では存在してるところがあります。

◎米田委員 さっきの特別支援教育課でも言いましたけれど、2番の教職員研修の充実というところに新設される学校との連携強化とありますけれど、たまたま一緒に来るだけと思っていたので、広さからいえば、本当は江の口養護学校がこっちへ来たわけだから、心の教育センターが外に出てたらというわけにもいきませんが、江の口養護学校が寄宿舎とも一緒にあったことを考えたときに、心の教育センターがここでなければならないのではなくて、どこかへ動くことも考えたことはないんですか。心の教育センターはここにいるから、ここで改築しますという協議はなかったんですか。

◎大西人権教育課長 その点につきましては、協議がありました。心の教育センターが、その場所ではなくて動ける場所はないかということもありましたので、検討はしました。ただ、心の教育センター自体、先ほど米田委員がおっしゃられたように、もともとこの場所にあり、非常に知悉性が高いところもあり、県民にも、心の教育センターというと、市営球場の横よねという、なじみもございます。施設面では、何候補か挙げて検討させていただいた中で、やはりこちらのほうへという形になっておるのが現状です。

◎池脇委員 課題に対して、その課題をどう解決するかということで、施設整備の内容がつけられております。それから一番注目をしたいのが、プラットフォーム機能の発揮というところですね。この機能をどう発揮するかによって、相談のワンストップ&トータルな対応が成果を上げるかどうか結びつくと思うんです。そのためには、まずスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを量的にきちんと安定して確保をすることと、その

人たちの質的な向上、育成をどう図るかが大切だと思うんです。昨日も滋賀県のこと載っておりました。本当に青少年の事件がやまらない。非常に広がってきている状況もありまして、各県ともスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、優秀な人を確保したい。ところが、現実には各市町村で個別に雇われて、個人的にその業務を与えられて仕事をしてる現状があるわけで、例えば、より高い報酬が与えられるのであれば、いつでもそちらに移動してしまう。優秀な人は各県で求められていますから、成績のいい人は引き抜きをされる状況が起こるわけです。そういうことが起こってきますと、例えば5年とか、7年、10年やっていただいて活躍をしてくださる、成果を上げてくださるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが育ったとしても、他県に引き抜かれたらまた大変なことになる。だから、よその県にないのがこのプラットフォーム機能なんです。ここで個別の業務をされているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの方たちとネットワークをしっかりとつけることによって、自分たちも高知県の一員として、子供たちに対応しているという共同意識を育むことができるし、それで自分の仕事の評価をきちんとしてもらえ、スーパーバイザーに評価をしていただき、力をつけることができる。そういう機能も果たせるのがこのプラットフォーム機能ではないかと思うんです。その部屋を設置されたということは、非常に斬新で画期的ではないかと評価できると思います。ですから、まだ構想の段階ですから、しっかりスーパーバイザーとも御相談をしていただいて、こういう方たちが力が発揮できるように、そして高知県に定着をしてきて、それぞれ市町村に分散しているんですけれども、それが県という形で共同体意識を持てるような機能を発揮していただけるように、このプラットフォーム機能を高める形で設置をぜひしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎大西人権教育課長 今、池脇委員がおっしゃったことを、本当にこれからの高知県のスクールカウンセラー等の力量を上げていく、また、より働きやすい環境づくりというところにもかかわってくると思いますので、そういったところをしっかりと念頭に置きながら進めてまいりたいと思います。

◎桑名委員長 よろしいですか。

(な し)

◎桑名委員長 質疑を終わります。

◎森生涯学習課長 先ほど、青少年センターの条例改正のときに、池脇委員から御質問のありました浴室の定員とトイレの数についてお答えをさせていただきたいと思います。現在、大浴場が12名、小浴場が6名となっております。今回の改築によりまして、大浴場22名、小浴場16名と倍増近い形での利用ができ使いやすくなる状況になっています。それから、トイレについてですが、今回、宿泊棟のほう、青少年センターでお使いになるトイレになりますが、男子、大が9、それから小のほうは13、同じく女性のほうですけれど

も 13 になっております。これ以外に多目的トイレ 2 つ設置をすることになっております。

◎池脇委員 もう一つ、バリアフリーの浴場がありましたね。これは何人か。

◎森生涯学習課長 バリアフリーの浴場は 1 人です。

◎池脇委員 どういう方が利用されるのと、1 人で入って大丈夫なんですか。

◎森生涯学習課長 十分な広さをとっておりますので、介助の人も入れる室内にはなっております。

◎池脇委員 こういうバリアフリーの浴室をつくったということは、そういう方も研修に来られているということですよ。けれど、たった一人で来ることはないですよ。だから、大小の浴場がバリアフリーにはなっていないので、どこが違うんですか。

◎森生涯学習課長 例えば、使いやすさというところになります。そのまま浴室に入っていけて、中にいろんな手すりとか、高知県ひとにやさしいまちづくり条例に基づいた仕様でつくることになります。

◎池脇委員 あと、トイレですが、これは洋式・和式。基本的にはもう洋式ではないかと思うんですけども、それはどうなっていますか。

◎森生涯学習課長 そこ確認。

◎桑名委員長 あとは個別で説明してください。

ここで休憩いたします。再開は 15 時 15 分とします。

(休憩 14 時 58 分～15 時 13 分)

◎桑名委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。先ほど横山委員から日本三大夜城の御質問がありまして、文化財課長から答えがあります。

◎土居文化財課長 まず、選出しております主体ですけれども、夜景観光コンベンション・ビューローというところが選出をしております。こちらのほう、夜景観光に関する情報収集から夜景観光コンサルティングといったことをしておるところでして、2014 年に日本三大夜城として認定されています。三大夜城、ほかに大阪城、それから新潟県の越後高田城とともに高知城が選出されております。高知城の選出理由ですね。先ほど申し上げましたライトアップもさることながら、年間を通じましてお城まつり等でキャンドルを設置したり、あるいは冬のきらめきといましてイルミネーションを行っておりますけれども、こういった取り組みが評価されての選出であったと記憶しております。

◎桑名委員長 続いて、教育委員会から、6 件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることといたします。

〈小中学校課〉

◎桑名委員長 それでは、「教職員の不祥事について」、及び「平成 28 年度全国学力・学習

状況調査結果の概要について」、小中学校課の説明を求めます。

◎長岡参事兼小中学校課長 総務委員会資料、報告事項の小中学校課のインデックスの1ページをお開きいただきたいと思います。まず、教職員による不祥事の事案がございました。まことに申しわけございません。この件につきまして説明をさせていただきます。この事案は、女子生徒に不適切な行為を行った、県内中央部にある公立中学校の講師、男性20歳代に対して免職とする懲戒処分を行ったものです。その概要につきまして説明をさせていただきます。

公立中学校講師は、対象女子生徒の学級の副担任や教科指導を受け持っていたものです。平成28年、本年6月14日に同女子生徒から趣味の話が書かれた手紙を渡されたことをきっかけに、それ以後、手紙のやりとりを始めております。そして、同講師はこの手紙のやりとりを通して女子生徒に好意を抱くようになり、6月27日に同生徒に対し好意を持つことを伝えております。それ以後、6月28日から7月20日までの間、下校後の午後6時30分ごろから6時50分ごろまで、校内において女子生徒を抱き締める等の不適切な行為を行いました。また、夏季休業に入った7月21日から8月31日までの間は、部活動終了後の午後4時から4時30分ごろまで、やはり校内において同様のことを行っております。さらに、夏季休業中は学校外のスーパーの駐車場などにおきましても、数回、女子生徒と会い、抱き締める等の不適切な行為を行ったものです。9月に入り、女子生徒の行動に不信を持った御家族の方が同女子生徒に問い詰める中でこの事案が判明したものです。

同講師のとったこれらの行為は、子供の人権を侵害する極めて悪質なものであり、教員としてはもとより、社会人としてあってはならないものです。子供たちの尊厳を率先して守り、その成長を支援していくべき教員がこのような行為を行ったことの社会的影響ははかり知れず、教育公務員としての社会的信用を著しく失墜させるものであって、到底許されるべきものではございません。このため、本年9月26日付で、同講師に免職の懲戒処分を行いました。県教育委員会としましては、今後、市町村教育委員会や校長会等と不祥事防止、法令遵守の取り組みについて具体的に協議を進めていきたい。そして、連携をより強化しながら学校の指導を行ってまいります。あわせて、学校訪問等を充実させることによって、不祥事防止、綱紀粛正に徹底的に取り組み、教職員に高い倫理感を養うことで、県民の皆様の信頼回復に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、全国学力・学習状況調査の結果について御報告をさせていただきたいと思っております。同じく小中学校課の青いインデックスの3ページからになります。平成28年度、本年度の全国学力・学習状況調査の結果、総務委員会資料をごらんいただきたいと思っております。

6ページ、7ページには、調査を開始した平成19年度から平成28年度までの小中学校の国語と算数・数学の結果を示しております。

まず、6ページをごらんいただきたいと思います。小学校の説明となっております。6ページの左側が国語で、右側が算数の結果となっております。また、表の上段が基礎・基本の定着状況を見るA問題で、下段が知識や技能を活用して課題を解決する力や思考力・判断力・表現力を問うB問題の結果となっております。一番上の平成28年度の欄をごらんいただきたいと思います。国語のAが本県は77.2ポイント、そして全国平均が72.9ポイントですから、プラス4.3ポイント。算数Aにつきましては、全国平均が77.6ポイントに対し本県が80.4ポイントで、2.8ポイント全国平均を上回った状況です。下段のB問題について見ますと、国語については全国平均を0.1ポイント下回る結果となっておりますが、算数につきましては全国平均を0.1ポイント上回る状況です。

7ページをごらんいただきたいと思います。中学校について述べますと、本年度は、中学校の国語Aは75.4ポイントで、全国平均75.6ポイントと比較してマイナス0.2ポイントとはなっております。しかし、これは全国平均とほぼ変わりのない状況にまで持っていくことができしております。昨年度は全国平均との差がマイナス2.5ポイントでしたので、健闘していることが述べられると思います。下段の国語Bについても全国平均まであと1.3ポイントと差を縮めることができしております。右側の数学についてです。数学Aは本県が58.5ポイント、全国が62.2ポイントであり、その差がマイナス3.7ポイントとなっております。また、数学Bにつきましては、本県が40.1ポイント、全国が44.1ポイントであり、その差はマイナス4ポイントとなっております。数学につきましてはまだ課題が残るところではありますが、調査開始時の平成19年度から見ましても、全国平均との差を最も縮めている状況であり、数学につきましても頑張りが見られる結果となっております。

8ページをお開きいただきたいと思います。これは、全国学力・学習状況調査開始時の平成19年度からの調査結果を折れ線グラフで示したものです。上が小学校、下が中学校となっております。平成19年度の結果からいえば、小中学校ともに右上がりに改善傾向を示しております。ただ、下段の中学校につきましては、平成25年度、26年度、27年度の3年間につきましては学力の伸びが足踏み状態にございました。しかし、今回、国語A・B、数学A・B、全ての教科において再び上昇し、踊り場にあった学力の伸びがこの踊り場から脱する兆しを見せておるものと考えております。この要因としましては、後にも少し触れさせていただきますが、授業づくりを進めるためのガイドブックを作成し、その活用が進んできたこと、あるいは、指導主事等の訪問指導により学校の授業改善が推進されてきたこと、また、単元テストや学習シートを活用した放課後学習や家庭学習の質・量が充実してきたことなどがあるものと考えております。

10ページから15ページには各教科、学年ごとに生徒数の度数分布をあらわしたグラフと、今年度の学力調査問題の一部を載せております。

12ページをごらんいただきたいと思います。中学校の国語の結果を示しております。こ

の上のグラフは、折れ線が全国を、柱状グラフが高知県の状況をあらわしております。そして、上のグラフが国語Aの問題、下のグラフが国語Bの問題の正答状況をあらわしています。そうしますと、どちらも多少、上位層において、本県をあらわす柱状グラフが全国の折れ線を下回るところもありますが、折れ線と柱状グラフの形状がほぼ似た状態となり、全国に近くなっていることがわかります。

特に 13 ページにございます問題。博物館のチラシですが、これについてどのような表現の工夫があるか、また、どのような効果があると思うか、あなたの考えを書けといった問題について、かつて平成 19 年度は 10 ポイントほど全国と比較して低かったものが、本年度は全国と変わらぬ正当率となってきました。読書タイムの設定や書くことに力を入れた指導を学校体制で行ってきた結果が出始めているものと思います。

14 ページをごらんください。中学校の数学を載せております。やはり上段が A 問題、下段が B 問題です。A 問題につきましては、柱状グラフが中位層において折れ線を超えて多く、上位層になってすき間が出てきております。また、B 問題については、下位層が本県において多く、上位層が少なくなっている状況が見てとれます。

特に 15 ページ上段にある関数についての理解や、下段にありますように日常の生活の問題を数学を使って解決する、あるいは数学的に説明をするといったことに弱さが見えております。計算に習熟する学習も必要ですが、それ以上に公式や定理は何を意味しているのかを理解させ、また、獲得した知識や技能を使って日常の生活にある課題を解決することに挑戦するような学習や授業をつくっていくことが必要と考えております。

16 ページからは質問紙調査の結果を載せております。この中で特徴的なものを幾つか紹介させていただきます。まず、児童生徒に聞いたものです。16 ページの上段、右上になります。算数・数学の授業の内容はよくわかるかの項目です。よくわかると回答した割合は、小学校・中学校ともに多少なりとも高知県が全国を上回っている状況にございます。非常にうれしいことです。しかし、このよくわかると回答した、特に中学生の数学の正答率、これを見ますと、本県は 57.8%、それに対し全国は 63.6%と、5.8 ポイントの開きにございます。つまり、教師の側がどこまでをわからせようと考えているのか、そのレベルに少し差があるのではないかと考えられます。もっと生徒に対し課題に挑戦するような授業をつくっていくことが必要ではないかと考えております。また、その下の段、学校の授業時間以外にふだん 1 日当たりどれぐらいの勉強をしているのかの項目です。1 時間以上行っていると答えた小学生は、全国の割合が 62.5%に対して、本県 67.3%と、プラス 4.8 ポイントとなります。中学生におきましても、平成 19 年当時は 1 時間以上学習するといったものは 54.1%であったものが 65.4%と、約 11 ポイント伸ばしてきております。小学生はもちろんですが、本県の中学生においてもよく勉強するようになってきている、学習習慣がついてきているということがうかがわれるところです。

次に、学校が回答したのを見たいと思います。24 ページをごらんいただきたいと思います。この上段、特に放課後を利用した補足的な学習サポートを実施したかの項目です。週に2回以上実施したという小学校は61.8%、また、中学校においても51.4%と、これは全国の割合を大幅に本県の場合上回っている状況がございます。

以上、子供たちに学習習慣が付き、また教職員もより熱心に学習を進めているところも認められるところです。そのようなことから、基礎学力の定着や学力課題の改善も徐々に図られてきたものと考えております。中学生の学力の伸びも一時期の踊り場状況から脱する兆しも見せております。しかし、26 ページに教育長コメントを載せていますように、中学におきましては国語・数学ともにいまだ全国平均に達しておらず、また、小中学校ともにB問題に対応する、獲得した知識や技能を活用して課題の解決を図る力の育成の点では、まだ十分な状況ではございません。このため、今回の結果をしっかりと分析すると同時に、組織力や授業力の向上を図るチーム学校の構築を推進するなど、「高知県教育大綱」や「第2期高知県教育振興基本計画」に基づく取り組みについて、PDCAをしっかりと回し、着実にこれを進めてまいりたいと考えております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

◎桑名委員長 質疑を行います。

◎橋本委員 懲戒処分の件をお聞きしたいと思います。近ごろこういう事件が結構頻繁にございます。調べてみると、梶原の中学校でもそうでしたし、高岡でもそれに類似するような状況もあったと思います。確認をしておきたいんですが、この懲戒処分をして免職という形になっています。例えば、これは講師ですが、要は教師と講師について、この懲戒処分に差があるのか。

◎長岡参事兼小中学校課長 そこは講師であろうと正職員であろうと差はございません。特にこういうわいせつな行為を行った講師、教諭においても、基本的には免職をしております。

◎橋本委員 もう一つ確認をしておきたいんですが、懲戒処分に当たって、例えば職責。臨時とか、プロパーの教員、管理職、それから部活の顧問というふうな、役職を持っている方、それぞれが同じような形をしたとしても、役職によって大きくこの懲戒処分の中身は違ってくるのかどうなのか。先県事例を参考にとかってよく言われるんですけども、例えば、全て画一的な形での懲戒処分の形をとっているのかどうなのか。

◎長岡参事兼小中学校課長 管理職が、わいせつとは限らずに、例えば体罰とか、そういったことを行う場合と、一般教員が行う場合はその責任の重さが違ってまいりますので、当然、懲戒処分の重さは変わってくると思います。

◎橋本委員 それぞれの権限、役職によって大きくその事案も違ってくるし、それから懲戒処分の中身も違ってくる。それから、こういう事件が発生したときによく言われること

ですけれども、全国の事例を見て、懲戒処分がこれが適切ですという話があるんですけれども、その辺は確かに参考にはなるんでしょうけれども、そこを錦の御旗にされると、全てがそこで終わってしまうような気がするんです。やはり処分をするときには、高知県は高知県なりのきちんとした仕組みの中で精査していくべきだろうと思うんですが、いかがでしょうか。

◎長岡参事兼小中学校課長 その点は、当然、他県の状況は参考にします。しかし、他県の状況に合わせることはございません。教育委員会の中で、しっかりそこはどの程度の処分をしなければならないのか、これはかなり厳しく議論をして処分の重さは決めております。

◎三石委員 今、課長から、平成 28 年度全国学力・学習状況調査についての発表もありました。9 月 29 日の教育長のコメントにも出されておりますように、以前に比べたら非常に努力しておると。努力の結果、成果が出ているという思いがします。本当に御苦労さまです。

それに関連をして、本県の場合、約 4 割前後の生徒児童数が高知市に集中をしているわけです。その高知市と連携をして、高知市にしっかりしてもらうことが非常に大事になってくる。そういうことで、高知県・高知市連携会議についてお聞きをしたいんですけれど。これは教育長にお聞きしたいんですが。新聞報道でもありました。9 月 30 日に高知県・高知市連携会議が開催をされて、教育問題について話し合いが持たれましたね。恐らくその席上には、知事、教育長、次長、それと課長。市も恐らく市長、教育長、次長、課長あたりが集まって、これは金曜日でしたか。午後 1 時 45 分から 3 時 15 分まで、県庁の本庁舎 2 階、第 2 応接室で話し合いがなされています。大まかなことは新聞報道でも発表されましたけれども、その内容を具体的にもう少し、新聞発表とは別に、どういうものだったかを教えていただきたい。

◎田村教育長 県市の連携会議、いろんな県政・市政の課題を協議する場ということでやっているんですけれども、ことしは特に教育問題に絞って。というのも、全体的な高知県・高知市連携会議の際に、ことしは全国学力・学習状況調査の結果がわかっておりませんでしたので、そういったことがわかってからやりましょうということで、9 月 30 日にやらせていただいたということです。その中では、全国学力・学習状況調査の県市の結果についてそれぞれお話をさせていただいて、その中でのいろんな課題について協議をさせていただいたということです。県としては、例えばタテ持ちについての取り組みとか、あるいは厳しい環境にある子供たちの取り組みとか、そういう幾つかのテーマについて話をさせていただいたということと、それから一番には、県市が同じ教育課題を解決をしていくということについて、連携して取り組んでいく必要があると、お互いに話もさせていただいて、高知市のほうも、これまでもさまざまな県の施策を活用してやってきていただいたこ

ともあります。それから、高知市のこれからの取り組みの中でも、いろんな県の施策を活用し、また連携もして取り組んでいきたいというお話もいただいたので、これからそういったことというお話もさせていただいたと。全体的に、今後、県市連携して取り組んでいきたいと思いますということでの結論であったと思っております。

◎三石委員 以前から、県教育委員会と高知市教育委員会との仲が非常に険悪な状況があったんです。それがどんどん薄くなるというか、ちょっとずつ緩和されて、協力してやっていこうという感じのところまで来ているんじゃないかなろうかと、想像しますけれど。以前は、とてもじゃないけれども、県教育委員会の者が市教育委員会と話し合うことはあり得ないことでした。現場へ県教育委員会の職員が行くことは当然あり得ないし、市の教育委員会のメンバーが市の学校の現場に行くこと自体あり得ない時期があったんです。が、徐々に、そういうことが薄らいできて、協力してやっていこうという状況になってきていると私は思うんです。その手応えはどうだったんですか。本当に連携してやっていこうじゃないかということまでいってるんですか。

◎田村教育長 例えば、先ほどタテ持ちについての協議も行いましたというお話ししましたけれども、ことは高知市で県内9校の中の4校やっているわけですがけれども、これをぜひ広げていきたいというお話しをさせていただく中で、高知市も来年もさらに4校加えて取り組んでいきたいとかいうお話もございましたし、放課後学習についても高知市も随分力を入れて取り組んでいます。今、高知市のほうでアクションプログラムを考えられているということです。その中にはいろんな県の施策を使っていきたいというお話もありましたので、それは具体的な中身としても協力してやっていきたいということでおっしゃっていただいたと受けとめております。

◎三石委員 それは本当にありがたいことだし、当然のことだと私は思うんですけれども、聞くところによると、なかなか高知市も慎重で、すんなり県と一緒に協力してやろうじゃないかということまでいってないような感じがするんです。この会議において、高知市長から、高知市も同じように教育振興基本計画全体の体系的な見直しや整理を行う際に、高知県の教育振興基本計画を参考にしながら作り込みをしていきたいという話があったと聞いております。参考にということは、考えを決める手がかり、材料にするということであって、高知市からの本当の歩み寄りというか連携をしてやっていこうじゃないかという、そういうことが何かこう感じられないんですよ。そのあたりどうですか。恐らく、知事がおり、市長がおり、両次長がおり、これは本当に事務方が足を運んであっち行ってこっち行って、手板をつくって、これを言ったらいかん、あれ言ったらいかんいうことで話がなされたんじゃないかなろうかと想像はします。議会答弁みたいなものですね。そんな型にはまったようなことじゃないかと思うんです。本当に腹を割って話すべきだと私は思うんです。本当に高知市は真剣に県とやろうじゃないか、一緒に力合わせてやりましょうと

いうことを感じ取ることができたんですか、教育長。

◎田村教育長 県の教育振興基本計画だったり大綱を作成する際にも、国の教育振興基本計画は当然、参考にさせていただく。しんしゃくしてつくらせていただいているということもありますので、高知市も、当然、県の教育振興基本計画だったり大綱については念頭に置いた上で考えていただいている。いろんな施策をする上では、県の施策の活用ということは当然ありますので、そういうことはあると思っています。そこを高知市として高知市独自の考えもそれは当然盛り込みたいという思いはあると思いますので、そういう中でニュアンスとして参考というような言葉になったのかと受けとめさせていただいております。

◎三石委員 次、その会議の位置づけですけれども、年に1回、高知県・高知市連携会議をやっておると。これは教育だけに関したことじゃなくて、いろんなことをやっていきますね。その中で教育のことも話し合うと。これ、必ず年に1回やっておられるんですが、今回の会議は第2回という位置づけで聞いています。その理由は学力調査の結果の発表がおくれたからなのですか。

◎田村教育長 先ほど申し上げたように、今回についてはそういう理由です。

◎三石委員 そういうことになると、今回の会が偶然たまたま実施されたということになるわけです。仮に、例年どおり学力調査の発表が8月に行われていたならば、今回の会議は開かれていなかったということになるんですか。

◎田村教育長 今回の会は今申し上げたとおりですけれども、以前に三石委員にお答えをした県と市の教育についての協議の場ということについても、当然それは念頭にあった上でのことだと思っています。じゃあ来年どうするんだということについては、これから知事も高知市のほうでもお考えいただいた上でということかと思っています。

◎三石委員 今、教育長から言っていただきましたけれど、6月の本会議で、私は県市合同の教育に関する会議の可能性について聞くということで知事に質問しています。その際、知事から、「本年度はお互いに総合教育会議を開催をし、教育大綱を定めたことなどを踏まえ、教育問題に関し、さらに県市の連携を深めたいと考えており、そのための会議の持ち方などについて今後鋭意検討してまいりたいと考えているところ」という答弁をいただいております。知事からこういう答弁を。そこで、今回この会が鋭意検討した結果の会と考えていいのか。それとも、今回とは別の機会を考えて検討しているのか。どちらなのか。教育長。

◎田村教育長 先ほど申しましたように、そういうことも含めて鋭意検討させていただいて、9月30日の会があったと理解しております。

◎三石委員 私が何を言いたいかいうたら、議会の答弁のすり合わせして、ああ言ったこう言ったじゃなくて、本県の教育の振興のためにはどうすべきか。県と市の関係は今まで

長い長い歴史があります。あるが、今ここに至ってそんなことでいいのか。本当に子供たちですよ。これから本県を担う子供たちをどう育てていくか。一番大事なときに、どうやったらこの子供たちが立派に成長してくれるのか。本県を担ってくれるような大人になってくれるのか。そういうことを腹を割って話をしてもらわないと。形だけ、高知県・高知市連携会議のついでに教育のことだけ話して、それも手板に書いたようなありきたりな言葉でああ言ったこう言ったって、そんなことじゃだめですよ。これは要請をしますが、本当に腹を割って県市が本県の教育はどうあるべきかということ話し合う機会をこれからも、年に20回も30回もとは言いません。せめて各学期に1回ぐらい、年に3回ぐらいはやっていただきたいと思います。本会議で知事にもお願いもしましたけれども、そのぐらいの思いでぜひ取り組んでください。どうですか。

◎**田村教育長** 知事、市長の会になりますと、私が答えることにもなりません。ただ、そういうお話があったことはお伝えをしたいと思います。あとは、教育長同士は年4回の会を持っておりますので、そういった場も使い、あるいはそれ以外の通常のお会いする機会もありますので、そういった中でも教育長同士の話はまさに腹を割ってしていきたいと思います。

◎**三石委員** 教育長同士はそれはもちろんのことです。やっぱりトップです。市長、知事、それはいてもらわないかん。そういう思いがありますので、よろしく願いをいたします。

◎**横山委員** 思考力と判断力と表現力をしっかり育成していくと教育長はコメントで言われていますけれども。例えば、今、環境の不安定性とかということは経営学上でいろいろ言われて、やはりそういう切り開いていくとかイノベーションを起こしていくとかってよく言われたりもするんですけど、そういう中においてこういう力ってすごい大事だろうと思うんですが。例えば、国語であったら読み書きができるとか、算数であったら九九ができるとか割り算ができるというふうになるんでしょうけれど、この思考力と判断力と表現力というものは、教育委員会の立場から見てどう定義しているのかお聞かせください。

◎**長岡参事兼小中学校課長** これからの不透明な、あるいは変化の激しい社会の中で、その中をしっかりと生きていくために必要な力であるとまず捉えています。思考力と言ったときに、やはり論理的に自分自身の考えをまとめる。こうなればこうなるだろうと予想ができる。そして、判断力は、この場面で自分はどう動くべきなのか、根拠を持って判断する。そして、自分の考えていることを相手にきちんと伝えられる。コミュニケーションがとれる。そういう力がこれからの世界に、世の中に必要であろうと。単に今言ったように漢字を知っているとか、九九ができる。それを使ってどう世の中を切り開いていくのかということであろうと思います。

◎**横山委員** 私も会社で若いながらも経営者をやらせてもらっていて、この3つの力を小さいときから養っていくのは本当に大事だろうと思っています。その中で、しっかり育成

すると教育長が述べられておりますけれども、例えばどういう方法でこれが育成されると捉えていますか。

◎長岡参事兼小中学校課長 そのためにもやはり授業を見直してみないといけないだろうと考えております。特にこれから重要視されるのは、探究型の学習、子供たちが課題を社会や自然の中で見つけて、これを自分で研究していく。あるいは友達と協力しながら研究していく。そして、研究したものをまた仲間と交換し合いながら新しいものを発見していく。そういった学習が必要になってくると。当然、今までの学習の積み上げとしてそのような形の学習が必要になってくるだろうと考えております。

◎横山委員 特にそれは文部科学省の指針に沿ってやられていることであろうかと思うんですけれど、特に厳しい本県において、こういう人材を育てていくという視点から、何か本県ならではのこの3つの力を養っていくような取り組みはありますか。

◎長岡参事兼小中学校課長 現在も進めているところですけど、例えば探究型の授業づくりを進めていく学校。そして、アクティブ・ラーニングを進めていく学校。そういう学校を指定して、今、小学校も中学校も研究を一緒にしております。これについては2年目になっておりますけれども、こういった学校の取り組みをこれからは全ての学校の方々に見に来てもらおうと考えております。

◎金岡委員 まず、この資料を見ますと、非常に先生方、一生懸命やってらっしゃるということで、子供たちも一生懸命やっている中で、小学校は結果が出ている。しかし、中学校で結果が出ないことについてはどう捉えていますか。

◎長岡参事兼小中学校課長 先ほどと少しお話がダブってくるところがありますけれども、やはり授業の目的とするところですね。ここがまだ従来の考え方から脱し切れていない。例えば、計算力を一生懸命つける。その計算力をつけた上でそれをどういうふうにするんだといった授業構成がまだ足りないと思っています。ただ、その点についても、今、学校の中へ入って行って、授業を一緒につくっていきましょうということはしております。

◎金岡委員 全国平均レベルで全部やっておるというアンケート結果が出ていますね。そして、今言ったように、子供たちも勉強時間も伸びているし、読書時間も伸びていると。けれど、なかなか結果が出にくいというのは、何かやり方とか解釈の違いとかがあるんじゃないですか。よその県と比べてです。

◎長岡参事兼小中学校課長 平成19年度から比較すると、例えば中学校も上がっていないと言いながら、平成19年度は10ポイント差がある状況が。それが今ようやく4ポイントあるいは3ポイント差に縮めてきている状況がございます。これはやはり学校が、しっかり子供たちに詰めて、基礎学力をつけようとして、放課後学習なんかを頑張ってくれた。子供たちもそれに答えて勉強し始めたというところで差を縮めることができていると思います。あとの例えば3ポイント、4ポイントは、やはり質の向上になってくると思い

ます。その質というのは、授業のやり方であったり、そういったものを考えていかないといけないだろうと考えています。

◎**金岡委員** 私の言いたいところは、まさにそこなんですけれど、量は同じようにやっておる。しかしながら、結果は出ないと。質の問題じゃないですかと言いたいんですけども、そのこのところもうちょっと工夫をしないといけないと思います。

それからもう一点。平成 28 年の中学校調査ではかなり点数が上がったと言われますけれども、ひょっとしたら、平成 25 年の小学校の成績が極端に上がってますので、この子供たちがことし。まさに来年が勝負の年になりはしませんか。来年は、これで厳しい結果が出たら、まさにそのこのところが問われる。要するに、質の問題が問われることになると思っていますので、そこをどう考えますか。

◎**長岡参事兼小中学校課長** 金岡委員おっしゃっていただいたとおり、この中学校 3 年生は平成 25 年度のときの小学校 6 年生です。その当時は非常に優秀なできであった。それも、今回よかった一つの要因であるかもわかりません。そういう意味では、来年度が我々も正念場であると考えております。今年度の取り組みをよりきめ細かくやっていきたいと思っております。

◎**金岡委員** そのこのところを見もってやっていただきたいと思います。特に、その後も小学校と中学校の差が歴然としていますよね。ですから、そのこのところで来年しっかりとした数字を残していただけるような指導をしていただきたいと思います。

◎**米田委員** 本会議で吉良委員も発言していますので。ちょうど 10 年たって、大体の傾向ももうわかったわけですから、その解決のために全力を注ぐということで、毎年悉皆調査をやる価値もないし、きちんと 10 年たった今の時点で検証していただきたいと思います。今、課長から何点差とか何とか、報告されましたけど、全然子供一人一人が見えませんが、過程が見えません。そんな平均値で言っても意味がないわけですよ。調査の目的とありますけれど、一人一人がどこでつまづいているのか、どうしたらいいかということがわかれば、そこで教師も集団も一緒になってやるというところに目的があるわけですから、もう傾向は 10 年間ずっと見てはっきりしているわけですから、そこに厳しい環境にある子供たちをどうするかということで、教育委員会も一生懸命やっているわけですから、本当に手抜かりなく先生の自主性や創造性も発揮してやっていくということにそろそろ変えないと、幾ら学力テストの平均点をどうだと言っても、高知県の未来を担う子供たちが育っていくのかと率直に思いますので、そういう問題提起を一つはしておきたいと思います。学力テストで平均値が高い秋田県や青森県や石川県や富山県、そういう県はみんな幸せない県ですかと。富山県ら大変ですよ。県議会議員、市議会議員が政務活動費でやめざるを得ない。そんな風土なんですよ。だから、今の小学校、中学校の子供たちの平均値ではかる学力ってないですから。一人一人の本当にこの基礎的な力をどう身につけるかということに

力を注いでもらいたいし、24年ぐらい前に立命館の先生だったと思いますけど、「見える学力、見えない学力」という本を読んで物すごく感動しましたがけれど、今言われている学力も、それが本当に子供たちの生きる力に100%保証するんですかと。やっぱり問題というのはそういうものではないですよ。ですから、そこら辺はやはり十分、学力テストのあり方について、ぜひ原点に戻って考えていただきたいと思います。

それと、これは質問ですけど、さっきの不祥事の問題。ここにおられる方は本当に悔しい思いされていると思うんですけど、残念ながら不祥事の報告のない議会はないですよ。本当に私らもつらい思いをしているんですけど、なぜそんなことになるか、採用の問題とかいろいろあります。さっきの総務部は人間関係で悩みがあってとなっているんですけど、本当に一人一人の職員、先生がお互いがやはり頼り頼られ、そして集団的な力を発揮できているかどうか。風通しのよい職場かどうか。数字に追われて、過去問もやりながらするような職場がいいのか。そういうことも含めて、ストレスになっていると思うんです。ですから、今回の不祥事の問題を考えたときに、みんなだめなことはわかっているんです。でも、結果としてそういうところへ追い詰められて、精神の不安もあって、こんなことが起こっているわけで。その総体を考えたときに、この学力テストの問題も含めて、全体をやはり考えるべきではないかと思います。もし御意見あれば課長でも。

◎長岡参事兼小中学校課長 まず、学力テストの話になります。これについては当然我々もこの平均点を上げるためということではございません。一人一人の子供たちの状況を知って、そこの弱点にどれだけ丁寧に手を添えてあげられるか。その結果として、県なら県、学校なら学校、あるいは市町村なら市町村の平均がどうしても出てくるということだと思います。我々はこの平均点を上げるために頑張るといっても、当然、一人一人の子供にこれをどう返すか。そこは学校と一緒に考えて、どういうものが必要なのか、一緒に考えてやっていきたいと思いますというスタンスでおるつもりです。そのような意味で、一人一人の子供たちの状況を知るためにも、やはり悉皆で子供たちの状況を知るといのは必要なことではないかと思っております。ただ傾向を知るだけであれば、おっしゃられるように隔年でもいいということになってこようと思います。子供たち一人一人に返すためにも、これはやっていくべきじゃないかと考えております。

それともう一点。不祥事のごときは米田委員が言われたとおりでと思います。今回のことにしても、やはり我々が市町村教育委員会、あるいは教育長に話して校長に話して、でもそのことが一人一人の教員の最後の端までおりにない。そこには何かやはりチームになり切れないところもあるんじゃないかと。一人で背負っているところもあるんじゃないかなど。そこは我々としても、具体的に話を聞いて、じゃあどういう方法があるのか、各学校と教員と話をしながら解決方法を見つけていきたい。そういう意味でも、今回も次長を初め、自分も含めて、個々の学校を回って教員とも話していけたらいい。そんなふうに

は考えております。

◎橋本委員 学力テストの件ですけれども、平成28年度の学力テストの結果については私は評価をしたいと思います。ただし、先ほど課長のほうからも話があったように、この学力テストの数字を上げることが目的・目標になっている状況をつくり出すことは非常に危ないことだと思います。検証改善サイクルと書いていますけれども、やはりPDCAをきちんと回していくための一つの基礎データという考え方が、多分現場と教育委員会で乖離している状況がありはしないか。何かこう学力テストを上げることが、その学校の評価とか校長の評価とか人事評価とか、そんな感覚で物事がこう流れてるので。そこは非常に危険な状態だと私は思っています。だから、その辺をしっかりと是正する、現場をガバナンスしていくことを教育委員会としてどう考えるのか。余り押しつけて、結果出せや結果出せやと、そんなことばかりやっているとおかしな方向に行ってしまうと米田委員も指摘されたことではないのかと思います。その辺どう考えますか。

◎長岡参事兼小中学校課長 そこはおっしゃられるとおりでと考えております。我々も単にその数値を上げるとかそういうことではなくて、一人の子供にいかに返すのか。そして自分たちのやってきたことをこのデータをもとにどう見返していくのか。そしてよりよい教育をつくっていく、授業を上げていくためにはどうすればいいのかということの資料として使っていただきたい。

◎橋本委員 もう一つだけ言わせていただければ、データですので指標評価ではないということだと思います。だから、基本的にはこれを上げるためにそれだけを特化してやってしまうということは、本当に平準的なデータとは言わないのではないかな。精度の問題もあると思います。全ての中学校が参加して小学校が参加してやってるんですけれども、基本的にはその辺の精度の問題があるのかな。データとしての精度ですよ。その数値を上げるための精度ではなくて、データとしての精度もやはりきちんとした位置づけが要るのではないかと考えていますけれども。

◎長岡参事兼小中学校課長 あくまで指標は指標です。教育長も本会議の中でお話をさせていただいたように、何を目的としているのかということについて言えば、教育振興基本計画、あるいは教育大綱の中にある、世界に羽ばたける、そして高知県の、あるいは日本の将来を担っていける子供たちを養うんだと。その一つの指標としてこれがあるということです。それと、教育振興基本計画を見ただけでも、単にこの全国学力・学習状況調査の点数を上げるだけでなく、たくさんの目標がある。それがトータルとして、やはり子供の全人的な成長であろうと考えております。

◎田村教育長 トータルの言うところ、今、課長が申し上げたとおりなんですが、学力の問題に関して、データをどう見るかということだけに関して言いますと、これも御説明したことではあるんですけれども、例えば、小学校では全般的に上がってきたと言いつつ、い

いわゆるB問題はずっとこの10年間通して全国と比べるとかなり弱いという傾向があるわけです。それから、中学校については全体的に全国からおくれているという中で、特に数学が弱いと。さらにB問題、思考力・判断力といったことが弱いということが、これは長年のデータの蓄積として出てきているわけです。それを捉えて我々としては、じゃあ特にそのB問題が弱いのはなぜかというところで、やはり思考力・判断力・表現力といったところをつけるための授業の改善じゃないとできないんだと強く学校現場に今言わせていただいていると。今までこういうデータが全くない中で、あなたたちの授業はおかしいんじゃないですかと言われても、素直に受けられなかったと思うんです。ところが、学校現場もこういうデータがきちんと出てくると、どうも我々はそういう力をつける授業ができてなかったんじゃないかと反省をしていただいて、比較的聞いていただいているんじゃないかということで、我々の思いと学校現場が一緒になって授業改善、成績も改善していこうということになってるんじゃないかと思っております。

◎池脇委員 何事も比較をすることは非常に大事な視点です。高知県の教育を向上させるためにも、高知県の中だけで見ておれば比較対象がないですから、どこがいいのか悪いのかという判断ができません。木を見て森を見ずというところの隘路に陥ってしまうわけです。そういう意味では、学力についてはこういうテストを通して高知県の子供たちの学力が全国と比較して、しかもどの問題についてどのレベルにあるかと明確に知ることができる。そういう意味ではこれは非常にいい情報であるわけで、じゃあそういう情報を得て、高知県の教育の向上のためにこの情報をどう使っていくのかということが大切なわけです。この質問紙調査の結果とかいうので。あと、附属した調査をずっとしていますね。この中身をしっかりと精査をしていく必要があると思うんです。その分析をきちんとやらないと、これは背景になる要因ですから、そこのところはどうなんですか。どういう形で分析をされて生かされているんですか。

◎長岡参事兼小中学校課長 この質問紙についても、重要な資料になるものと考えております。16ページの上段に記しております、例えば、単に国語が好き、数学が好き、それだけで終わらずに、好きな人と嫌いな、余り得意でないと、好きでないとという人との学力差はどうなっているんだ。好き嫌いはどういうふうにして出てくるんだといったことを確かめる材料ともしております。いろいろなものをクロス集計しながら、要因分析をしているところにはなっております。

◎池脇委員 例えば、読書は好きですかとあります。これで見ると、高知県は53.9%が好きだと、積極的に好きだということになっているわけですね。じゃあ1日どれぐらいの読書に時間を費やしていますかとなると、1時間以上というのが極端に少ないわけです。読書は何のためにするのかということがないと、30分以上とか10分とか。10分以上読書していますという、10分というのは学校の授業の中でちょっと始まる前に10分読書しまし

ようという。それも読書に入れているわけです。それが本当に読書なのかどうかということ。それで子供たちが読書しているという認識を持っている。そうすると、このデータで読書は好きですかというと、10分の読書が好きだという方はかなりいるかもしれません。本当に読書の喜びを持っているといったら、やはり最低でも1時間以上、2時間ぐらいは続けて読んでいる子が読書が本当に好きなんだろうと。だから、これだけのデータでわからないので、その質問をきちんと追記をして手を打っていかないと、このデータだけで高知県では過半数の子が読書が好きな子がいるんですという認識をしては、これは誤った認識になってしまうわけです。こういうことを一つとってみても、このデータが上がってきているわけですから、そこをきちんと分析をして、そして本当に読書好きな子、これは読書を通して知識を求めることもできるし、情緒を高めることもできますし、また読み続けることで集中力を高めて根気力をつけるということで、あらゆるものがそこに備わってきているわけです。読書をすることで、10分でそれがかなえられるってあり得ないことなんです。そのあたりの部分も踏まえてじゃあどうするのかということ具体的に各学校等で検討をしていくことが大切だと思うんです。その他教科のことについてもそれは通ずることだと思うんですけれど、そこまでの議論はされておられるんですか。

◎長岡参事兼小中学校課長 おっしゃられるとおり、このデータをさらに質の面で突っ込んで調査をしていくことが必要であろうと思います。これはあくまでも池脇委員がおっしゃったように、量的なデータになっておりますので、これをいかに質的なデータに持っていくのか。それがこれから必要であると思います。そこについてはまた各学校、市町村教育委員会と一緒に、さらに深めていきたいと考えます。

◎池脇委員 要はそこが一番大切で、そのことを日常的に学校であるいは教科で議論をしている、あるいは検討していることが先生方の価値観を変えていくことになりますから、それを定期的きちんとやっていくことも大切なので、ぜひしっかり取り組んでいただきたいと思います。要請しておきます。

◎桑名委員長 それぞれ学力テストにつきましては、あり方というので議論が出たと思います。ただ、平成19年からやってきて、確実に子供たちは成長しておるし、やはり勉強するきっかけを与えるものにはなっていると思うんです。やらないよりはやったほうがましだし、点数が悪いよりはいいほうがましだし。そして大事なことは、解く喜びというものは子供たちは感じていると思うんです。子供たちが何点とったかってわからないんですが、自分はこの問題が解けたという、その喜びに先生たちが一つ手を足してあげたら、この学力テストがもっと有効になるのではないかと考えております。

ただ、不祥事の問題ですけれども、子供がここまで頑張っているながら、それを教える先生たちが足を引っ張っている。要は自分が足を引っ張っているんだと、問題を起こしたらそういうことなんだということをやはりしっかり認識をしてもらいたいと思います。以前、

こういった問題は個人の資質なのか、また組織の緩みなのかということをおも言ったことがありますけれども、まさしく今度は組織として何が緩んでいるかはしっかり考えていたかないと、これだけ頑張っている子供たちに対して申しわけが立たないと思います。この後、高等学校課のほうも不祥事の報告あるかと思いますが、あわせて言っておきたいと思います。

質疑を終わります。

〈高等学校課〉

◎桑名委員長 次に、「教職員の不祥事について」、及び「統合する高知県立学校の校名候補の募集結果について」、高等学校課の説明を求めます。

◎高岸高等学校課長 引き続きの不祥事の報告です。申しわけございません。

まず、私から県立学校教職員の不祥事事案について説明をさせていただき、その後、統合する高知県立学校の校名候補の募集結果について坂本企画監から説明をさせていただきます。

最初に、総務委員会資料、報告事項の赤ラベル、高等学校課の1ページをごらんください。県立学校教職員による酒気帯び運転に係る懲戒処分事案です。本事案につきましては、6月16日に発生の報告をさせていただいておりますけれども、処分を決定しましたので、改めて報告をさせていただくものです。

対象職員は県立宿毛高等学校教諭、坂本文昌、29歳です。同教諭は、平成28年5月21日、宿毛市内で開催された野球部の歓送迎会に参加し、午後7時から午後9時40分ごろまで、生ビールを中ジョッキで四、五杯、ビールを中瓶で三、四本、日本酒2合ないし3合を飲んでおります。その後、市内のスナックにて、午後10時10分ごろから午前0時ごろまで、ビールを中瓶で二、三本飲んでおります。その後、午前0時過ぎから午前0時20分ごろまで、同市内のラーメン店で瓶ビールを口に含む程度飲んだということです。その後、同市内にあります自宅に帰り、午前1時ごろに就寝をしまして、午前8時前に起床した同教諭は、朝食をとった後、気分の悪さもなく、ふだんと変わらない状態であったので、お酒は残っていないと思い、出勤するために午前8時半ごろ自家用車で家を出ました。同教諭は、自家用車を運転中、宿毛高等学校の近くの市道において、巡回中の警察署員からシートベルト違反の疑いで停止を命じられました。その際、シートベルトはしてございましたけれども、同署員からお酒のにおいがするというので飲酒検知を求められております。飲酒検知の結果、呼気1リットル中0.15ミリigramのアルコール分が検出をされ、同教諭はその数値を見せられた際に、再度の飲酒検知を求めたところ、逮捕されたという事案です。平成28年8月1日、刑事処分につきましては不起訴処分を言い渡されましたけれども、8月11日、行政処分につきましては90日の運転免許停止処分とされました。飲酒運転につきましては、交通三悪と呼ばれる最も悪質で重大な違反であります。同教諭の行為は社

会人として自覚の欠如を指摘されることはもとより、全体の奉仕者として勤務すべき教育公務員の社会的信用を著しく失墜させるものであることから、平成 28 年 9 月 13 日付で、停職 3 カ月の懲戒処分としたものです。

たび重なる不祥事により、県民の皆様の信頼を大きく損なう事態となり、まことに申しわけございません。教育公務員は子供に対する影響が非常に大きいことから、子供たちの模範となって行動しなければならないことをもう一度強く自覚し、各学校において不祥事防止についての意識の共有を図るよう、県立学校長会議等で徹底したところです。規範意識の向上に向け、粘り強く今後も取り組んでまいります。

不祥事案については、以上です。

◎坂本高等学校課企画監兼再編振興室長 お手元に配付させていただきました報告事項、右上に当日配布用と書いております。あけていただきまして資料 1 をごらんいただきたいと思っております。

1 の校名公募の概要にございますように、新中高一貫教育校及び高吾地域拠点校の 2 つの統合校の校名候補につきまして、9 月 1 日から 30 日まで県民や全国から校名候補を募集しまして、電子メール、郵送、ファクス、持参、ホームページからの専用フォームにより御応募をいただきました。御応募いただきました校名候補の数としましては、新中高一貫教育校が 145 候補、応募総数としまして 8,559。高吾地域拠点校が 75 候補、応募総数としまして 137 となっております。

次の 2 の広報につきましては、高知県立学校の校名に関する検討委員会の委員の皆様から、幅広い広報手段を使い、多くの方に御応募いただけるようにという御意見を受けまして、県の広報紙など既存の広報枠を活用しながら幅広く広報しました。

その結果、いただいた校名候補の数としましては、合計欄にございますように、計 8,696 となります。それから手段別の応募数としましては、持参が最も多く、次いで郵送、ホームページからの応募専用フォーム、それからファクス、電子メールの順となっております。また、御応募いただいたうち、無効となりましたものが全部で 164 件ございました。その理由としましては、応募理由が記載されていないものが最も多く 48 件、それから一人で複数応募したものが 32 件、応募者の名前が記載されていないものが 23 件などでした。いずれも募集要項の要件を満たしていないために無効となったものです。

次に、御応募いただいた校名候補につきまして御説明をさせていただきます。2 ページの参考資料 1-1 をおあげいただけましたらと思っております。ここから中高一貫教育校の校名候補の一覧表となっております。一番上がございますものが、「あけぼの」から五十音順に並べております。左の番号が校名候補の数を示しております。次の右欄が御提案いただきました校名候補。その右が校名候補の読み方。その次の右が同じ校名候補の応募数。それから右端が主な理由となっております。この 2 ページからが、中学校と高校の校名候補の

名前を同じとする場合の提案です。最初の例でいいますと、正式名称では「高知県立あけぼの中学校・高等学校」という校名候補となります。資料 10 ページまでが中高同じ校名候補ということで、最後の「龍馬国際」までの 129 の候補となっております。

次に、11 ページをおあげいただきまして、ここにありますが校名候補が中学校と高校の校名候補名を分けた場合です。例えば、一番上の例で説明しますと、「高知県立高知第一中学校」、「高知県立高知第二高等学校」という校名候補となります。この中高を分ける場合が、下の左にありますように 16 候補ございます。新中高一貫教育校の校名候補としましては、先ほどの中高同じ場合と合計で 145 という候補数になります。

続きまして、12 ページからが高吾地域拠点校の校名候補となっております。12 ページ一番上にごございます「朝ヶ丘」から、17 ページの最後、75 とあります「夢ノ丘」までが高吾地域拠点校の候補となっております。

続きまして 18 ページ、資料 2、統合校の校名決定スケジュールにつきまして御説明させていただきます。以上の公募結果を受けまして、次回、第 6 回高知県立学校の校名に関する検討委員会を 10 月 20 日に開催することとなっております。ここで、高知県立学校の校名に関する検討委員会の委員によって公募結果の確認をまず行いまして、御応募いただいた校名候補からどのように絞り込みを行っていくのか。その方法について協議していく予定となっております。次の第 7 回では、統合校の代表者の皆様から候補の絞り込み方法、それから校名候補に関する御意見、それをお伺いする予定となっております。その御意見を受けまして、高知県立学校の校名に関する検討委員会委員が校名候補の絞り込み方法をこの第 7 回で決定する予定です。それから、次の第 8 回、これが高知県立学校の校名に関する検討委員会最後の会議となる予定ですが、ここで校名候補を決定していただくこととなります。その後は、決定した校名候補を高知県立学校の校名に関する検討委員会から教育委員会に報告しまして、教育委員会が検討を行った後、統合校の校名を決定する予定です。それを受けまして、12 月議会に設置条例の改正議案の審議をしていただく予定となっております。

私からの御報告、以上です。

◎桑名委員長 質疑を行います。

◎上田（貢）委員 今回の結果、高知西高等学校が 7,924、高知南中学校・高等学校は「高知国際」になるのでしょうか、131 という結果が出たんですけども、そこでまず最初に、今回のこの公募の目的、意味をもう一度、再度御説明いただけますか。

◎坂本高等学校課企画監兼再編振興室長 公募するかどうかに当たりまして、まず高知県立学校の校名に関する検討委員会委員の皆様へ他県の例を御説明しながら、大方の県が公募を行っておるという例を御紹介して、まず公募をやるということを決めました。その目的としましては、今後、校名候補を考えていく上での候補を幅広く聞くことにござい

ます。もともと、県立高等学校再編振興計画の中で広く県民からの御意見を聞き、それから学校関係者の御意見を聞いた上で校名を検討するという大もとがございまして、その流れを受けて、検討委員会の中で県民の意見を聞くということで公募した経緯がございまして。

◎上田（貢）委員 その中でも数ではないというお話が前からあるわけですが、この結果を見て、また、この1カ月という短期間でこんなに多くの応募があったというのは、やはり高知西高等学校の歴史と伝統と教育実績など、皆様にいかに愛されているかということじゃないかと思います。今回、私の地元の方もわざわざ私の自宅までこの用紙を持ってきて、高知南中学校・高等学校との統合で歴史ある校名が消えるのは、どうしても納得できないというお話の中で、随分集まってきたので、その中でいろいろ応募用紙の中にその理由の書く欄がありますね。あそこを読ませていただいたんですけども、本当に皆さんそれぞれ思いがもうぎっしり書かれていまして、その内容を見て本当に胸が熱くなったんですが、執行部は数じゃないということですが、高知南高等学校は、この統廃合計画があって、高知西高等学校との合併に反対する署名を1万7,000近く集めた。一方で、高知西高等学校は校名の存続のための署名を3万4,055、約2倍強も集めているわけです。中にはこの高知南中学校・高等学校の方の署名もあったんですけども。最終的にはやはり数、それが民意じゃないかと思います。もし、今回あくまでこれは形式的に公募をやったというなら、余りにも人をばかにしているというか、大変なことになるのじゃないかという気はしますけれども、今回のこの結果を教育長はどうお感じになるか、ちょっとお聞かせください。

◎田村教育長 いずれにしても、この結果は検討委員会で御検討いただくということです。その中でどういう形で絞り込みするかについても検討委員会の中で協議をして決めていただくということです。我々はその検討の推移をまずは見守らせていただきたいと思います。

◎上田（貢）委員 けれど、最終的にはそちらで判断されるということですから、その辺はしっかり検討いただきたいと思います。ちまたのうわさでは、名前を変えるという既定路線で進んでいるというお話も随分聞くんですけども、そういうことはまずないと思うんですが、一応その点についてちょっと。

◎田村教育長 それについても、もともとゼロベースから協議をさせていただきたいと。変えるとも変えないともそれは予断は持ちませんということでは言わせていただいていますので、それはそういうことかと思っています。

◎上田（貢）委員 高知南中学校・高等学校がなくなるから高知西高等学校もなくせ、校名を変えなさいというのはやはり余りにも乱暴じゃないかと思います。高知西高等学校と統合となったのは、先人が英語科を始め、その歴史と伝統を守って、そして教育実績を高く評価されたからだだと思います。現在地における高知西高等学校は本当に地域や県民にと

っても定着している校名でもありますし、愛着もあり、広く皆様に愛された学校です。なので、校名を変えても世間の方はやはり西高と呼ぶだろうと思いますし、そもそもこの校名を変えても得するのは誰もいないんじゃないかと思います。中高一貫校を目指すのであれば、60年の歴史を重ねてきたこの高知西高等学校の名前のもと、100年を目指すべきだと思います。高知西高等学校の伝統と教育実績のもとに、県民の信頼と期待は十分に得られると思います。最終的には教育委員会で決めるということですので、ぜひその辺検討願いたいと思います。

◎田村教育長 いずれにしても、検討委員会からこういった形で候補名が出てくるかということかと思しますので、それを受けて県教育委員会としてもしっかりと検討したいということかと思っています。

◎池脇委員 上田委員からも御意見がありました。もともと新しい学校をつくるということで合併をしているわけです。グローバル教育をしっかりとやっていこうと。本来は高知南高等学校が、中学校の校舎もあるし、建物も新しいし、スペースは十分ある。しかし、南海トラフ地震の津波のことを考えると、場所は高知西高等学校が適正であるということで、高知西高等学校に附属の中学校をつくる。このグローバル教育というのは東京にも東京都立国際高等学校があるわけですが、あそこは高校の3年間でこれをやろうとしてきているわけですが、高知県の状況からするとやはり6年は必要であるということで中高一貫をさせ人材を育てるということで、明らかにもう旧の高知南中学校・高等学校や高知西高等学校という部分は伝統を引き継ぐことに縛られてはいけません。新しい学校に新しいコートを着せなくちゃいけないわけです。そういう部分で名前の検討となったんだと思うんです。そうでなければ、初めから高知西高等学校ということで合併をやる必要なくて、高知南中学校・高等学校はもう廃校にしましょうと。高知西高等学校はこういう形で作らしましょうとスタートしてよかったわけです。お互いの学校が関係者がいるわけですから、どちらも思いはあると思いますけれども、将来の高知県の子供たちが伸びやかに勉強ができる新しい学校であるというその機能をわかりやすく伝わっていくような形で名前も決めていただければいいのではないかと。ここを見ても、高知西高等学校という名前が7,900という方が出ていますね。私のところにも高知西高等学校の関係の方がお願いに来ていました。かなりこれは高知西高等学校の卒業生とか関係の方が組織的に動かされたということですから、そこに平等性があるかどうかとも考えておかななくちゃいけない。これは投票制じゃないわけです。全体で名前が挙がっている中で、国際という名前を応募されている。それが全部見ますと11あります。グローバルが4ですから、合わせると15。出した人は一人かもしれませんが、あるいは数人かもしれませんが、客観的にこうした名前がいいのではないかとのお声であろうとも思います。そういう点も踏まえて御検討をされるのが大事ではないかなと思います。意見として述べておきたいと思います。

◎**金岡委員** 飲酒運転についてお伺いしたいんですが。この懲戒処分が適当なのかどうか。朝のことだという話かもしれませんが、飲んだらいけないんですね。いつ飲もうが量がどうだろうが、それはいけないわけです。理由にならないと思います。

もう一点、この中で、再度の飲酒検知を求めたところと書いてあります。再度の飲酒の検知を求めたところ逮捕された。これはこの間に何かあったんですか。

◎**高岸高等学校課長** 特に何かがあったということではございません。本人はもう酔っていないという意識がありまして、その数字を見せられたときにもう一度その検知をしていただけませんかというお願いをしたということです。

◎**金岡委員** いずれにしても、県民は恐らく飲酒一発免職という感覚で捉えておると思います。そうすると、3カ月がどう皆さん捉えられるのかと思いますが、どうでしょうか。

◎**高岸高等学校課長** 委員おっしゃるように、平成9年に出されました通知に基づいて、免職という原則を出しております。その通知の中で、二日酔いの場合は事案により停職をするという原則に基づいて検討をしたということが大きいところです。本事案につきましては、家庭に戻って7時間程度一定睡眠を確実にとった、仮眠の状況ではないということ。それから、結果的に不起訴になっていることを勧案しまして、停職3カ月の決定をいただきました。

◎**金岡委員** そういうことで決められたかもしれませんが、某自治体では、飲酒運転をしたと自己申告で、なおかつ最終的に起訴も何もされなかった。そういう事案でかなりの重い処分を受けたというのも聞いたことあるかと思いますが、そういうところでやっています。かなり厳しくやらないとなかなか納得がされないだろうという形でやっていますので、またそこら辺も。この県のいろいろな事案と照らし合わせるだけではなくて、周辺町村あるいはそういう類似の団体のケースも勧案しながらやっていただきたいと思います。いずれにしても絶対にないように。

◎**横山委員** 私も飲酒の不祥事の件についてお聞きしたいんですけれども、結構深酒して次の日出勤してる。科学的に人間の体にお酒が入って抜けるまでの時間とか、多分あると思うんですけれど。飲んだら乗るなはもう当たり前の話ですけれども、飲んだら何時間乗るなど、そこら辺もしっかりしとかなないとまた出るんじゃないか。多分、人の体つき、飲んだ量、その人の酒の分解度とかもあるでしょうけれども、平均的にどれぐらいの時間で飲んでという、そこら辺も徹底を相当しとかなないとまた再発するんじゃないかと、そういう懸念があって、また研究してみてください。

◎**桑名委員長** よろしいですか。

(な し)

◎**桑名委員長** 質疑を終わります。

〈新図書館整備課〉

◎桑名委員長 次に、「知の拠点としての新図書館サービス検討委員会とオーテピア高知図書館サービス計画（案）について」、新図書館整備課の説明を求めます。

◎国則新図書館整備課長 知の拠点としての新図書館サービス検討委員会とオーテピア高知図書館サービス計画（案）につきまして御説明します。

まず、新図書館整備課のインデックスのついた、知の拠点としての新図書館サービス検討委員会（及び分科会）についてと書かれた資料をごらんください。知の拠点としての新図書館サービス検討委員会につきましては、東洋ゴム工業社製の免震装置問題による開館延期の期間を活用し、図書館サービスのさらなる充実などについて検討を行うため、昨年10月に設置をしました。この知の拠点としての新図書館サービス検討委員会とあわせ、テーマ別に具体の検討を行う、資料下の①から④の4つの分科会において、委員のほかに関係・連携先の方にも参加いただき、課題解決支援サービスや中心市街地活性化への寄与と周辺施設との連携、新図書館で行うサービス・取り組みのブラッシュアップなどについての検討を行ってきました。

次のページをお願いします。各分科会での意見などにつきまして、（1）の資料の整備・充実から（4）の図書館サービスのPR・周知の4つに整理しまして、主なものを記載しております。いただいた御意見や検討した内容につきましては、課題や今後の取り組みの方向性などを整理し、資料には、具体的な取り組みのうち、主なものを記載しておりますが、出前図書館や図書館活用講座など、開館前からできることにつきましては既に取り組みを始めているところです。また、図書館サービス計画の中のサービス・取り組みにも反映をさせております。

資料下の主な成果としましては、専門機関などとの関係づくりができたことや、関係者の方に図書館サービスを知っていただいたほか、司書の人材育成の面でも他県の先進的な取り組み事例などを学習する機会となるなど、成果があったと考えております。分科会などでの課題を踏まえまして、今後の取り組みにつなげていきたいと考えております。

次に、オーテピア高知図書館サービス計画（案）につきまして御説明をします。別冊でオーテピア高知図書館サービス計画（案）をお配りしておりますが、資料の次のページのオーテピア高知図書館サービス計画（案）の概要についてと書かれた資料などを用いまして御説明をさせていただきます。県立・市民の両図書館で作成をしておりますオーテピア高知図書館サービス計画（案）は、サービスなどの基本的な考え方と具体的な方策を明らかにするもので、5つの章立てで整理をしております。

まず、この計画の趣旨・目的としましては、一つには、この計画を開館前から県民に周知し、図書館サービスの利用促進を図りたいと考えております。また、新たな図書館は、課題解決支援サービスを初め、さまざまなサービスを関係機関と連携・協力しながら実施することにしております。このため、この計画を専門機関や市町村立図書館などと共有し、

早い段階からサービスなどの提供体制を整えるため作成しようとするものです。

次に、計画の位置づけとしましては、平成 23 年に新図書館の整備方針や目指す図書館像、サービスや運営の考え方などを取りまとめた基本構想や基本計画に基づきまして、関連する計画などとの整合性を図るなどして策定するものです。

次に、計画期間は平成 29 年度から 5 カ年間としております。開館前に作成しますので、進捗状況や新たな課題などを踏まえ、必要に応じて見直すことにしております。

続きまして、基本理念と基本方針です。基本理念につきましては、基本構想と基本計画の中で、新図書館の目指す姿の「これからの高知を生きる人たちに力と喜びをもたらす図書館」を基本理念としております。また、同様に、基本構想と基本計画の中で目指す図書館像として示された、資料左下の情報提供機関として地域を支える図書館など、5 つの項目を基本方針としております。

次に、この 5 項目からなる基本方針の実現に向けたサービス・取り組みとしましては、基本計画の中で示された 13 のサービス・取り組みに新たに 2 つを加えまして、15 のサービス・取り組みを整理しております。

4 ページ、5 ページには、体系ごとに①から④の 4 つに分けて整理した 15 のサービス・取り組みの概要と主な内容をまとめております。4 ページをお願いします。まず、図書館サービスのもととなる資料・情報の提供と高知県関係資料の収集・保存・提供によりまして、地域を支える情報拠点機能の充実を図っていきたいと考えております。

次に、レファレンス・サービスや課題解決支援サービスなど、調査・研究への支援や課題解決に役立つ必要な情報の収集や提供などによりまして、暮らしや仕事の中でのさまざまな課題解決への支援を行っていくことにしております。

次の 5 ページの上の利用者に応じた図書館サービスの充実としましては、児童、ティーンズ、外国語を使用する人などの多文化、図書館利用に障害のある人と、対象者ごとにきめ細かなサービスなどを行うことにしております。

最後に、市町村立図書館などへの支援など、県立・市民図書館の独自機能に関するものと中心市街地活性化への寄与・周辺施設の連携につきましては、サービスなどの実施に当たって共通する連携・支援及び図書館の活用ということで整理し、まとめております。

資料の 4 ページをお願いします。右側の主な内容のうち、上から 2 つ目の、開架スペースで 30 万冊以上の資料を提供など、太字で記載しているサービス・取り組みは新図書館になって充実・強化するものや、新たに取るものです。また、下線を引いているサービス・取り組みは、分科会で関係機関の方から御意見などを踏まえ、整理したものです。関係機関と連携・協力しながら、実効性のあるサービス・取り組みにしていきたいと考えております。

資料の 3 ページをお願いします。次に、第 3 章の 2 のサービス提供体制の充実・強化で

す。多様なニーズに応え、より効率的で質の高いサービスを実施できるよう、資料・情報の充実と提供体制の確保などに取り組んでいくことにしております。

次に、計画の推進体制についてですが、図にございますように、両図書館と図書館専門家などで構成する調整機関において連携・調整を図りながら、両館が役割分担を明確にした上で一体的な運営を行うとともに、関係機関とも十分に連携を図りながら計画の推進に取り組んでいくことにしております。

最後に、計画の点検・評価・改善とサービス指標についてです。計画の点検・評価につきましては、図書館協議会のほか、図書館の専門家などによる第三者機関により定期的実施し、サービスの改善などに役立てていくことにしております。また、サービス指標につきましては、P D C Aサイクルに基づく進捗管理を徹底し、目標の達成に努めるとともに、適宜見直していくことにしております。

なお、今後のスケジュールとしましては、本日の意見などを踏まえまして、県と市で再度、計画の中身を調整・確認し、その上でパブリックコメントと県内3カ所で説明会を開催することにしております。12月の総務委員会では、パブリックコメントなどの意見を反映し、修正した内容などについて改めて御報告をさせていただきたいと考えております。

最後に、オーテピア高知図書館の開館日時（案）につきまして御説明します。6ページをお願いします。土曜日の開館時間につきましては、これまで午前9時から午後6時としておりましたが、少しでも多くの方に図書館を利用させていただきたいことや、商店街が行うイベントなどと連携・協力することで、中心市街地の活性化にも寄与していきたいことなどから、高知市とも調整し、下線を引いている部分ですが、7月・8月の開館時間につきましては午後8時まで延長する方向で考えております。

私からの説明は以上です。

◎桑名委員長 質疑を行います。

◎池脇委員 オーテピア高知図書館サービス計画、案ができてよかったです。県市でこの図書館、2人の館長でやるわけで、行政としては高知県立図書館と高知市民図書館が存在をするわけですね。現在、高知県立図書館を運営するには条例ですか。図書館の運営要綱があって、それに沿って運営をされてるわけですね。今回示された内容。位置づけのところ、3ページに「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」が書かれてあるんですが、運営要綱にかわり得るものなのか。あるいは、図書館スタートの段階で、高知県立図書館としての運営要綱とそれから高知市民図書館としての運営要綱、それぞれ条例として持つのかどうか。一つの図書館だから、そういうものはもうつくらないでこれで運営をするのか。そのあたりの位置づけはどうなっているんですか。

◎国則新図書館整備課長 今回、作成をしますオーテピア高知図書館サービス計画につきましては、図書館で行うサービス・取り組みにかかわるものでして、図書館の運営に係る

ものにつきましては、設置管理条例及び規則に基づきまして、それからそれぞれのサービス、運営していく上での取り決めに基づきましてやっておりますので、今後、新図書館で行う中身に応じてそこは改めていく必要がございます。

◎池脇委員 そうしますと、ここの計画の位置づけで、望ましい基準をもとにしてきちんと作成されると捉えてよろしいですか。

◎国則新図書館整備課長 運営にかかわるものにつきましては、また改めて設置管理条例とかありますので、そこの改正とかに。

◎池脇委員 ここに「図書館法や図書館の設置及び運営上の望ましい基準、その他関連する計画等との整合性を図りながら策定するものです」と書いてある。だから、県市が両方入るんで、その図書館の運営については、行政的に言えば、運営のための要綱をつくっているわけです。それは別につくるのか。それとも、そういう両方で別々であって中身が違っていたら運営上困るだろうから、ここで運営上の望ましい基準をちゃんとつくって、それをもとにして運営の要綱なり、そうしたものをつくられるんですかということを知りたいんです。

◎国則新図書館整備課長 そこは一緒の図書館になりますので、県と市で協議をして、その調整をしながらつくっていくことになります。

◎池脇委員 今、高知県立図書館で持っている運営要綱に当たるものをつくるということですね。ここの内容はその一部であると捉えてよろしいんですね。

◎国則新図書館整備課長 今回は、そういう要綱と調整を図りながら、こちらの中身を見ていただきますと、9ページから、図書館で行う15のサービスについての中身が主になっておりまして、その運営どうこうというところになりますと、また改めて、運営に関するもの、取り決めについては、今後、県と市で調整しながらつくっていくことになります。

◎池脇委員 ここで書かれているのは、実質的なサービスの内容について書かれてあるんですよ。それを規定する要綱が図書館法で必要なわけです。だから、その部分は別につくられるわけですね。

◎国則新図書館整備課長 現在、設置管理条例、規則、それからそれぞれのサービスごとに取り決めをしておりますので、新図書館になりますとサービス内容、それから運営のやり方も変わってきますので、そこはその内容に応じて改正をしていくことになります。

◎池脇委員 ここにある第2章の基本理念とか基本方針は、その要綱の軸になる項目ですか。

◎国則新図書館整備課長 今回定めましたのは、オーテピア高知図書館サービス計画に当たっての基本理念、基本方針ということですが、今後、高知市とも調整しながら、例えば、運営に当たっては、協定書を結びながら、運営にかかわる基本方針について県と市で協定を結びながらということになっておりますので、その協定を今後詰めていく中で、県と市

で協議しながらやっていきたいと思っています。

◎池脇委員 あと、サービスの内容を実際に行うためには、それぞれ県市で運営の組織が
つくられなくちゃいけませんね。これから協議をしないといけないんですね。そういう組
織の中には、こうしたサービスがスムーズに行えるような機能をしっかり持たさなくちゃ
いけないですね。組織的な課題についてはまだこれからと捉えていいんですか。

◎国則新図書館整備課長 サービスが一定固まったところでして、これから人員体制、そ
れから組織体制については、高知市と今回決めましたオーテピア高知図書館サービス計画
がしっかりとできるような体制を考えていきたいと思っています。

◎池脇委員 あともう2年ぐらいしかありませんので、特に心配なのが市の図書館の司書
は、執行部と人事で今までずっと入れかわってきています。ある程度仕事ができるよう
になったら、また全然できない人に交代している。県の場合は、常に専門職としてキャリ
アをずっと積んできています。そこのところは、同じフロアで同じ仕事をしていこうとし
た場合に、これは進化型図書館ですから、司書の能力はどんどんスキルアップをさせなく
ちゃいけない。けれども、市の人事がそういう形であれば、市は全然スキルアップでき
ない現実ができますので、市との協定の話のときには、この図書館人事については、今
までの人事のあり方をとらないと明確に協定で結ばないといけないと思うんです。そ
うしなければ、運営全体が歯車が合わなくなると思うんですけれども、その点はど
のように御見解を持っておりますか。

◎国則新図書館整備課長 委員おっしゃられるとおり、高知県立図書館の場合には
司書採用を行っておりまして、高知市の場合には、平成25年度から新たに司書で採用
してという職員がございまして、従来は司書の資格を持った職員が人事異動などで
図書館に来て、長らく図書館で在籍しています。ことしの4月1日段階で、司書が
15人おりまして、うち、司書の採用者が8名となっております。高知市に確認を
しましたところ、今後は司書の数をふやしていった切りかえを行っていくと聞いて
おります。

◎池脇委員 これからが最後の詰めですから、そごのないようにしっかりお互い本
音のところを話し合って、きちんと協力体制がとれるような協定をぜひつくり上げて
いただきたいと思いますので、頑張ってください。

◎横山委員 この基本理念と基本方針の中で、地域を支える図書館ということでは
けれども、県立図書館なので、中山間部とか、図書館の機能が薄い、充実まださ
れてないようなところにこの計画、方針が定まったことで、図書充実に対して、何
か波及効果が生まれたりするのでしょうか。

◎国則新図書館整備課長 もともと新図書館が、高知市民図書館、高知県立図書館
がそれぞれやっていた共通するサービスを一体的に行うことによって、それぞれが
持っている独自の機能、高知県立図書館ですと、市町村立図書館等への支援が
ございまして、そこの

ところはきっちりとやっていかないといけないというところ。5ページ見ていただきますと、市町村立図書館への支援というところで、現在でももう体制を整えています、協力貸し出し、資料等の配送ということで、月曜日以外は毎日やっています、時間にもよりますけれども、早ければ翌日には市町村立図書館へ行って貸し出しができる。それから、レファレンスへの協力。なかなか市町村立図書館では全てをお答えできないことについて、高知県立図書館で御支援をしていく。それから、課題解決支援サービスなども、オーテピア図書館のほうで、そういう取り組み事例、成功事例をつくって行って、それをそれぞれの地域でもやっていただこうというようなところで考えております。

◎**金岡委員** 関連して、例の市町村との図書館を情報ハイウエーなどを使ってイントラネットの構築ができれば、極めて有効に使えると思うんですけれども、いかがでしょうか。

◎**国則新図書館整備課長** 情報を市町村立図書館と結びまして、横断検索とか、そういうことはぜひやっていきたいと考えておるんですけれども、やるに当たりましてはやはり基本的な環境設定が必要になってきまして、市町村立図書館には一定投資が必要になります。そういったものを整えていただいて、ほかの市町村の図書館にどういった図書があるか検索できるシステムにしていきたいと思っています。そういうところがまだ途中で、徐々に整備していきたいと思っています。

◎**金岡委員** この中にはいろいろなデータをウェブサイトで公開と書いておりますけれども、全部の家庭にパソコンがあってできるわけじゃないので、やはり、市町村の図書館へ行って、いろんなものが調べられる環境はつくらないといけないと思うんです。ですから、それには情報ハイウエーがありますから、たしか学校なんかは結んでおるとお思いますので、それを使えば、各市町村の図書館とも結べるわけですから、そこら辺は考えていただいて、今後ぜひともそういうイントラネットを構築していただいて、中山間地の利用者も使いやすいようにお願いしたいとお思います。要請です。

◎**依光副委員長** 29ページに県内図書館横断検索システムというのがある、それに対して、多分、図書館情報システムを市町村が導入していたらそのままつながると思っています。そういう意味で、システムを市町村が導入していない場合です。そうすると、情報収集を手作業とかでやるとなったら、これは手間だと思うんです。市町村の考え方もあるかと思うんですけれども、ここは県が支援しないと、やはり県立図書館としてどの市町村にも平等にということになるのでむらが出るのは残念なので、できるだけ市町村に予算的な措置も含めて、どれくらいの規模の予算かわからないですけど、そこは要請をさせていただきたいとお思います。

◎**桑名委員長** よろしいですか。

(な し)

◎**桑名委員長** 質疑を終わります。

〈人権教育課〉

◎桑名委員長 次に、「個人情報書類の紛失について」、人権教育課の説明を求めます。

◎大西人権教育課長 このたび生じました個人情報の紛失について御報告をさせていただきます。総務委員会報告事項の人権教育課のインデックスのついたページをお開きください。

当課が所管します奨学資金に関する書類の発送準備の過程で、延べ1,137名分のうち23名分の個人情報を紛失しました。紛失した書類は返還通知書、返還状況表、納付書、返還金の納付についての案内、これら4種類をホッチキスどめしたものとなっております。ここに記載されておりました個人情報の内容につきましては、奨学金制度を利用されていた方の奨学生番号、住所、氏名、貸与当時の市町村名、貸与金額、返還免除済み金額、返還済み金額、返還未納金額、今回の返還額、貸付残高となっております。

次に、紛失に至った経緯ですけれども、当課におきましては、奨学資金の返還通知書等の発送作業を毎年8月末から9月にかけて行っております。この作業は、貸与した奨学金のうち本年度分を返還していただく必要のある債務者を対象として行っております。本年度は8月29日までに印刷等の準備作業を行い、同日に当課の職員の3名が平成28年度分の返還対象者延べ1,137名分の通知書等を対象者ごとにホッチキスどめし、封入作業までキャビネットに入れ、施錠して保管をしておりました。9月6日に市町村に送付する通知書等を当課の職員2名がそれぞれの自席にて市町村別にこん包し、その後、再びキャビネットに入れ、施錠して保管しておりました。9月8日には、当課の職員2名がキャビネットからこん包し保管しておりました書類を取り出し、市町村に簡易郵便で郵送しました。なお、高知市につきましては、通知書等を段ボール2箱に入れて持参し、担当職員に手渡しております。9月15日に高知市の職員が、9月8日に受け取り保管しておりました段ボール2箱を2名の職員で開封し、担当者が自席で送付者名簿とホッチキスどめした通知書を照合したところ、通し番号1番から23番の23名分の通知書等が見当たらなかったため、直後に高知市の職員から当課にその旨の連絡がありました。その時点で当課職員から再度段ボール箱を確認してもらいましたが、見つかっておりません。その後、高知市とは何度かやりとりを行い、確認をしましたが、23名分の通知書等は発見されておりません。また、当課及び県教育委員会内の他課で検索を行うとともに、発送先の全ての市町村に通知書等の過不足がないかについて問い合わせを行いましたけれども、どの市町村からも過不足はないとの回答をいただいております。そのため、紛失したと判断し、9月30日に公表をしました。対象となる皆様には9月29日におわびの手紙を差し上げるとともに、電話での連絡が可能な方についてはおわびの連絡をさせていただきました。なお、本日の時点で個人情報の漏えいが確認されているとの情報はございませんが、対象の方々には、気になることがあれば当課まで御連絡をいただきたい旨、あわせてお伝えをしております。

今後の対応につきましては、まず、継続して課内の検索については実施するとともに、インターネット上での漏えいがないか、そういったようなことも検索をしております。あわせて、再発防止策をとっております。再発防止策としましては、まず、当課を初め教育委員会職員の個人情報の適正管理、そういったようなものの徹底を図るように、10月4日付で出されました教育長通知、これに基づきましてチェックリストに基づく個人情報の取り扱いについて確認し、当課においては加えて改善に向けた検討を行い、発送事務に関しましては会議室等の閉ざされた環境の中で集中的に作業を行うこと。封入作業を含め、作業においては常に複数でのチェックを徹底すること。書類を持参する高知市については受け渡し時に確認を徹底するとともに、郵送する市町村に対しては受理内容の確認についての連絡を依頼することなどを改善し、再発防止に努めてまいります。

今回、信頼を損なうこのような事態を引き起こし、大変申しわけございませんでした。経緯や対応につきましては以上です。

◎桑名委員長 質疑を行います。

◎橋本委員 何点かお聞きをしたいと思います。この奨学金の返還通知書の発送作業が始まって、この紛失についての事実が確認できたまでの2週間ぐらいタイムラグがありますよね。まず、発送準備の過程で、基本的に2つあるのではないかと思います。要は発送準備の過程は、一応高知市に持っていくまで、その間のタイムラグが1週間です。それから、高知市が預かってどういう保管をしたのかわかりませんが、そのタイムラグが1週間ですね。この発送準備の過程については、基本的にはキャビネットに施錠をして、きちんとした管理体制があったと思うんです。ただし、高知市に持っていった段階でそれから1週間経過してるわけですね。どういう形での管理体制を高知市で施されていたのか、そのことについてわかっておればお伺いをしたいと思います。

◎大西人権教育課長 高知市につきましては、受け渡しの上で受け取られて、そして高知市の教育委員会の中にその部署の相談室という取り切ったスペースが一つございます。その中にロッカーがありまして、そのロッカーにこん包したその形のままの状態でも保管していたと聞いております。

◎橋本委員 もう一個確認したいんですが。その後、高知市の職員があけていますので、県の職員が確認したわけでは確かにはないと思うんです。そのことを、おまえだおまえだと水かけ論するわけではないですけれども、そういう現状があるということで、実はこの発送作業に移って、それからこの2週間というタイムラグそのものが非常に大きな問題があるのではないかと思います。今後の対応について、スピーディーにきちんとした管理体制のもとでやりますという話はしているんですけれども、実際やり始めたら、まずできるだけ早く発送してしまうのが一つなのではないかと思います。

それともう一点。最後に書いていますけれども、やはり発送したら、そのものがきちん

とあるかないかの検認ができるかどうかが一番大きなことだと思います。だから、市町村や高知市も含めてなんですけれども、必ず着いたらすぐに開封していただいて、あるかないかしっかり確認をして、そのフィードバックを県にしてくれというお願いをするべきだと思いますが、その辺はどうですか。

◎大西人権教育課長 今、橋本委員がおっしゃってくださったように、まさにそれを改善策としてやっていくべきだと考えております。今後、今おっしゃっていただいたような形でやるべく、当課も対応を進めておるところです。

◎橋本委員 ぜひともそういう形で。確かにこの種の個人情報是最たるものです。自分が借りていたお金まで全部見られるわけですから。これは多分、悪いことに使われることはないと思うんですけれども、ないと信じたいんですが、もし使われた場合は大変なことになる可能性もあります。そういうことに対してしっかりと、先ほどの事後の措置についてもしっかりとやっていただければありがたいと思います。これ申し入れをしておきます。

◎米田委員 聞きたいのは、この書類の内容は、氏名は借りた本人ですか。それとも親御さん。子供だったから親の名前もついていると思うけれど、それはないのか。

◎大西人権教育課長 名前につきましては、借りた本人と保護者の方、両方ともあります。

◎米田委員 それはきちんと報告しないと。氏名といたら一人と思いますよ。だから、両方そういう名前がありますということをこういう書類でもきちんと言ってくれないと。連帯保証人なり、二十歳以下で借りているわけですから、親の名前も当然あるだろうと思っていただけれど、そういうようにちゃんと報告してください。

それと、9月6日に自席でこん包したというのが作業の仕方としてよかったかと率直な思いもありますし、しかも、9月8日までに3回作業をして、かかわられた職員が全て違いますよね。A、B、Cと書いている。あえてそういうふうに変えて作業する職員を変えていつもやっているのか。それはそういうやり方でいいのかわかるかどうかよくわからないけれど、今回は変わっているのだから、そこら辺はどういうことなのか。

◎大西人権教育課長 それぞれの役割はありますが、この期間、夏季のお休みであるとか、あるいはまた年休とか、そういうところも重なっているところもございます。今、委員おっしゃるように、全ての過程を全て同じ者がずっとやれば一番いいんですけれども、そのあたりについては必ずしも全て同じとはなっていない状況がございました。

◎米田委員 役員とかチーフがどうだとかいう意味ではなくて、例えば作業してキャビネットに保管するわけですよ。それだったら、この作業の責任者が一人はおるときにやって、キャビネットに保管する時間があるわけですから、いるときもあると思うんです。立ちかわり入れかわり違う人が作業をやってきてしまって、結局誰も責任を持って作業を見た人がいません。作業のやり方としてもこれはどうかと思うんです。夏季休暇がありますから、9月6日に作業するんだったら、キャビネットに保管して8日まで置いておくわ

けだから、そしたら日をずらすとか、誰かいるときにやるとかいうふうにしてよかったと思うんです。そこはどうか。

◎大西人権教育課長 この作業の過程、終了時、そういうところで今、米田委員がおっしゃったように、必ずそこで通して確認ができる職員をしっかりと位置づけながら作業を行う。今回も一人一人チェックリストをつけながらやってはおったんですけども、やはりその兼任というところ、最終確認というところの弱さがあったと考えております。今後、作業工程、それからあと、そこの確認を改めてやっていきたいと考えておるところです。

◎米田委員 本人の名前、返還の未済の金額、これは一人一人の人権からすれば、仮に漏れていたらもう大変なことです。その人の生活実態もわかるということで。今回が初めてではなくて、去年かおととしか、USBメモリーが紛失して何千人かの名簿をなくしたわけですよ。ついこの前ですよ。

◎大西人権教育課長 平成23年度。

◎米田委員 そんな前ですか。その後はなかったですか。メモリー以外は。

◎大西人権教育課長 個人情報のこういう紛失はございません。

◎米田委員 実質貸し出しの作業は終わっていますけれど、回収の作業で仕事自体は大変だと思うんです。なかなか回収できない大変さもあるけれど、やはりこれは大変な書類を扱っているという認識。公文書でも普通の書類と違って個人の生活がわかる、実名がわかる大変なものです。それを扱うことに対する姿勢は本当に普通の部署と違う。そういう部署はたくさんありますけれど、改めて課として県職員全体として順番に回っていくわけですから。本当にこれは取り返しのないことをやってしまっているんです。そのことを思ったときに、再度、職場としての総括なり検証をこれは真剣にやっていただきたい。個々人のいろいろあったかもしれませんが。一人一人の責任、この人がという意味ではなくて、組織としてやはりやらないといけないんじゃないかと思うんですけれども、最後決意を。

◎田村教育長 この件については、米田委員が言われるとおりでと思っています。こういう個人情報については、いかに守秘義務が大事かということについて、我々、教育委員会、当然、担当の課、担当者を含めて、もう一回徹底的に考えを確認しないといけないと思っています。そういった自覚が足りないと言われてもやむを得ないと私としても受けとめさせていただきます。このことについては、そういった意識を再度、教育委員会の中で徹底していきたいと思っています。その上で、先ほども御説明した、具体的な発送方法の改善についても、二度とこういったことが起こらない形で取り扱い方法についても改善をさせていただきたいと考えております。

◎桑名委員長 質疑を終わります。

以上で、教育委員会を終わります。

お諮りいたします。以上をもって本日の委員会は終了とし、この後の審査については明

日行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし)

◎桑名委員長 それでは、以後の日程については、あすの午前 10 時から行いますので、よろしく願いいたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。閉会の前に委員の皆さんにお諮りしたいことがあります。

先月 28 日に常任委員会正副委員長会が開かれ、県外調査に係る報告書について協議を行いました。県外調査を行った場合、お配りしました調査出張報告書(案)のように事務局において概要をまとめておりましたが、さらに調査を踏まえた成果や委員会としての意見、提案なども掲載し、充実すべきではないかという意見がありました。御説明したとおり、報告書を充実することについて御了解いただきましたら、17 日の委員会最終日に、県外調査に係る各委員の御意見を取りまとめていきたいと考えております。

それでは、県外調査に係る報告書の充実については御異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

◎桑名委員長 異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

それでは、10 月 17 日の午後 1 時から委員長報告の取りまとめ等を行った後に、県外調査に係る報告書の取りまとめを行いたいと思います。

本日の委員会は、これで閉会します。

(17 時 33 分閉会)